

熊原第23-024号
令和5年6月29日

原子力規制委員会 殿

神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番5号
原子燃料工業株式会社
代表取締役社長 伊藤 義章

使用前確認申請内容の変更について

令和2年10月12日付け熊原第20-020号をもって申請し令和3年5月28日付け熊原第21-019号、令和3年7月9日付け熊原第21-039号、令和3年10月22日付け熊原第21-045号、令和3年11月9日付け熊原第21-050号、令和4年7月21日付け熊原第22-016号、令和4年11月18日付け熊原第22-030号及び令和5年1月16日付け熊原第23-001号をもって記載事項の一部を変更した核燃料物質の加工施設に係る使用前確認申請書について、記載事項の一部を変更したので、核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の5第3項の規定により、別記のとおりその変更の内容を説明する書類を提出します。

□□□□□内は、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、
一部又は全部公開できません。

別 記

1. 変更の内容

- (1) 令和2年10月12日付け熊原第20-020号をもって申請し令和3年5月28日付け熊原第21-019号、令和3年7月9日付け熊原第21-039号、令和3年10月22日付け熊原第21-045号、令和3年11月9日付け熊原第21-050号、令和4年7月21日付け熊原第22-016号、令和4年11月18日付け熊原第22-030号及び令和5年1月16日付け熊原第23-001号をもって記載事項の一部を変更した申請書別紙の記載事項の「五、使用前確認を受けようとする使用前事業者検査に係る工事の工程、期日及び場所」について、以下のとおり変更する。

(変更前)

構造、強度及び漏えいに係る検査（第一号＊）

期日 自 2020年（令和2年）11月5日
至 2023年（令和5年）6月上旬
場所 原子燃料工業株式会社 熊取事業所

機能及び性能に係る検査（第二号＊）

期日 自 2021年（令和3年）9月30日
至 2023年（令和5年）6月下旬
場所 原子燃料工業株式会社 熊取事業所

品質マネジメントに係る検査（第三号＊）

期日 自 2022年（令和4年）4月21日
至 2023年（令和5年）6月中旬
場所 原子燃料工業株式会社 熊取事業所

＊核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の4の2第1項

(変更後)

構造、強度及び漏えいに係る検査（第一号＊）

期日 自 2020年（令和2年）11月5日
至 2023年（令和5年）7月下旬
場所 原子燃料工業株式会社 熊取事業所

機能及び性能に係る検査（第二号＊）

期日 自 2021年（令和3年）9月30日
至 2023年（令和5年）8月中旬
場所 原子燃料工業株式会社 熊取事業所

品質マネジメントに係る検査（第三号＊）

期日 自 2022年（令和4年） 4月21日

至 2023年（令和5年） 8月上旬

場所 原子燃料工業株式会社 熊取事業所

＊核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の4の2第1項

- (2) 令和2年10月12日付け熊原第20－020号をもって申請し令和3年5月28日付け熊原第21－019号、令和3年7月9日付け熊原第21－039号、令和3年10月22日付け熊原第21－045号、令和3年11月9日付け熊原第21－050号、令和4年7月21日付け熊原第22－016号、令和4年11月18日付け熊原第22－030号及び令和5年1月16日付け熊原第23－001号をもって記載事項の一部を変更した申請書別紙の記載事項の「六、申請に係る加工施設の使用の開始の予定時期」について、以下のとおり変更する。

(変更前)

2023年（令和5年） 7月14日

(変更後)

2023年（令和5年） 8月28日

- (3) 令和2年10月12日付け熊原第20－020号をもって申請し令和3年5月28日付け熊原第21－019号、令和3年7月9日付け熊原第21－039号、令和3年10月22日付け熊原第21－045号、令和3年11月9日付け熊原第21－050号、令和4年7月21日付け熊原第22－016号、令和4年11月18日付け熊原第22－030号及び令和5年1月16日付け熊原第23－001号をもって記載事項の一部を変更した申請書別紙の記載事項の「七、加工施設の一部が完成した場合であってその完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあつては、その使用の期間及び方法」のうちの使用の期間について、以下のとおり変更する。

(変更前)

使用の期間

自：令和4年12月14日以降であつて、完成した一部を使用する前に必要なすべての使用前事業者検査が完了し、使用前確認を行った日

至：使用前確認証交付日

(変更後)

使用の期間

自：令和4年12月22日

至：使用前確認証交付日

- (4) 令和2年10月12日付け熊原第20-020号をもって申請し令和3年5月28日付け熊原第21-019号、令和3年7月9日付け熊原第21-039号、令和3年10月22日付け熊原第21-045号、令和3年11月9日付け熊原第21-050号、令和4年7月21日付け熊原第22-016号、令和4年11月18日付け熊原第22-030号及び令和5年1月16日付け熊原第23-001号をもって記載事項の一部を変更した申請書別紙の記載事項の「添付書類-1：工事の工程に関する説明書」について、以下のとおり変更する。

(変更前)

添付1に示す。

(変更後)

添付2に示す。

- (5) 令和2年10月12日付け熊原第20-020号をもって申請し令和3年5月28日付け熊原第21-019号、令和3年7月9日付け熊原第21-039号、令和3年10月22日付け熊原第21-045号、令和3年11月9日付け熊原第21-050号、令和4年7月21日付け熊原第22-016号、令和4年11月18日付け熊原第22-030号及び令和5年1月16日付け熊原第23-001号をもって記載事項の一部を変更した申請書別紙の記載事項の「添付書類-3：保全重要度が高い系統、設備又は機器に関する説明書」について、以下のとおり変更する。

(変更前)

添付3に示す。

(変更後)

添付4に示す。

2. 変更の理由

- ・ 使用前事業者検査の実績を追加するとともに予定を変更する。
- ・ 記載の適正化を行う。

設計認可の認可番号等：令和2年10月2日付け原規規発第2010025号（第3次申請）（令和3年9月16日付け熊原第21-041号及び令和4年7月19日付け熊原第22-012号にて軽微な変更の届出）

注1：第5次申請（令和4年11月16日付け原規規発第2211164号）に基づいて防火シャッター、隙間閉止部、ガラリ閉止部の適合性を確認することを示す。

※n (n=3) : n 次申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様の箇所又はそれ以外に n 次申請から追加で本申請の対象とする箇所の適合性を、第 5 次申請に基づいて確認する。

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2020年(令和2年)度						2021年(令和3年)度									2022年(令和4年)度															2023年 (令和5年)度		
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
核燃料物質の貯蔵施設	第1加工棟	第1加工棟 —	{1001}	改造	▲▲▲▲▲▲			▲▲▲▲▲▲▲▲			▲▲▲▲▲▲▲▲			▲▲▲▲▲▲▲▲			▲▲▲▲▲▲			■▲			▲▲			▲▲			注1 ▲▲ △□ ▽▽			○					
	第1加工棟	第1－1貯蔵容器保管設備 第1－1貯蔵容器保管区域	{5064}	撤去													■▲			■												○					
	第1加工棟	粉末・ペレット貯蔵容器Ⅰ型 —	{5066}	撤去																▲						□			※3 □○								
	第1加工棟	第1－1燃料集合体保管設備 第1－1燃料集合体保管区域	{5065}	撤去													■▲			■									○								
	第1加工棟	第1－1輸送物保管区域 —	{5009}	新設													■			■						□			○								
放射性廃棄物の廃棄施設	第1加工棟	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	{6155}	改造 ⁽¹⁾													▲▼			■												○					
	第1加工棟	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	{6156}	改造													■			■												○					
	第1加工棟	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	{6157}	変更なし													■			■												○					
	第1加工棟	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	{6158}	変更なし													■			■												○					
	第1加工棟	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	{6159}	改造													■			■												○					
	第1加工棟	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	{6160}	変更なし													■			■												○					
	第1加工棟	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	{6161}	変更なし													■			■												○					
	第1加工棟	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	{6162}	改造 ⁽¹⁾													■			■												○					
	第1加工棟	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	{6163}	改造 ⁽¹⁾													■			■												○					
放射線管理施設	第1加工棟 第1－1輸送物保管室 第1－1輸送物搬出入室	ガンマ線エリアモニタ 検出器	{7008}	移設				▲			■			▲▼			▲▼			■												※3 □○					

(1) 最大保管廃棄量の変更であり、工事を伴わない。

- 【凡例】

: 工事

△ : 使用前事業者検査 (第 1 号検査) (予定)

▲：使用前事業者検査（第1号検査）（実績）

▽ : 使用前事業者検査 (第2号検査) (予定)

▼ : 使用前事業者検査 (第2号検査) (実績)

☐ : 使用前事業者検査 (第3号検査) (予定)

■ : 使用前事業者検査 (第3号検査) (実績)

○：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

設工認の認可番号等：令和2年10月2日付け原規規発第2010025号（第3次申請）（令和3年9月16日付け熊原第21-041号及び令和4年7月19日付け熊原第22-012号にて軽微な変更の届出）

注2：第5次申請（令和4年11月16日付け原規規発第2211164号）に基づいて事業所内建物間における相互の放送の確認について、適合性を確認することを示す。

注3：第5次申請（令和4年11月16日付け原規規発第2211164号）に基づいて発信機の適合性を確認することを示す。

※n（n=3）：n次申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様の箇所又はそれ以外にn次申請から追加で本申請の対象とする箇所の適合性を、第5次申請に基づいて確認する。

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2020年（令和2年）度						2021年（令和3年）度												2022年（令和4年）度												2023年 （令和5年）度		
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
その他の 加工施設	第1加工棟 第1－1輸送物保管室	遮蔽壁 遮蔽壁 No.1	{1008}	変更なし																																	※3 □○
	第1加工棟 第4－1廃棄物貯蔵室、 第4－8廃棄物貯蔵室、 第4－9廃棄物貯蔵室	遮蔽壁 遮蔽壁 No.4	{1011}	変更なし																																	※3 □○
	第1加工棟北側屋外	防護壁 防護壁 No.1	{1012}	新設																																	※3 □○
	第1加工棟	緊急設備 非常用照明	{8038}	改造																																	○
	第1加工棟	緊急設備 誘導灯	{8038-2}	改造																																	○
	第1加工棟	緊急設備 避難通路	{8035}	新設																																	○
	第1加工棟	緊急設備 ⁽⁴⁾ コンクリート閉止部	{8044}	改造																																	※3 △□○
	第1加工棟	緊急設備 ⁽⁴⁾ 大型外扉	{8063}	改造																																	※3 △□○
	第1加工棟	緊急設備 ⁽⁴⁾ 外扉	{8064}	改造																																	※3 △□○
	第1加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備 （スピーカ））	{8007-7}	改造																																	注2 □○ ▽
	第1加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備 （アンプ））★	{8007-10}	改造																																	注2 □○ ▽
	第1加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備 （アンプ））注2																																			
	第1加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電 話機（PHSアンテナ））	{8007-8}	改造																																	○
	第1加工棟	火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）	{8009-5}	改造																																	注3 △□○ ▽
	第1加工棟	火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）	{8009-6}	改造																																	○
	第1加工棟	消火設備 消火器	{8010-5}	増設																																	○
	屋外	消火設備 屋外消火栓	{8012-3}	仮移設 ⁽²⁾ 、 (3)																																	
	屋外	消火設備 屋外消火栓配管	{8012-5}	仮移設 ⁽³⁾																																	

（2）仮移設する対象は、消火設備 屋外消火栓（消火栓 No.6）である。

（3）第5次申請の消火設備 屋外消火栓により、仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、適合性を確認する。

（4）第5次申請に基づいて、第3次申請の第1加工棟に付属設備として第1加工棟の建物本体に設置する当該の緊急設備を含むことを示す。

★： 第5廃棄物貯蔵棟（第4次申請設備）の完成に伴い一部使用する設備

【凡例】

- ：工事
- △ ：使用前事業者検査（第1号検査）（予定）
- ▲ ：使用前事業者検査（第1号検査）（実績）
- ▽ ：使用前事業者検査（第2号検査）（予定）
- ▼ ：使用前事業者検査（第2号検査）（実績）
- ：使用前事業者検査（第3号検査）（予定）
- ：使用前事業者検査（第3号検査）（実績）
- ：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

設工認の認可番号等：令和３年５月２４日付け原規規発第 2105241 号（第４次申請）（令和３年 11 月 8 日付け熊原第 21-042 号及び令和 4 年 7 月 19 日付け熊原第 22-013 号にて軽微な変更の届出）

注 4：第 5 次申請（令和 4 年 11 月 16 日付け原規規発第 2211164 号）に基づいて防火区画の改造、火災区画境界の壁の貫通部処置等の適合性を確認することを示す。

注 5：第 5 次申請（令和 4 年 11 月 16 日付け原規規発第 2211164 号）に基づいて臨界防止の複数ユニットの適合性を確認することを合わせて示す（〔3008-2〕脱ガス設備 No. 1 燃料棒トレイを除く。）。

施設区分	場所	建物・構造物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2 0 2 0 年（令和 2 年） 度						2 0 2 1 年（令和 3 年） 度												2 0 2 2 年（令和 4 年） 度												2 0 2 3 年 （令和 5 年） 度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
					10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
成型施設	第 2 加工棟	第 2 加工棟 —	{1002}	改造																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															

【凡例】

—

：工事

△

：使用前事業者検査（第 1 号検査）（予定）

▲

▽

▼

□

■

○

設工認の認可番号等：令和３年５月２４日付け原規規発第 2105241 号（第４次申請）（令和３年 11 月 8 日付け熊原第 21-042 号及び令和 4 年 7 月 19 日付け熊原第 22-013 号にて軽微な変更の届出）

注 5：第 5 次申請（令和 4 年 11 月 16 日付け原規規発第 2211164 号）に基づいて臨界防止の複数ユニットの適合性を確認することを合わせて示す。

※ n（n=4）：n 次申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様の箇所又はそれ以外に n 次申請から追加で本申請の対象とする箇所の適合性を、第 5 次申請に基づいて確認する。

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2 0 2 0 年（令和 2 年）度						2 0 2 1 年（令和 3 年）度												2 0 2 2 年（令和 4 年）度												2 0 2 3 年 （令和 5 年）度		
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
被覆施設	第 2 加工棟 第 2－1 燃料棒加工室	ペレット検査台 No. 2 —	{3020}	改造																																注 5 △□	○
	第 2 加工棟 第 2－1 燃料棒加工室 第 2－2 燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No. 8 被覆管コンベア No. 8-1 部	{3021}	変更なし																																注 5 △□	○
	第 2 加工棟 第 2－1 燃料棒加工室 第 2－2 燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-1 部	{3022}	改造																																注 5 △□	○
	第 2 加工棟 第 2－1 燃料棒加工室 第 2－2 燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-2 部	{3023}	変更なし																																注 5 △□	○
	第 2 加工棟 第 2－2 燃料棒加工室	ペレット一時保管台 —	{3024}	改造																																注 5 △□	○
	第 2 加工棟 第 2－2 燃料棒加工室	ペレット検査装置 No. 5 —	{3025}	改造																																注 5 △□	○
	第 2 加工棟 第 2－2 燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット保管箱搬送部	{3026}	改造																																注 5 △□	○
	第 2 加工棟 第 2－2 燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット編成挿入部	{3027}	改造																																注 5 △□	○
	第 2 加工棟 第 2－2 燃料棒加工室	燃料棒解体装置 No. 2 —	{3028}	改造																																注 5 △□	○
	第 2 加工棟 第 2－2 燃料棒加工室	計量設備架台 No. 9 —	{3029}	変更なし																																注 5 △□	○
	第 2 加工棟 第 2－2 燃料棒加工室	計量設備架台 No. 10 —	{3030}	変更なし																																注 5 △□	○
	第 2 加工棟 第 2－1 燃料棒加工室 第 2－1 燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No. 9 —	{3031}	変更なし																																注 5 △□	○
	核燃料物質の貯蔵施設	第 2 加工棟 ┌───┐ └───┘	燃料集合体保管ラック C 型 No. 1 —	{5053}	改造																																注 5 △ □
第 2 加工棟 ┌───┐ └───┘		燃料集合体保管ラック C 型 No. 2 —	{5054}	改造																																※4 △ □	○
第 2 加工棟 ┌───┐ └───┘		燃料集合体保管ラック D 型 No. 1 —	{5055}	改造																																注 5 △ □	○
放射性廃棄物の廃棄施設	第 2 廃棄物貯蔵棟 —	第 2 廃棄物貯蔵棟 —	{1014}	撤去																																■ △□	○
	第 2 廃棄物貯蔵棟 ┌───┐ └───┘	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	{6137-2}	撤去																																■ ▲ □	○
	第 5 廃棄物貯蔵棟 —	第 5 廃棄物貯蔵棟★	{1006}	新設																																※4	○
	第 5 廃棄物貯蔵棟 ┌───┐ └───┘	保管廃棄設備 廃棄物保管区域★	{6137}	新設																																■ ■ ■	○

★： 第 5 廃棄物貯蔵棟（第 4 次申請設備）の完成に伴い一部使用する設備

【凡例】

■

：工事

△

：使用前事業者検査（第 1 号検査）（予定）

▲

▽

▼

□

■

○

設工認の認可番号等：令和３年５月２４日付け原規規発第 2105241 号（第４次申請）（令和３年 11 月 8 日付け熊原第 21-042 号及び令和４年 7 月 19 日付け熊原第 22-013 号にて軽微な変更の届出）

注 2：第 5 次申請（令和 4 年 11 月 16 日付け原規規発第 2211164 号）に基づいて事業所内建物間における相互の放送の確認について、適合性を確認することを示す。

※ n（n=4）：n 次申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様の箇所又はそれ以外に n 次申請から追加で本申請の対象とする箇所の適合性を、第 5 次申請に基づいて確認する。

施設区分	場所	建物・構造物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2 0 2 0 年（令和 2 年）度						2 0 2 1 年（令和 3 年）度												2 0 2 2 年（令和 4 年）度												2 0 2 3 年 （令和 5 年）度		
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
放射線管理施設	屋外	モニタリングポスト No.1 —	{7026}	改造																▲▲		▲	▲	▲						△□ ▽			※4 □○				
	屋外	モニタリングポスト No.2 —	{7027}	改造																▲▲		▲	▲	▲						△□ ▽			※4 □○				
	第2加工棟 第2出入管理室	放射線監視盤（モニタリングポスト） —	{7027-2}	改造																			▲	▲						△□ ▽			※4 □○				
その他の加工施設	第2加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））	{8007}	改造																										△□ ▽			注2 □○ ▽				
	第2加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））	{8007-12}	改造																										△□ ▽			注2 □○ ▽				
	第2加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））	{8007-11}	改造																										△□ ▽			○				
	第2加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）	{8007-13}	変更なし																										△□ ▽			○				
	第2加工棟	火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）	{8009}	改造																										△□ ▽			○				
	第2加工棟	火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）	{8009-11}	改造																										△□ ▽			○				
	第2加工棟	消火設備 消火器	{8010}	増設																										△□			○				
	第2加工棟	緊急設備 避難通路	{8027}	新設																										△□			○				
	第2加工棟	緊急設備 非常用照明	{8029}	改造																										△□ ▽			○				
	第2加工棟	緊急設備 誘導灯	{8029-4}	改造																										△□ ▽			○				
	第2加工棟	緊急設備 防護壁及び防護柵	{8048}	新設																										□			○				
	第2加工棟	緊急設備 防護壁	{8049}	新設																										□			○				
	第2加工棟	緊急設備 コンクリート閉止部	{8050}	改造																										□			○				
	第2加工棟	緊急設備 堰、密閉構造扉	{8051}	改造																										□			○				

【凡例】

—

：工事

△

：使用前事業者検査（第 1 号検査）（予定）

▲

▽

▼

□

■

○

設工認の認可番号等：令和３年５月２４日付け原規規発第 2105241 号（第４次申請）（令和３年 11 月 8 日付け熊原第 21-042 号及び令和 4 年 7 月 19 日付け熊原第 22-013 号にて軽微な変更の届出）

注 2：第 5 次申請（令和 4 年 11 月 16 日付け原規規発第 2211164 号）に基づいて事業所内建物間における相互の放送の確認について、適合性を確認することを示す。

※n（n=4）：n 次申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様の箇所又はそれ以外に n 次申請から追加で本申請の対象とする箇所の適合性を、第 5 次申請に基づいて確認する。

施設区分	場所	建物・構造物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2 0 2 0 年（令和 2 年）度									2 0 2 1 年（令和 3 年）度									2 0 2 2 年（令和 4 年）度												2 0 2 3 年 （令和 5 年）度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
その他の 加工施設	第 2 廃棄物貯蔵棟	火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）	{8009-10}	撤去																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	

（3）第 5 次申請の消火設備 屋外消火栓により、仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、適合性を確認する。

★： 第 5 廃棄物貯蔵棟（第 4 次申請設備）の完成に伴い一部使用する設備

【凡例】

工事

△：使用前事業者検査（第 1 号検査）（予定）

▲：使用前事業者検査（第 1 号検査）（実績）

▽：使用前事業者検査（第 2 号検査）（予定）

▼：使用前事業者検査（第 2 号検査）（実績）

□：使用前事業者検査（第 3 号検査）（予定）

■：使用前事業者検査（第 3 号検査）（実績）

○：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

設工認の認可番号等：令和4年11月16日付け原規規発第2211164号（第5次申請）

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2020年（令和2年）度						2021年（令和3年）度									2022年（令和4年）度									2023年 （令和5年）度														
					10月	11月	12月	4月	4月	4月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月						
成型施設	第2加工棟 第2－2混合室	粉末缶搬送機 No. 2-1 粉末缶昇降リフト —	{2042}	改造																																							
	第2加工棟 第2－2混合室	粉末缶搬送機 No. 2-1 粉末缶移栽機 —	{2043}	改造																																							
	第2加工棟 第2－2混合室	粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機 —	{2044}	改造																																							
	第2加工棟 第2－2混合室	粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機 —	{2045}	改造																																							
	第2加工棟 第2－2混合室	粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器	{2046}	変更なし																																							
	第2加工棟 第2－2混合室	粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器昇降リフト	{2047}	改造																																							
	第2加工棟 第2－2混合室	供給瓶 No. 2-1 供給瓶	{2048}	改造																																							
	第2加工棟 第2－2混合室	プレス No. 2-1 —	{2050}	改造																																							
	第2加工棟 第2－2混合室	焙焼炉 No. 2-1 研磨屑乾燥機	{2051}	改造																																							
	第2加工棟 第2－2混合室	焙焼炉 No. 2-1 破碎装置	{2052}	改造																																							
	第2加工棟 第2－2混合室	焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱フード	{2053}	改造																																							
	第2加工棟 第2－2混合室	焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱機	{2054}	改造																																							
	第2加工棟 第2－2混合室	焙焼炉 No. 2-1 焙焼炉	{2055}	改造																																							
	第2加工棟 第2－2混合室	計量設備架台 No. 4 —	{2057}	変更なし																																							
	第2加工棟 第2－2ペレット室	焼結炉搬送機 No. 2-1 圧粉ペレット搬送 装置 圧粉ペレット搬送部	{2058}	改造																																							
	第2加工棟 第2－2ペレット室	焼結炉搬送機 No. 2-1 圧粉ペレット搬送 装置 圧粉ペレット採取部	{2059}	変更なし																																							
	第2加工棟 第2－2ペレット室	焼結炉搬送機 No. 2-1 圧粉ペレット搬送 装置 圧粉ペレット移栽部	{2060}	変更なし																																							
	第2加工棟 第2－2ペレット室	焼結炉搬送機 No. 2-1 ボート搬送装置 ボート搬送装置部	{2061}	改造																																							
	第2加工棟 第2－2ペレット室	焼結炉搬送機 No. 2-1 ボート搬送装置 段積装置部	{2062}	変更なし																																							
	第2加工棟 第2－2ペレット室	有軌道搬送装置 —	{2063}	改造																																							

設工認の認可番号等：令和4年11月16日付け原規規発第2211164号（第5次申請）

[illegible]

設工認の認可番号等：令和4年11月16日付け原規規発第2211164号（第5次申請）

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2020年（令和2年）度						2021年（令和3年）度						2022年（令和4年）度						2023年 （令和5年）度																																			
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月																					
成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-2 ペレット搬送装置 波板搬送コンベア No.2 部	{2077}	変更なし	【凡例】 — : 工事 △ : 使用前事業者検査（第1号検査）（予定） ▲ : 使用前事業者検査（第1号検査）（実績） ▽ : 使用前事業者検査（第2号検査）（予定） ▼ : 使用前事業者検査（第2号検査）（実績） □ : 使用前事業者検査（第3号検査）（予定） ■ : 使用前事業者検査（第3号検査）（実績） ○ : 使用前事業者検査（加工施設の性能検査）																																																					
	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-2 ペレット搬送装置 目視検査部	{2078}	変更なし																																																						
	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-2 波板移載装置 入庫前コンベア部	{2079}	改造																																																						
	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-2 波板移載装置 波板移載部	{2080}	改造																																																						
	第2加工棟 第2-2ペレット室	センタレス研削装置 No.2-1 研磨屑回収装置	{2081}	改造																																																						
	第2加工棟 第2-2ペレット室	センタレス研削装置 No.2-1 研削液タンク	{2082}	変更なし																																																						
	第2加工棟 第2-2ペレット室	センタレス研削装置 No.2-1 配管	{2083}	変更なし																																																						
	第2加工棟 第2-2ペレット室	計量設備架台 No.7 —	{2084}	変更なし																																																						
	第2加工棟 第2-1ペレット検査室	ペレット検査台 No.1 —	{2085}	改造																																																						
	第2加工棟 第2-1ペレット室、第2-2ペレット室、第2-1混合室、第2-2混合室	焙焼炉 No.2-1 運搬台車 —	{2087}	変更なし																																																						
	第2加工棟 第2-1ペレット検査室、第2-1ペレット室、第2-2ペレット室、第2-1混合室、第2-2混合室	スクラップ保管ラック F 型運搬台車 —	{2089}	改造																																																						
	第2加工棟 第2-1ペレット検査室、第2-1ペレット室、第2-2ペレット室、第2-1混合室、第2-2混合室	ペレット運搬台車 No.3 —	{2090}	改造																																																						

【凡例】

—

：工事

△

：使用前事業者検査（第1号検査）（予定）

▲

：使用前事業者検査（第1号検査）（実績）

▽

：使用前事業者検査（第2号検査）（予定）

▼

：使用前事業者検査（第2号検査）（実績）

□

：使用前事業者検査（第3号検査）（予定）

■

：使用前事業者検査（第3号検査）（実績）

○

：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

設工認の認可番号等：令和4年11月16日付け原規規発第2211164号（第5次申請）

[illegible]

設工認の認可番号等：令和4年11月16日付け原規規発第2211164号（第5次申請）

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2020年（令和2年）度						2021年（令和3年）度												2022年（令和4年）度												2023年 （令和5年）度																													
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月																											
組立施設	第2加工棟 第2－1組立室	組立機 No.1 燃料棒挿入装置（1） －	{4001}	変更なし	【凡例】 — : 工事 △ : 使用前事業者検査（第1号検査）（予定） ▲ : 使用前事業者検査（第1号検査）（実績） ▽ : 使用前事業者検査（第2号検査）（予定） ▼ : 使用前事業者検査（第2号検査）（実績） □ : 使用前事業者検査（第3号検査）（予定） ■ : 使用前事業者検査（第3号検査）（実績） ○ : 使用前事業者検査（加工施設の性能検査）																																																						△□○					
	第2加工棟 第2－1組立室	組立機 No.2 燃料棒挿入装置（1） －	{4002}	変更なし																																																							△□○					
	第2加工棟 第2－1組立室	組立機 No.1 組立定盤部	{4003}	変更なし																																																							△□○					
	第2加工棟 第2－1組立室	組立機 No.1 スウェーピング部	{4004}	変更なし																																																							△□○					
	第2加工棟 第2－1組立室	組立機 No.2 組立定盤部	{4005}	変更なし																																																							△□○					
	第2加工棟 第2－1組立室	組立機 No.2 スウェーピング部	{4006}	変更なし																																																							△□○					
	第2加工棟 第2－1組立室	燃料集合体取扱機 No.1 －	{4007}	改造																									△						△□○																													
	第2加工棟 第2－1組立室	堅型定盤 No.1 －	{4008}	改造																									△						△□○																													
	第2加工棟 第2－1組立室	燃料集合体外観検査装置 No.1 －	{4009}	改造																									△						△□○																													
	第2加工棟 第2－1組立室	立会検査定盤 No.1 燃料棒移送（D）部	{4010}	変更なし																															△□○																													
	第2加工棟 第2－1組立室	立会検査定盤 No.1 石定盤部	{4011}	改造																									△						△□○																													
	第2加工棟 第2－1組立室	立会検査定盤 No.1 燃料棒移送（E）部	{4012}	改造																									△						△□○																													
	第2加工棟 第2－1組立室、第2集 合体保管室	2 ton 天井クレーン No.1 －	{4013}	変更なし																															△□○ ▽																													
	第2加工棟 第2梱包室、第2集 合体保管室	2.8 ton 天井クレーン －	{4014}	変更なし																															△□○ ▽																													
	第2加工棟 第2－1組立室、第2－ 1燃料棒検査室、第2燃 料棒保管室、第2部品室、 第2梱包室、第2輸送容 器保管室	燃料棒運搬台車 No.1 －	{4015}	変更なし																															△□○																													

【凡例】

：工事

△：使用前事業者検査（第1号検査）（予定）

▲：使用前事業者検査（第1号検査）（実績）

▽：使用前事業者検査（第2号検査）（予定）

▼：使用前事業者検査（第2号検査）（実績）

□：使用前事業者検査（第3号検査）（予定）

■：使用前事業者検査（第3号検査）（実績）

○：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

注6：第1次申請で適合性を確認した事項のうちペレット保管ラックE型No. 2-1の臨界防止の複数ユニットは、第5次申請に基づいて適合性を確認する設備・機器に含めて適合性を確認する。

15

設工認の認可番号等：令和4年11月16日付け原規規発第2211164号（第5次申請）

※n（n=1）：n次申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様の箇所又はそれ以外にn次申請から追加で本申請の対象とする箇所の適合性を、第5次申請に基づいて確認する。

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2020年（令和2年）度						2021年（令和3年）度												2022年（令和4年）度												2023年 （令和5年）度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 []	輸送容器搬送コンベアNo.1-1※ ¹ —	{5011}	変更なし	【凡例】 — : 工事 △ : 使用前事業者検査（第1号検査）（予定） ▲ : 使用前事業者検査（第1号検査）（実績） ▽ : 使用前事業者検査（第2号検査）（予定） ▼ : 使用前事業者検査（第2号検査）（実績） □ : 使用前事業者検査（第3号検査）（予定） ■ : 使用前事業者検査（第3号検査）（実績） ○ : 使用前事業者検査（加工施設の性能検査）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															

【凡例】

：工事

△：使用前事業者検査（第1号検査）（予定）

▲：使用前事業者検査（第1号検査）（実績）

▽：使用前事業者検査（第2号検査）（予定）

▼：使用前事業者検査（第2号検査）（実績）

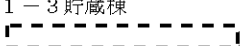
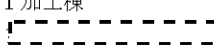
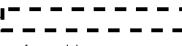
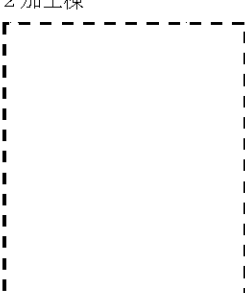
□：使用前事業者検査（第3号検査）（予定）

■：使用前事業者検査（第3号検査）（実績）

○：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

設工認の認可番号等：令和4年11月16日付け原規規発第2211164号（第5次申請）

※n（n=1）：n次申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様の箇所又はそれ以外にn次申請から追加で本申請の対象とする箇所の適合性を、第5次申請に基づいて確認する。

施設区分	場所	建物・構造物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2 0 2 0 年（令和2年）度						2 0 2 1 年（令和3年）度									2 0 2 2 年（令和4年）度												2 0 2 3 年 （令和5年）度				
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	保管容器F型※1 —	{5001}	変更なし																																
	第1加工棟 																																			
	第2加工棟 	保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型）※1 —	{5002}	変更なし																																
	第1－3貯蔵棟 																																			
	第1加工棟 																																			
	第2加工棟 	ペレット保管ラックB型No.1※1 —	{5040}	改造																																
	第2加工棟 	ペレット保管パレット※1 —	{5040-2}	変更なし																																
	第2加工棟 	ペレット搬送設備No.3 ペレットスタッククレーン※1	{5041}	変更なし																																
	第2加工棟 	保管容器G型※1 —	{5004}	変更なし																																
	第1加工棟 																																			

【凡例】

— ：工事

△ ：使用前事業者検査（第1号検査）（予定）

▲ ：使用前事業者検査（第1号検査）（実績）

▽ ：使用前事業者検査（第2号検査）（予定）

▼ ：使用前事業者検査（第2号検査）（実績）

□ ：使用前事業者検査（第3号検査）（予定）

■ ：使用前事業者検査（第3号検査）（実績）

○ ：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

【凡例】

：工事

△：使用前事業者検査（第1号検査）（予定）

▲：使用前事業者検査（第1号検査）（実績）

▽：使用前事業者検査（第2号検査）（予定）

▼：使用前事業者検査（第2号検査）（実績）

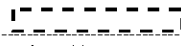
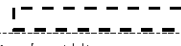
□：使用前事業者検査（第3号検査）（予定）

■：使用前事業者検査（第3号検査）（実績）

○：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

設工認の認可番号等：令和4年11月16日付け原規規発第2211164号（第5次申請）

※n（n=1）：n次申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様の箇所又はそれ以外にn次申請から追加で本申請の対象とする箇所の適合性を、第5次申請に基づいて確認する。

施設区分	場所	建物・構造物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2020年（令和2年）度						2021年（令和3年）度												2022年（令和4年）度												2023年 （令和5年）度						
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月				
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	燃料棒保管ラックB型No.1※1 —	{5049}	改造	【凡例】 —：工事 △：使用前事業者検査（第1号検査）（予定） ▲：使用前事業者検査（第1号検査）（実績） ▽：使用前事業者検査（第2号検査）（予定） ▼：使用前事業者検査（第2号検査）（実績） □：使用前事業者検査（第3号検査）（予定） ■：使用前事業者検査（第3号検査）（実績） ○：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）																																		□○		
	第2加工棟 	燃料棒保管ラックB型No.2※1 —	{5050}	改造																																			□○		
	第2加工棟 	燃料棒搬送設備No.7 燃料棒スタッククレーン※1	{5052}	改造																																			□○		
	第2加工棟 	燃料棒搬送設備No.7 燃料棒トレイコンベア※1	{5051}	変更なし																																			□○		
	第2加工棟 	保管容器H型※1 —	{5005}	変更なし																																					□○

設工認の認可番号等：令和4年11月16日付け原規規発第2211164号（第5次申請）

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2020年（令和2年）度						2021年（令和3年）度												2022年（令和4年）度												2023年 （令和5年）度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ（部屋排気系統） 排風機（301-F）	{6001}	変更なし	【凡例】 — ：工事 △ ：使用前事業者検査（第1号検査）（予定） ▲ ：使用前事業者検査（第1号検査）（実績） ▽ ：使用前事業者検査（第2号検査）（予定） ▼ ：使用前事業者検査（第2号検査）（実績） □ ：使用前事業者検査（第3号検査）（予定） ■ ：使用前事業者検査（第3号検査）（実績） ○ ：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												

【凡例】

：工事

△：使用前事業者検査（第1号検査）（予定）

▲：使用前事業者検査（第1号検査）（実績）

▽：使用前事業者検査（第2号検査）（予定）

▼：使用前事業者検査（第2号検査）（実績）

□：使用前事業者検査（第3号検査）（予定）

■：使用前事業者検査（第3号検査）（実績）

○：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

設工認の認可番号等：令和4年11月16日付け原規規発第2211164号（第5次申請）

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2020年（令和2年）度						2021年（令和3年）度												2022年（令和4年）度												2023年 （令和5年）度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統Ⅰ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ（部屋排気系統） ダクト	{6020}	改造	【凡例】 ■：工事 △：使用前事業者検査（第1号検査）（予定） ▲：使用前事業者検査（第1号検査）（実績） ▽：使用前事業者検査（第2号検査）（予定） ▼：使用前事業者検査（第2号検査）（実績） □：使用前事業者検査（第3号検査）（予定） ■：使用前事業者検査（第3号検査）（実績） ○：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													</

設工認の認可番号等：令和4年11月16日付け原規規発第2211164号（第5次申請）

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2020年（令和2年）度						2021年（令和3年）度												2022年（令和4年）度												2023年 （令和5年）度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統Ⅰ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ（部屋排気系統） 閉じ込めダンパー	{6037}	改造	【凡例】 ■：工事 △：使用前事業者検査（第1号検査）（予定） ▲：使用前事業者検査（第1号検査）（実績） ▽：使用前事業者検査（第2号検査）（予定） ▼：使用前事業者検査（第2号検査）（実績） □：使用前事業者検査（第3号検査）（予定） ■：使用前事業者検査（第3号検査）（実績） ○：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											

設工認の認可番号等：令和4年11月16日付け原規規発第2211164号（第5次申請）

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2020年（令和2年）度						2021年（令和3年）度									2022年（令和4年）度									2023年 （令和5年）度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備No.1系統Ⅰ系統Ⅱ系統Ⅴ（給気系統） ダクト	{6047}	改造	【凡例】 — : 工事 △ : 使用前事業者検査（第1号検査）（予定） ▲ : 使用前事業者検査（第1号検査）（実績） ▽ : 使用前事業者検査（第2号検査）（予定） ▼ : 使用前事業者検査（第2号検査）（実績） □ : 使用前事業者検査（第3号検査）（予定） ■ : 使用前事業者検査（第3号検査）（実績） ○ : 使用前事業者検査（加工施設の性能検査）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					

設工認の認可番号等：令和4年11月16日付け原規規発第2211164号（第5次申請）

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2020年（令和2年）度						2021年（令和3年）度												2022年（令和4年）度												2023年 （令和5年）度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	気体廃棄設備No.2系統1（部屋排気系統） No.1フィルタユニット	{6055}	変更なし	【凡例】 — : 工事 △ : 使用前事業者検査（第1号検査）（予定） ▲ : 使用前事業者検査（第1号検査）（実績） ▽ : 使用前事業者検査（第2号検査）（予定） ▼ : 使用前事業者検査（第2号検査）（実績） □ : 使用前事業者検査（第3号検査）（予定） ■ : 使用前事業者検査（第3号検査）（実績） ○ : 使用前事業者検査（加工施設の性能検査）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													

【凡例】

：工事

△：使用前事業者検査（第1号検査）（予定）

▲：使用前事業者検査（第1号検査）（実績）

▽：使用前事業者検査（第2号検査）（予定）

▼：使用前事業者検査（第2号検査）（実績）

□：使用前事業者検査（第3号検査）（予定）

■：使用前事業者検査（第3号検査）（実績）

○：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

※n (n=2) : n 次申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様の箇所又はそれ以外に n 次申請から追加で本申請の対象とする箇所の適合性を、第 5 次申請に基づいて確認する。

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2020年（令和2年）度						2021年（令和3年）度						2022年（令和4年）度						2023年 （令和5年）度								
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	4月	5月	6月			
放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 系統1	気体廃棄設備No.2系統1（部屋排気系統） 閉じ込めダンパー	[6072}	改造	【凡例】 — : 工事 △ : 使用前事業者検査（第1号検査）（予定） ▲ : 使用前事業者検査（第1号検査）（実績） ▽ : 使用前事業者検査（第2号検査）（予定） ▼ : 使用前事業者検査（第2号検査）（実績） □ : 使用前事業者検査（第3号検査）（予定） ■ : 使用前事業者検査（第3号検査）（実績） ○ : 使用前事業者検査（加工施設の性能検査）																								△ — △□○ ▽		
	第1廃棄物貯蔵棟 系統2	気体廃棄設備No.2系統2（局所排気系統） 閉じ込めダンパー	[6073}	改造																									△ — △□○ ▽		
	第1廃棄物貯蔵棟 系統3	気体廃棄設備No.2系統3（局所排気系統） 閉じ込めダンパー	[6074}	変更なし																									△□○ ▽		
	第1廃棄物貯蔵棟 系統4	気体廃棄設備No.2系統4（局所排気系統） 閉じ込めダンパー	[6075}	変更なし																									△□○ ▽		
	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備No.2系統1系統2系統3系統4（給気系統） 閉じ込めダンパー	[6076}	改造																									△ — △□○ ▽		
	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備No.2系統4（急冷塔給気） 閉じ込めダンパー	[6076-2}	変更なし																			△□○ ▽								
	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備No.2系統3（フィルタ冷却給気） 閉じ込めダンパー	[6076-3}	変更なし																			△□○ ▽								
	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備No.2系統1系統2系統3系統4（自然給気） 閉じ込めダンパー	[6076-4}	変更なし																			△□○ ▽								
	第1廃棄物貯蔵棟 W1-1排風機室	気体廃棄設備No.2系統1系統2系統3系統4（給気系統） 給気フィルタ	[6077}	変更なし																			△□○								
	第1廃棄物貯蔵棟 W1-2排風機室	気体廃棄設備No.2系統4（急冷塔給気） 給気フィルタ	[6077-2}	変更なし																			△□○								
	第1廃棄物貯蔵棟 W1-2排風機室	気体廃棄設備No.2系統3（フィルタ冷却給気） 給気フィルタ	[6077-3}	変更なし																			△□○								
	第1廃棄物貯蔵棟 W1-2排風機室、 第1廃棄物貯蔵室	気体廃棄設備No.2系統1系統2系統3系統4（自然給気） 給気フィルタ	[6077-4}	変更なし																			△□○								
	第1廃棄物貯蔵棟 W1-1排風機室	気体廃棄設備No.2系統1系統2系統3系統4（給気系統） 給気ファン	[6078}	変更なし																			△□○ ▽								
	第1廃棄物貯蔵棟 給気系統	気体廃棄設備No.2系統1系統2系統3系統4（給気系統） ダクト	[6079}	改造																			△ — △□○								
	第1廃棄物貯蔵棟	気体廃棄設備No.2系統1系統2系統3系統4 差圧計	[6080}	改造																			△ — △□○ ▽								
第1廃棄物貯蔵棟	気体廃棄設備No.2（系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統） —	[6080-2}	改造																			△ — △□○ ▽									
第2加工棟 第2-1作業支援室	気体廃棄設備No.1系統Ⅷ（局所排気系統） フィルタユニット（設備排気用）※2	[6019-2}	部分撤去																			□○									
第2加工棟 第2-1作業支援室	気体廃棄設備No.1系統Ⅷ（局所排気系統） ダクト※2	[6027-2}	部分撤去																			□○									

設工認の認可番号等：令和4年11月16日付け原規規発第2211164号（第5次申請）

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2020年（令和2年）度						2021年（令和3年）度									2022年（令和4年）度												2023年 （令和5年）度								
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月			
放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2－1ペレット室	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1	[6081]	改造	【凡例】 — ：工事 △ ：使用前事業者検査（第1号検査）（予定） ▲ ：使用前事業者検査（第1号検査）（実績） ▽ ：使用前事業者検査（第2号検査）（予定） ▼ ：使用前事業者検査（第2号検査）（実績） □ ：使用前事業者検査（第3号検査）（予定） ■ ：使用前事業者検査（第3号検査）（実績） ○ ：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）																														△			△□○		
	第2加工棟 第2－1ペレット室	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 2	[6082]	変更なし																															△□○					
	第2加工棟 第2－1ペレット室	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 3	[6083]	変更なし																												△□○								
	第2加工棟 第2－1ペレット室	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 4	[6084]	変更なし																												△□○								
	第2加工棟 第2－1ペレット室	第1廃液処理設備 遠心分離機 No. 1	[6087]	変更なし																												△□○								
	第2加工棟 第2－1ペレット室	第1廃液処理設備 遠心分離機 No. 2	[6088]	変更なし																									△□○											
	第2加工棟 第2－1ペレット室	第1廃液処理設備 遠心分離機 No. 3	[6089]	変更なし																									△□○											
	第2加工棟 第2－1ペレット室	第1廃液処理設備 遠心分離機 No. 4	[6090]	変更なし																			△□○																	
	第2加工棟 第2－1ペレット室	第1廃液処理設備 遠心ろ過機 No. 1	[6091]	変更なし																			△□○																	
	第2加工棟 第2－1ペレット室	第1廃液処理設備 遠心ろ過機 No. 2	[6092]	変更なし																			△□○																	
	第2加工棟 第2－1ペレット室	第1廃液処理設備 ろ過水槽 No. 1	[6093]	変更なし																			△□○ ▽																	
	第2加工棟 第2－1ペレット室	第1廃液処理設備 ろ過水槽 No. 2	[6094]	変更なし																			△□○ ▽																	
	第2加工棟 第2－1ペレット室	第1廃液処理設備 処理水槽 No. 1	[6095]	変更なし																			△□○ ▽																	
	第2加工棟 第2－1ペレット室	第1廃液処理設備 処理水槽 No. 2	[6096]	変更なし																			△□○ ▽																	
	第2加工棟 第2－1ペレット室	第1廃液処理設備 処理水槽 No. 3	[6097]	変更なし																			△□○ ▽																	
	第2加工棟 第2－1ペレット室	第1廃液処理設備 処理水槽 No. 4	[6098]	変更なし																			△□○ ▽																	
	第2加工棟 第2－1ペレット室	第1廃液処理設備 配管	[6099]	改造																						△			△□○											

【凡例】

：工事

△：使用前事業者検査（第1号検査）（予定）

▲：使用前事業者検査（第1号検査）（実績）

▽：使用前事業者検査（第2号検査）（予定）

▼：使用前事業者検査（第2号検査）（実績）

□：使用前事業者検査（第3号検査）（予定）

■：使用前事業者検査（第3号検査）（実績）

○：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

設工認の認可番号等：令和4年11月16日付け原規規発第2211164号（第5次申請）

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2020年（令和2年）度						2021年（令和3年）度									2022年（令和4年）度									2023年 （令和5年）度														
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月						
放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2分析室	分析廃液処理設備 反応槽	{6100}	改造																																					▲ △□○ ▽		
	第2加工棟 第2分析室	分析廃液処理設備 ろ過水貯槽	{6100-2}	改造																																					▲ △□○ ▽		
	第2加工棟 第2分析室	分析廃液処理設備 スラッジ乾燥機	{6101}	改造																																					△ △□○		
	第2加工棟 第2分析室	分析廃液処理設備 配管	{6102}	改造																																					△ △□○		
	第2加工棟 第2開発室	開発室廃液処理設備 凝集沈殿槽	{6103}	変更なし																																					△□○ ▽		
	第2加工棟 第2開発室	開発室廃液処理設備 遠心分離機	{6104}	変更なし																																					△□○		
	第2加工棟 第2開発室	開発室廃液処理設備 貯槽	{6105}	変更なし																																					△□○ ▽		
	第2加工棟 第2開発室	開発室廃液処理設備 配管	{6106}	改造																																					△ △□○		
	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 集水槽	{6107}	改造																																					△ △□○ ▽		
	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 集水槽No.2	{6108}	変更なし																																					△□○ ▽		
	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 凝集槽	{6109}	改造																																					△ △□○ ▽		
	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 沈殿槽No.1	{6110}	改造																																					△ △□○		
	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 タンクNo.1	{6110-2}	改造																																					△ △□○ ▽		
	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 沈殿槽No.2	{6111}	改造																																					△ △□○		
	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 タンクNo.2	{6111-2}	改造																																					△ △□○ ▽		
	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 加圧脱水機	{6112}	変更なし																																					△□○		
	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 スラッジ乾燥機	{6113}	改造																																					△ △□○		
	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 ろ過装置No.1	{6114}	変更なし																																					△□○		
	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 ろ過装置No.2	{6115}	改造																																					△ △□○		
	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 受水槽No.1	{6117}	改造																																					△ △□○ ▽		
	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 配管	{6118}	改造																																					△ △□○		

設工認の認可番号等：令和4年11月16日付け原規規発第2211164号（第5次申請）

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2020年（令和2年）度						2021年（令和3年）度												2022年（令和4年）度												2023年 （令和5年）度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備 貯留槽No.1	[6119]	改造	【凡例】 — : 工事 △ : 使用前事業者検査（第1号検査）（予定） ▲ : 使用前事業者検査（第1号検査）（実績） ▽ : 使用前事業者検査（第2号検査）（予定） ▼ : 使用前事業者検査（第2号検査）（実績） □ : 使用前事業者検査（第3号検査）（予定） ■ : 使用前事業者検査（第3号検査）（実績） ○ : 使用前事業者検査（加工施設の性能検査）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														

設工認の認可番号等：令和4年11月16日付け原規規発第2211164号（第5次申請）

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2020年（令和2年）度									2021年（令和3年）度									2022年（令和4年）度									2023年 （令和5年）度					
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	焼却設備 焼却炉	{6138}	改造																															△□○ ▽		
	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	失火検知機構 —	{6138-2}	変更なし																															△□○ ▽		
	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	過加熱防止機構 —	{6138-3}	変更なし																															△□○ ▽		
	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	圧力逃がし機構 —	{6138-4}	変更なし																															△□○ ▽		
	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室、W 1－2 排風機室、屋外	可燃性ガス配管 —	{6138-5}	改造																												△			△□○		
	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	焼却設備 バグフィルタ	{6139}	改造																												△			△□○ ▽		
	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	焼却設備 投入プッシャ	{6140}	変更なし																															△□○ ▽		
	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	焼却設備 前処理フード	{6141}	改造																												△			△□○ ▽		
	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	焼却設備 フィルタ処理フード	{6142}	改造																												△			△□○ ▽		
	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	焼却設備 投入リフタ	{6143}	改造																												△			△□○ ▽		
	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	焼却設備 急冷塔	{6144}	改造																												△			△□○		
	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	湿式除染機 湿式除染部	{6145}	改造																												△			△□○ ▽		
	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	湿式除染機 水洗除染タンク	{6146}	改造																												△			△□○ ▽		
	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	乾式除染機 —	{6147}	変更なし																															△□○ ▽		
	第1 廃棄物貯蔵棟 W1 廃棄物処理室	ホイストクレーン 2トンチェンブロック	{6148}	変更なし																															△□○ ▽		
	第1 廃棄物貯蔵棟 第1 廃棄物貯蔵室、W 1 廃棄物搬出入室	ホイストクレーン 1トンチェンブロック	{6149}	変更なし																															△□○ ▽		
	第1 廃棄物貯蔵棟 ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ │ │ ┌───────────┐ │ │ │ │ ┌───────────┐ │ │ │ │ │ ┌───────────┐ │ │ │ │ │ │ ┌───────────┐ │ │ │ │ │ │ │ ┌───────────┐ │ │ │ │ │ │ │ │ ┌───────────┐ │ │ │ │ │ │ │ │ │ ┌───────────┐ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ ┌───────────┐ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ ┌───────────┐ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ ┌───────────┐ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ ┌───────────┐ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ ┌───────────┐ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ ┌───────────┐ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ ┌───────────┐ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ ┌───────────┐ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ ┌───────────┐ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │ ┌───────────┐ │																																				

設工認の認可番号等：令和4年11月16日付け原規規発第2211164号（第5次申請）

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2020年（令和2年）度						2021年（令和3年）度						2022年（令和4年）度												2023年 （令和5年）度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
放射線管理施設	第2加工棟 第2出入管理室、第2-2 燃料棒加工室	ハンドフットクロスモニタ —	{7001}	変更なし	【凡例】 — : 工事 △ : 使用前事業者検査（第1号検査）（予定） ▲ : 使用前事業者検査（第1号検査）（実績） ▽ : 使用前事業者検査（第2号検査）（予定） ▼ : 使用前事業者検査（第2号検査）（実績） □ : 使用前事業者検査（第3号検査）（予定） ■ : 使用前事業者検査（第3号検査）（実績） ○ : 使用前事業者検査（加工施設の性能検査）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									</

【凡例】

—

：工事

△

：使用前事業者検査（第1号検査）（予定）

▲

▽

▼

□

■

○

設工認の認可番号等：令和4年11月16日付け原規規発第2211164号（第5次申請）

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2020年（令和2年）度						2021年（令和3年）度												2022年（令和4年）度												2023年 （令和5年）度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
放射線管 理施設	第2加工棟 第2排風機室	エアスニファ（排気口） —	{7022}	改造	【凡例】 —：工事 △：使用前事業者検査（第1号検査）（予定） ▲：使用前事業者検査（第1号検査）（実績） ▽：使用前事業者検査（第2号検査）（予定） ▼：使用前事業者検査（第2号検査）（実績） □：使用前事業者検査（第3号検査）（予定） ■：使用前事業者検査（第3号検査）（実績） ○：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												

設工認の認可番号等：令和4年11月16日付け原規規発第2211164号（第5次申請）

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2020年（令和2年）度						2021年（令和3年）度						2022年（令和4年）度						2023年 （令和5年）度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
その他の 加工施設	第1－3貯蔵棟 北側屋外	遮蔽壁 遮蔽壁 No.2	{1009}	変更なし	【凡例】 — : 工事 △ : 使用前事業者検査（第1号検査）（予定） ▲ : 使用前事業者検査（第1号検査）（実績） ▽ : 使用前事業者検査（第2号検査）（予定） ▼ : 使用前事業者検査（第2号検査）（実績） □ : 使用前事業者検査（第3号検査）（予定） ■ : 使用前事業者検査（第3号検査）（実績） ○ : 使用前事業者検査（加工施設の性能検査）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											

【凡例】

：工事

△：使用前事業者検査（第1号検査）（予定）

▲：使用前事業者検査（第1号検査）（実績）

▽：使用前事業者検査（第2号検査）（予定）

▼：使用前事業者検査（第2号検査）（実績）

□：使用前事業者検査（第3号検査）（予定）

■：使用前事業者検査（第3号検査）（実績）

○：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

設工認の認可番号等：令和4年11月16日付け原規規発第2211164号（第5次申請）

注7：負圧の維持に必要な局所排気設備への電源供給を、加工施設全体としての性能検査で確認する。

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2020年（令和2年）度						2021年（令和3年）度												2022年（令和4年）度												2023年 （令和5年）度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
その他の 加工施設	第3廃棄物貯蔵棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））	{8007-4}	改造	【凡例】 —：工事 △：使用前事業者検査（第1号検査）（予定） ▲：使用前事業者検査（第1号検査）（実績） ▽：使用前事業者検査（第2号検査）（予定） ▼：使用前事業者検査（第2号検査）（実績） □：使用前事業者検査（第3号検査）（予定） ■：使用前事業者検査（第3号検査）（実績） ○：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									

★： 第5廃棄物貯蔵棟（第4次申請設備）の完成に伴い一部使用する設備

設工認の認可番号等：令和4年11月16日付け原規規発第2211164号（第5次申請）

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	２０２０年（令和２年）度			２０２１年（令和３年）度						２０２２年（令和４年）度						２０２３年 （令和５年）度			
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
その他の加工施設	事務棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（無線機）	{8007-17}	変更なし																			△□○ ▽
	事務棟、保安棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）	{8007-19}	変更なし																			△□○ ▽
	事務棟、保安棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））	{8007-20}	改造																			△ △□○ ▽
	屋外	通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））	{8007-21}	改造																			△ △□○ ▽
	事務棟、保安棟、屋外	通信連絡設備 所外通信連絡設備★	{8008}	変更なし																			▲▲■ ▼▼ ○
	屋外	消火設備 屋外消火栓 ⁽⁵⁾	{8012-2}	改造																			△ △□○ ▽
	屋外	消火設備 可搬消防ポンプ★	{8012-8}	変更なし																			▲■ ▼ ○
	第２加工棟 第２分析室	分析設備 粉末取扱フードNo.1	{8013}	改造																			△ △□○ ▽
	第２加工棟 第２分析室	分析設備 粉末取扱フードNo.2	{8014}	改造																			△ △□○ ▽
	第２加工棟 第２分析室	分析設備 粉末取扱フードNo.3	{8015}	改造																			△ △□○ ▽
	第２加工棟 第２分析室	分析設備 ドラフトチャンバNo.1	{8016}	改造																			▲ △□○
	第２加工棟 第２分析室	分析設備 ドラフトチャンバNo.2	{8017}	改造																			▲ △□○
	第２加工棟 第２分析室	分析設備 ドラフトチャンバNo.3	{8018}	改造																			▲ △□○
	第２加工棟 第２開発室	燃料開発設備 スクラップ処理装置	{8019}	改造																			△ △□○ ▽
	第２加工棟 第２開発室	燃料開発設備 試料調整用フード	{8020}	改造																			△ △□○ ▽
	第２加工棟 第２開発室	燃料開発設備 試料調整用フードNo.1	{8021}	改造																			△ △□○ ▽
	第２加工棟 第２開発室	燃料開発設備 試料調整用フードNo.2	{8022}	改造																			△ △□○ ▽
	第２加工棟 第２開発室	燃料開発設備 粉末取扱フード	{8023}	改造																			△ △□○ ▽
	第２加工棟 第２開発室	燃料開発設備 プレス	{8024}	改造																			△ △□○ ▽
	第２加工棟 第２開発室	燃料開発設備 加熱炉	{8025}	改造																			△ △□○ ▽

【凡例】

— ：工事

△ ：使用前事業者検査（第１号検査）（予定）

▲ ：使用前事業者検査（第１号検査）（実績）

▽ ：使用前事業者検査（第２号検査）（予定）

▼ ：使用前事業者検査（第２号検査）（実績）

□ ：使用前事業者検査（第３号検査）（予定）

■ ：使用前事業者検査（第３号検査）（実績）

○ ：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

(5) 本設備・機器には、第2次申請で仮移設した消火設備 屋外消火栓、第3次申請で仮移設した消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管、第4次申請で仮移設した消火設備 屋外消火栓配管を含む。第5次申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、適合性を確認する。

★： 第5廃棄物貯蔵棟（第4次申請設備）の完成に伴い一部使用する設備

設工認の認可番号等：令和4年11月16日付け原規規発第2211164号（第5次申請）

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2020年（令和2年）度						2021年（令和3年）度												2022年（令和4年）度												2023年 （令和5年）度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
その他の 加工施設	第2加工棟 第2開発室	自動窒素ガス切替機構（窒素ガス配管含む） —	{8025-2}	改造	【凡例】 —：工事 △：使用前事業者検査（第1号検査）（予定） ▲：使用前事業者検査（第1号検査）（実績） ▽：使用前事業者検査（第2号検査）（予定） ▼：使用前事業者検査（第2号検査）（実績） □：使用前事業者検査（第3号検査）（予定） ■：使用前事業者検査（第3号検査）（実績） ○：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）																																				△																															△						△□○ ▽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第2加工棟 第2開発室	空気混入防止機構 —	{8025-3}	改造																																					△																										△						△□○ ▽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	第2加工棟 第2開発室	過加熱防止機構 —	{8025-5}	改造																																					△																										△						△□○ ▽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	第2加工棟 第2開発室	圧力逃がし機構 —	{8025-6}	改造																																					△																										△						△□○ ▽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	第2加工棟 第2開発室、屋外	可燃性ガス配管 —	{8025-7}	改造																																					△																										△						△□○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉	{8026}	改造																																					△																										△						△□○ ▽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	第2加工棟 第2開発室	自動窒素ガス切替機構（窒素ガス配管含む） —	{8026-2}	改造																																					△																										△						△□○ ▽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	第2加工棟 第2開発室	空気混入防止機構 —	{8026-3}	改造																																					△																										△						△□○ ▽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	第2加工棟 第2開発室	過加熱防止機構 —	{8026-4}	改造																																					△																										△						△□○ ▽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	第2加工棟 第2開発室	圧力逃がし機構 —	{8026-5}	変更なし																																																																																																																																																	△□○ ▽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	第2加工棟 第2開発室	可燃性ガス配管 —	{8026-6}	改造																																																																																																																																																	△						△□○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、屋外（事務棟、保安棟、部品検査設備棟）	緊急設備 可搬型照明★	{8038-4}	変更なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																

★： 第5廃棄物貯蔵棟（第4次申請設備）の完成に伴い一部使用する設備

設工認の認可番号等：令和 4 年 11 月 16 日付け原規規発第 2211164 号（第 5 次申請）

※n（n=2）：n 次申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様の箇所又はそれ以外に n 次申請から追加で本申請の対象とする箇所の適合性を、第 5 次申請に基づいて確認する。

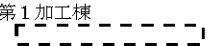
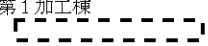
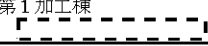
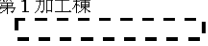
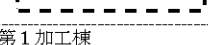
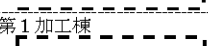
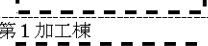
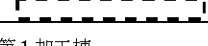
施設区分	場所	建物・構造物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2 0 2 0 年（令和 2 年） 度						2 0 2 1 年（令和 3 年） 度												2 0 2 2 年（令和 4 年） 度												2 0 2 3 年 （令和 5 年） 度						
					10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月				
その他の 加工施設	屋外	緊急設備 感震計	{8042-2}	改造	【凡例】 — ：工事 △ ：使用前事業者検査（第 1 号検査）（予定） ▲ ：使用前事業者検査（第 1 号検査）（実績） ▽ ：使用前事業者検査（第 2 号検査）（予定） ▼ ：使用前事業者検査（第 2 号検査）（実績） □ ：使用前事業者検査（第 3 号検査）（予定） ■ ：使用前事業者検査（第 3 号検査）（実績） ○ ：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）																														△	—					△□○ ▽
	第 2 加工棟	緊急設備 防火ダンパー	{8045}	改造	△	—					△□○																														
	第 2 加工棟 第 2－2 ペレット室	緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス）	{8046}	改造	△	—					△□○ ▽																														
	第 2 加工棟 第 2 開発室、屋外	緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス）	{8046-2}	改造	△	—					△□○ ▽																														
	第 2 加工棟 第 2－2 ペレット室	緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器（プロパンガ ス）	{8047}	改造	△	—					△□○ ▽																														
	第 1 廃棄物貯蔵棟	緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器（都市ガス）	{8054}	改造	△	—					△□○ ▽																														
	第 2 加工棟	緊急設備 防水カバー	{8058}	新設	△	—					△□○																														
	第 1 廃棄物貯蔵棟	緊急設備 防水カバー	{8058-2}	新設	△	—					△□○																														
	第 2 加工棟 屋外	緊急設備 緊急遮断弁（冷却水）	{8059}	新設	△	—					△□○ ▽																														
	第 1 廃棄物貯蔵棟 屋 外	緊急設備 緊急遮断弁（冷却水）	{8059-2}	改造	△	—					△□○ ▽																														
	屋外（第 1 廃棄物貯蔵棟 北外壁面）	緊急設備 上水送水用緊急遮断弁	{8060}	新設	△	—					△□○ ▽																														
	屋外（第 1 廃棄物貯蔵棟 北外壁面）	緊急設備 溢水時手動閉止弁	{8060-2}	改造	△	—					△□○ ▽																														
	発電機・ポンプ棟	緊急設備 送水ポンプ自動停止装置	{8061}	新設	△	—					△□○ ▽																														
	屋外	緊急設備 溢水時手動閉止弁	{8061-2}	改造	△	—					△□○ ▽																														
	第 2 加工棟	緊急設備 防護板	{8062}	改造	△	—					△□○																														
	第 1 廃棄物貯蔵棟	緊急設備 防護板	{8062-2}	新設	△	—					△□○																														
	第 2 加工棟 第 2 分析室	分析設備 計量設備架台 No. 12	{8066-4}	撤去																														▲	△	□	○				
	第 2 加工棟 第 2 開発室	試験検査設備 計量設備架台 No. 13	{8070-3}	撤去																														▲	△	□	○				
	第 2 加工棟 第 2 開発室	試験検査設備 計量設備架台 No. 14	{8070-4}	撤去																														▲	△	□	○				
	第 2 加工棟	計量設備 上皿電子天秤	{8068}	改造																													△	—			△□○				
	第 1 加工棟	放射線測定装置 —	{8068-2}	変更なし																															△□○						
	第 2 加工棟 第 2－1 作業支援室	試験開発設備 試験設備ベース※2	{8083-3}	撤去																															□○						

工事の工程に関する説明書

設工認の認可番号等：令和2年10月2日付け原規規発第2010025号（第3次申請）（令和3年9月16日付け熊原第21-041号及び令和4年7月19日付け熊原第22-012号にて軽微な変更の届出）

注1：第5次申請（令和4年11月16日付け原規規発第2211164号）に基づいて防火シャッター、隙間閉止部、ガラリ閉止部の適合性を確認することを示す。

※n（n=3）：n次申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様の箇所又はそれ以外にn次申請から追加で本申請の対象とする箇所の適合性を、第5次申請に基づいて確認する。

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2020年（令和2年）度						2021年（令和3年）度						2022年（令和4年）度						2023年（令和5年）度					
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
核燃料物質の貯蔵施設	第1加工棟	第1加工棟 —	{1001}	改造	▲▲▲▲▲▲						▲▲▲▲▲▲▲▲						▲▲▲▲▲▲						▲▲▲▲▲▲					
	第1加工棟 「  」	第1－1貯蔵容器保管設備 第1－1貯蔵容器保管区域	{5064}	撤去																								
	第1加工棟 「  」	粉末・ペレット貯蔵容器I型 —	{5066}	撤去													▲											
	第1加工棟 「  」 第1加工棟 「  」	第1－1燃料集集体保管設備 第1－1燃料集集体保管区域 第1－1輸送物保管区域 —	{5065} {5009}	撤去 新設													▲											
放射性廃棄物の廃棄施設	第1加工棟 「  」	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	{6155}	改造 ⁽¹⁾													▲											
	第1加工棟 「  」	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	{6156}	改造													▲											
	第1加工棟 「  」	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	{6157}	変更なし													▲											
	第1加工棟 「  」	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	{6158}	変更なし													▲											
	第1加工棟 「  」	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	{6159}	改造													▲											
	第1加工棟 「  」	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	{6160}	変更なし													▲											
	第1加工棟 「  」	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	{6161}	変更なし													▲											
	第1加工棟 「  」	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	{6162}	改造 ⁽¹⁾													▲											
	第1加工棟 「  」	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	{6163}	改造 ⁽¹⁾													▲											
放射線管理施設	第1加工棟 第1－1輸送物保管室 第1－1輸送物搬出入室	ガンマ線エリアモニタ 検出器	{7008}	移設							▲						▲						▲					

（1）最大保管廃棄量の変更であり、工事を伴わない。

【凡例】

—

：工事

△

：使用前事業者検査（第1号検査）（予定）

▲

：使用前事業者検査（第1号検査）（実績）

▽

：使用前事業者検査（第2号検査）（予定）

▼

：使用前事業者検査（第2号検査）（実績）

□

：使用前事業者検査（第3号検査）（予定）

■

：使用前事業者検査（第3号検査）（実績）

○

：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

設工認の認可番号等：令和2年10月2日付け原規規発第2010025号（第3次申請）（令和3年9月16日付け熊原第21-041号及び令和4年7月19日付け熊原第22-012号にて軽微な変更の届出）

注2：第5次申請（令和4年11月16日付け原規規発第2211164号）に基づいて事業所内建物間における相互の放送の確認について、適合性を確認することを示す。

注3：第5次申請（令和4年11月16日付け原規規発第2211164号）に基づいて発信機の適合性を確認することを示す。

※n（n=3）：n次申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様の箇所又はそれ以外にn次申請から追加で本申請の対象とする箇所の適合性を、第5次申請に基づいて確認する。

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2020年（令和2年）度						2021年（令和3年）度						2022年（令和4年）度						2023年（令和5年）度					
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
その他の 加工施設	第1加工棟 第1－1輸送物保管室	遮蔽壁 遮蔽壁No.1	{1008}	変更なし																								□○ □※3
	第1加工棟 第4－1廃棄物貯蔵室、 第4－8廃棄物貯蔵室、 第4－9廃棄物貯蔵室	遮蔽壁 遮蔽壁No.4	{1011}	変更なし																								□○ □※3
	第1加工棟北側屋外	防護壁 防護壁No.1	{1012}	新設			▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲				▲		□○ □※3
	第1加工棟	緊急設備 非常用照明	{8038}	改造	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■						□○
	第1加工棟	緊急設備 誘導灯	{8038-2}	改造	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■						□○
	第1加工棟	緊急設備 避難通路	{8035}	新設	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■						△□○
	第1加工棟	緊急設備 ⁽⁴⁾ コンクリート閉止部	{8044}	改造	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■						□○ △□※3
	第1加工棟	緊急設備 ⁽⁴⁾ 大型外扉	{8063}	改造											▲							▲						□○ □※3
	第1加工棟	緊急設備 ⁽⁴⁾ 外扉	{8064}	改造										▲								▲						□○ □※3
	第1加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備 （スピーカ））	{8007-7}	改造	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■						△□○ ▽□注2
	第1加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備 （アンプ））★ 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備 （アンプ）） ^{注2}	{8007-10}	改造											■							■	■	■	■	■	■	▽□○注2
	第1加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電 話機（PHSアンテナ））	{8007-8}	改造	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■						△□○ ▽
	第1加工棟	火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）	{8009-5}	改造	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■				■		□○ △□注3 ▽
	第1加工棟	火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）	{8009-6}	改造											■													□○
	第1加工棟	消火設備 消火器	{8010-5}	増設	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■						△□○
	屋外	消火設備 屋外消火栓	{8012-3}	仮移設 ^{(2)・(3)}	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■						
	屋外	消火設備 屋外消火栓配管	{8012-5}	仮移設 ⁽³⁾	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■						

（2）仮移設する対象は、消火設備 屋外消火栓（消火栓No.6）である。

（3）第5次申請の消火設備 屋外消火栓により、仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、適合性を確認する。

（4）第5次申請に基づいて、第3次申請の第1加工棟に付属設備として第1加工棟の建物本体に設置する当該の緊急設備を含むことを示す。

★： 第5廃棄物貯蔵棟（第4次申請設備）の完成に伴い一部使用する設備

【凡例】

■：工事

△：使用前事業者検査（第1号検査）（予定）

▲：使用前事業者検査（第1号検査）（実績）

▽：使用前事業者検査（第2号検査）（予定）

▼：使用前事業者検査（第2号検査）（実績）

□：使用前事業者検査（第3号検査）（予定）

■：使用前事業者検査（第3号検査）（実績）

○：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

設工認の認可番号等：令和３年５月２４日付け原規規発第 2105241 号（第４次申請）（令和３年 11 月 8 日付け熊原第 21-042 号及び令和 4 年 7 月 19 日付け熊原第 22-013 号にて軽微な変更の届出）

注 4：第 5 次申請（令和 4 年 11 月 16 日付け原規規発第 2211164 号）に基づいて防火区画の改造、火災区画境界の壁の貫通部処置等の適合性を確認することを示す。

注 5：第 5 次申請（令和 4 年 11 月 16 日付け原規規発第 2211164 号）に基づいて臨界防止の複数ユニットの適合性を確認することを合わせて示す（{3008-2}脱ガス設備 No.1 燃料棒トレイを除く。）。

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2 0 2 0 年（令和2年）度						2 0 2 1 年（令和3年）度												2 0 2 2 年（令和4年）度												2 0 2 3 年（令和5年）度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
成型施設	第2加工棟	第2加工棟 —	{1002}	改造																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											

【凡例】

—

：工事

△

：使用前事業者検査（第 1 号検査）（予定）

▲

▽

▼

□

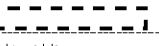
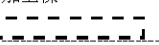
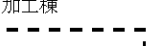
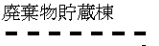
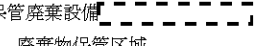
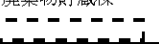
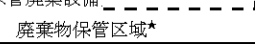
■

○

設工認の認可番号等：令和３年５月２４日付け原規規発第 2105241 号（第４次申請）（令和３年 11 月 8 日付け熊原第 21-042 号及び令和 4 年 7 月 19 日付け熊原第 22-013 号にて軽微な変更の届出）

注 5：第 5 次申請（令和 4 年 11 月 16 日付け原規規発第 2211164 号）に基づいて臨界防止の複数ユニットの適合性を確認することを合わせて示す。

※ n（n＝4）：n 次申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様の箇所又はそれ以外に n 次申請から追加で本申請の対象とする箇所の適合性を、第 5 次申請に基づいて確認する。

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2 0 2 0 年（令和 2 年）度						2 0 2 1 年（令和 3 年）度						2 0 2 2 年（令和 4 年）度						2 0 2 3 年（令和 5 年）度					
					10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
被覆施設	第 2 加工棟 第 2－1 燃料棒加工室	ペレット検査台 No. 2 —	{3020}	改造																								△□○ □注 5
	第 2 加工棟 第 2－1 燃料棒加工室 第 2－2 燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No. 8 被覆管コンベア No. 8-1 部	{3021}	変更なし														▲										△□○ □注 5
	第 2 加工棟 第 2－1 燃料棒加工室 第 2－2 燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-1 部	{3022}	改造														▲							■			△□○ □注 5
	第 2 加工棟 第 2－1 燃料棒加工室 第 2－2 燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-2 部	{3023}	変更なし														▲										△□○ □注 5
	第 2 加工棟 第 2－2 燃料棒加工室	ペレット一時保管台 —	{3024}	改造																								△□○ □注 5
	第 2 加工棟 第 2－2 燃料棒加工室	ペレット検査装置 No. 5 —	{3025}	改造																						▲		△□○ □注 5
	第 2 加工棟 第 2－2 燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット保管箱搬送部	{3026}	改造											▲													△□○ □注 5
	第 2 加工棟 第 2－2 燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット編成挿入部	{3027}	改造											▲													△□○ □注 5
	第 2 加工棟 第 2－2 燃料棒加工室	燃料棒解体装置 No. 2 —	{3028}	改造																								△□○ □注 5
	第 2 加工棟 第 2－2 燃料棒加工室	計量設備架台 No. 9 —	{3029}	変更なし																					▲			△□○ □注 5
	第 2 加工棟 第 2－2 燃料棒加工室	計量設備架台 No. 10 —	{3030}	変更なし																								△□○ □注 5
	第 2 加工棟 第 2－1 燃料棒加工室 第 2－1 燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No. 9 —	{3031}	変更なし																								△□○ □注 5
核燃料物質の貯蔵施設	第 2 加工棟 「  」	燃料集合体保管ラック C 型 No. 1 —	{5053}	改造																								注 5 △□○
	第 2 加工棟 「  」	燃料集合体保管ラック C 型 No. 2 —	{5054}	改造																								※ 4 △□○
	第 2 加工棟 「  」	燃料集合体保管ラック D 型 No. 1 —	{5055}	改造																								注 5 △□○
放射性廃棄物の廃棄施設	第 2 廃棄物貯蔵棟 —	第 2 廃棄物貯蔵棟 —	{1014}	撤去																								□○
	第 2 廃棄物貯蔵棟 「  」	保管廃棄設備「  」 廃棄物保管区域	{6137-2}	撤去																								□○
	第 5 廃棄物貯蔵棟 —	第 5 廃棄物貯蔵棟★ —	{1006}	新設																								○
	第 5 廃棄物貯蔵棟 「  」	保管廃棄設備「  」 廃棄物保管区域★	{6137}	新設																								○

★：第 5 廃棄物貯蔵棟（第 4 次申請設備）の完成に伴い一部使用する設備

【凡例】

—

：工事

△

：使用前事業者検査（第 1 号検査）（予定）

▲

▽

▼

□

■

○

設工認の認可番号等：令和３年５月２４日付け原規規発第 2105241 号（第４次申請）（令和３年 11 月 8 日付け熊原第 21-042 号及び令和 4 年 7 月 19 日付け熊原第 22-013 号にて軽微な変更の届出）

注 2：第 5 次申請（令和 4 年 11 月 16 日付け原規規発第 2211164 号）に基づいて事業所内建物間における相互の放送の確認について、適合性を確認することを示す。

※ n（n＝4）：n 次申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様の箇所又はそれ以外に n 次申請から追加で本申請の対象とする箇所の適合性を、第 5 次申請に基づいて確認する。

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2 0 2 0 年（令和2年）度						2 0 2 1 年（令和3年）度									2 0 2 2 年（令和4年）度									2 0 2 3 年（令和5年）度													
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		
放射線管 理施設	屋外	モニタリングポスト No.1 —	{7026}	改造																▲▲		▲	▲														▲	▼		▲	▼	※4 □○
	屋外	モニタリングポスト No.2 —	{7027}	改造																▲▲		▲	▲														▲	▼		▲	▼	※4 □○
	第2加工棟 第2出入管理室	放射線監視盤（モニタリングポスト） —	{7027-2}	改造																			▲														▲	▼		▲	▼	※4 □○
その他の 加工施設	第2加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（ス ピーカ））	{8007}	改造																		▲	▼																		注2 △□○ ▽	
	第2加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（ア ンプ））	{8007- 12}	改造																																			▲	▼	注2 □○	
	第2加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話 機（PHS アンテナ））	{8007- 11}	改造																																					△□○ ▽	
	第2加工棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）	{8007- 13}	変更なし																																					△□○ ▽	
	第2加工棟	火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）	{8009}	改造																																					△□○ ▽	
	第2加工棟	火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）	{8009- 11}	改造																																		▲	▼	□○		
	第2加工棟	消火設備 消火器	{8010}	増設																																					△□○	
	第2加工棟	緊急設備 避難通路	{8027}	新設																																					△□○	
	第2加工棟	緊急設備 非常用照明	{8029}	改造																			▲	▼																	△□○ ▽	
	第2加工棟	緊急設備 誘導灯	{8029-4}	改造																			▲	▼																	△□○ ▽	
	第2加工棟	緊急設備 防護壁及び防護柵	{8048}	新設																			▲▲▲▲	▲																		□○
	第2加工棟	緊急設備 防護壁	{8049}	新設																			▲▲▲▲▲	▲	▲	▲	▲															□○
	第2加工棟	緊急設備 コンクリート閉止部	{8050}	改造																			▲	▲▲▲	▲	▲	▲	▲														□○
	第2加工棟	緊急設備 堰、密閉構造扉	{8051}	改造																			▲▲▲▲	▲	▲▲▲▲▲▲	▲	▲	▲	▲	▲												

【凡例】

— ：工事

△ ：使用前事業者検査（第 1 号検査）（予定）

▲ ：使用前事業者検査（第 1 号検査）（実績）

▽ ：使用前事業者検査（第 2 号検査）（予定）

▼ ：使用前事業者検査（第 2 号検査）（実績）

□ ：使用前事業者検査（第 3 号検査）（予定）

■ ：使用前事業者検査（第 3 号検査）（実績）

○ ：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

※ n (n=4) : n 次申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様の箇所又はそれ以外に n 次申請から追加で本申請の対象とする箇所の適合性を、第 5 次申請に基づいて確認する。

★： 第5廃棄物貯蔵棟（第4次申請設備）の完成に伴い一部使用する設備

- 【凡例】
- ：工事
- △：使用前事業者検査（第1号検査）（予定）
- ▲：使用前事業者検査（第1号検査）（実績）
- ▽：使用前事業者検査（第2号検査）（予定）
- ▼：使用前事業者検査（第2号検査）（実績）
- ：使用前事業者検査（第3号検査）（予定）
- ：使用前事業者検査（第3号検査）（実績）
- ：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

設工認の認可番号等：令和4年11月16日付け原規規発第2211164号（第5次申請）

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	２０２０年（令和２年）度						２０２１年（令和３年）度						２０２２年（令和４年）度						２０２３年（令和５年）度																																		
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月																	
成型施設	第２加工棟 第２－２混合室	粉末缶搬送機 No.2-1 粉末缶昇降リフト —	{2042}	改造	【凡例】 — : 工事 △ : 使用前事業者検査（第１号検査）（予定） ▲ : 使用前事業者検査（第１号検査）（実績） ▽ : 使用前事業者検査（第２号検査）（予定） ▼ : 使用前事業者検査（第２号検査）（実績） □ : 使用前事業者検査（第３号検査）（予定） ■ : 使用前事業者検査（第３号検査）（実績） ○ : 使用前事業者検査（加工施設の性能検査）																																													■		▲		△		○	
	第２加工棟 第２－２混合室	粉末缶搬送機 No.2-1 粉末缶移動機 —	{2043}	改造																																														▲		△		▽		○	
	第２加工棟 第２－２混合室	粉末混合機 No.2-1 粉末投入機 —	{2044}	改造																																														▲		△		▽		○	
	第２加工棟 第２－２混合室	粉末混合機 No.2-1 粉末混合機 —	{2045}	改造																																														▲		△		▽		○	
	第２加工棟 第２－２混合室	粉末搬送機 No.2-1 粉末搬送容器	{2046}	変更なし																																														▲		△		▽		○	
	第２加工棟 第２－２混合室	粉末搬送機 No.2-1 粉末搬送容器昇降リフト	{2047}	改造	▲		△		▽		○																																														
	第２加工棟 第２－２混合室	供給瓶 No.2-1 供給瓶	{2048}	改造	▲		△		▽		○																																														
	第２加工棟 第２－２混合室	プレス No.2-1 —	{2050}	改造	▲		△		▽		○																																														
	第２加工棟 第２－２混合室	焙焼炉 No.2-1 研磨屑乾燥機	{2051}	改造	▲		△		▽		○																																														
	第２加工棟 第２－２混合室	焙焼炉 No.2-1 破碎装置	{2052}	改造	▲		△		▽		○																																														
	第２加工棟 第２－２混合室	焙焼炉 No.2-1 粉末取扱フード	{2053}	改造	▲		△		▽		○																																														
	第２加工棟 第２－２混合室	焙焼炉 No.2-1 粉末取扱機	{2054}	改造	▲		△		▽		○																																														
	第２加工棟 第２－２混合室	焙焼炉 No.2-1 焙焼炉	{2055}	改造	▲		△		▽		○																																														
	第２加工棟 第２－２混合室	計量設備架台 No.4 —	{2057}	変更なし	▲		△		▽		○																																														
	第２加工棟 第２－２ペレット室	焼結炉搬送機 No.2-1 圧粉ペレット搬送 装置 圧粉ペレット搬送部	{2058}	改造	▲		△		▽		○																																														
	第２加工棟 第２－２ペレット室	焼結炉搬送機 No.2-1 圧粉ペレット搬送 装置 圧粉ペレット採取部	{2059}	変更なし	▲		△		▽		○																																														
	第２加工棟 第２－２ペレット室	焼結炉搬送機 No.2-1 圧粉ペレット搬送 装置 圧粉ペレット移動部	{2060}	変更なし	▲		△		▽		○																																														
	第２加工棟 第２－２ペレット室	焼結炉搬送機 No.2-1 ボート搬送装置 ボート搬送装置部	{2061}	改造	▲		△		▽		○																																														
	第２加工棟 第２－２ペレット室	焼結炉搬送機 No.2-1 ボート搬送装置 段積装置部	{2062}	変更なし	▲		△		▽		○																																														
	第２加工棟 第２－２ペレット室	有軌道搬送装置 —	{2063}	改造	▲		△		▽		○																																														

設工認の認可番号等：令和4年11月16日付け原規規発第2211164号（第5次申請）

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2020年（令和2年）度						2021年（令和3年）度						2022年（令和4年）度						2023年（令和5年）度																																												
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月																											
成型施設	第2加工棟 第2-2ペレット室	連続焼結炉 No. 2-1 —	{2064}	改造	【凡例】 — : 工事 △ : 使用前事業者検査（第1号検査）（予定） ▲ : 使用前事業者検査（第1号検査）（実績） ▽ : 使用前事業者検査（第2号検査）（予定） ▼ : 使用前事業者検査（第2号検査）（実績） □ : 使用前事業者検査（第3号検査）（予定） ■ : 使用前事業者検査（第3号検査）（実績） ○ : 使用前事業者検査（加工施設の性能検査）																																													▲						▲▲▲▲						△□○ ▽					
	第2加工棟 第2-2ペレット室、 屋外	自動窒素ガス切替機構（窒素ガス配管 含む） —	{2064-2}	改造																																														▲						▲▲						△□○ ▽					
	第2加工棟 第2-2ペレット室	空気混入防止機構 —	{2064-3}	変更なし																																																										△□○ ▽					
	第2加工棟 第2-2ペレット室	失火検知機構 —	{2064-4}	改造																																																										△ △□○ ▽					
	第2加工棟 第2-2ペレット室	過加熱防止機構 —	{2064-5}	改造																																																										△ △□○ ▽					
	第2加工棟 第2-2ペレット室	冷却水圧力低下検知機構 —	{2064-6}	改造																																																										△ △□○ ▽					
	第2加工棟 第2-2ペレット室	圧力逃がし機構 —	{2064-7}	変更なし																																																										△□○ ▽					
	第2加工棟 第2-2ペレット室、 屋外	可燃性ガス配管 —	{2064-8}	改造													▲						▲▲						△□○																																						
	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結ボート置台 焼結ボート置台部	{2065}	改造																			▲						△□○																																						
	第2加工棟 第2-2ペレット室	焼結ボート置台 焼結ボート解体部	{2066}	改造																									△ △□○																																						
	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-1 ペレット移載部	{2067}	変更なし																									△□○																																						
	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-1 SUSTレイ搬送部	{2068}	改造																									△ △□○																																						
	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-1 SUSTレイ保管台部	{2069}	変更なし																									△□○																																						
	第2加工棟 第2-2ペレット室	センタレス研削装置 No. 2-1 ペレット供給機	{2070}	改造																									△ △□○ ▽																																						
	第2加工棟 第2-2ペレット室	センタレス研削装置 No. 2-1 センタレス研削盤	{2071}	改造																			▲						△□○ ▽																																						
	第2加工棟 第2-2ペレット室	センタレス研削装置 No. 2-1 ペレット乾燥機	{2072}	変更なし																									△□○																																						
	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移載 装置 ペレット検査台部	{2073}	変更なし																									△□○																																						
	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移載 装置 ペレット移載部	{2074}	変更なし																									△□○																																						
	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移載 装置 ペレット採取部	{2075}	変更なし																									△□○																																						
	第2加工棟 第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット搬送 装置 波板搬送コンベア No. 1 部	{2076}	変更なし																									△□○																																						

設工認の認可番号等：令和4年11月16日付け原規規発第2211164号（第5次申請）

[illegible]

設工認の認可番号等：令和4年11月16日付け原規規発第2211164号（第5次申請）

[illegible]

設工認の認可番号等：令和4年11月16日付け原規規発第2211164号（第5次申請）

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2020年（令和2年）度						2021年（令和3年）度						2022年（令和4年）度						2023年（令和5年）度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
組立施設	第2加工棟 第2－1組立室	組立機No.1燃料棒挿入装置（1） －	{4001}	変更なし	【凡例】 ■：工事 △：使用前事業者検査（第1号検査）（予定） ▲：使用前事業者検査（第1号検査）（実績） ▽：使用前事業者検査（第2号検査）（予定） ▼：使用前事業者検査（第2号検査）（実績） □：使用前事業者検査（第3号検査）（予定） ■：使用前事業者検査（第3号検査）（実績） ○：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								

注6：第1次申請で適合性を確認した事項のうちペレット保管ラックE型No.2-1の臨界防止の複数ユニットは、第5次申請に基づいて適合性を確認する設備・機器に含めて適合性を確認する。

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2020年(令和2年)度						2021年(令和3年)度						2022年(令和4年)度						2023年(令和5年)度																									
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月								
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 	スクラップ保管ラックF型 No. 2-1 —	{5036}	改造																																												
	第2加工棟 	スクラップ保管ラックD型 No. 2-1 —	{5037}	改造																																												
	第2加工棟 	スクラップ保管ラックE型 No. 2-1 —	{5038}	改造																																												
	第2加工棟 	ペレット保管ラックD型 No. 2-1 —	{5039}	改造																																												
	第2加工棟 	ペレット搬送設備No. 3 ペレット保管箱台車	{5042}	変更なし																																												
	第2加工棟 	ペレット搬送設備No. 3 ペレット保管箱台車 No. 1	{5043}	改造																																												
	第2加工棟 	ペレット搬送設備No. 3 ペレット保管箱台車 No. 2	{5044}	変更なし																																												
	第2加工棟 	ペレット搬送設備No. 4 ペレットリフター	{5045}	改造																																												
	第2加工棟 	ペレット搬送設備No. 4 ペレット保管箱受台	{5046}	変更なし																																												
	第2加工棟 	ペレット保管ラック E型リフター —	{5048}	改造																																												
	第2加工棟 	第2－2 燃料集合体保管区域 —	{5056}	変更なし																																												
	第2加工棟 	第2－3 燃料集合体保管区域 —	{5057}	変更なし																																												
	第2加工棟 	第2－1 燃料集合体保管区域 —	{5058}	改造																																												
	第2加工棟 	第2－4 燃料集合体保管区域 —	{5059}	改造																																												
	第2加工棟 	5 ton 天井クレーン —	{5060}	変更なし																																												
	第2加工棟 	分析試料保管棚 —	{5061}	新設																																												
	第2加工棟 	開発試料保管棚 —	{5062}	改造																																												
第2加工棟 	ペレット保管ラック E型 No. 2-1 —	{5047}	改造																																													

設工認の認可番号等：令和4年11月16日付け原規規発第2211164号（第5次申請）

※n（n=1）：n次申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様の箇所又はそれ以外にn次申請から追加で本申請の対象とする箇所の適合性を、第5次申請に基づいて確認する。

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2020年（令和2年）度						2021年（令和3年）度						2022年（令和4年）度						2023年（令和5年）度					
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟 []	輸送容器搬送コンベアNo. 1-1※1 —	{5011}	変更なし																								□○
	第2加工棟 []	輸送容器搬送コンベアNo. 1-2※1 —	{5012}	改造																								□○
	第2加工棟 []	粉末缶移載装置No. 1-1※1 —	{5015}	変更なし																								□○
	第2加工棟 []	粉末缶移載装置No. 1-2※1 —	{5016}	変更なし																								□○
	第2加工棟 []	粉末缶搬送コンベアNo. 1※1 —	{5019}	変更なし																								□○
	第2加工棟 []	輸送容器搬送コンベアNo. 2-1※1 —	{5013}	変更なし																								□○
	第2加工棟 []	輸送容器搬送コンベアNo. 2-2※1 —	{5014}	改造																								□○
	第2加工棟 []	粉末缶移載装置No. 2-1※1 —	{5017}	変更なし																								□○
	第2加工棟 []	粉末缶移載装置No. 2-2※1 —	{5018}	変更なし																								□○
	第2加工棟 []	粉末缶搬送コンベアNo. 2※1 —	{5020}	変更なし																								□○
	第2加工棟 []	原料保管設備D型No. 1※1 —	{5030}	改造																								□○
	第2加工棟 []	粉末保管パレット※1 —	{5030-2}	変更なし																								□○
	第2加工棟 []	原料搬送設備No. 2 粉末スタッカクレーン※1	{5021}	変更なし																								□○
	第2加工棟 []	原料搬送設備No. 2 粉末缶コンベア※1	{5022} {5023}	改造																								□○
	第2加工棟 []	原料搬送設備No. 2 粉末缶受台※1	{5024}	変更なし																								□○
	第2加工棟 []	原料搬送設備No. 2 粉末缶台車※1	{5025}	変更なし																								□○
	第2加工棟 []	原料保管設備E型No. 1※1 —	{5031}	改造																								□○
	第2加工棟 []	原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機No. 1※1	{5026}	変更なし																								□○
	第2加工棟 []	原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機No. 2※1	{5027}	変更なし																								□○
	第2加工棟 []	原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機No. 3※1	{5028}	変更なし																								□○
	第2加工棟 []	原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機No. 4※1	{5029}	変更なし																								□○

【凡例】

—

：工事

△

：使用前事業者検査（第1号検査）（予定）

▲

：使用前事業者検査（第1号検査）（実績）

▽

：使用前事業者検査（第2号検査）（予定）

▼

：使用前事業者検査（第2号検査）（実績）

□

：使用前事業者検査（第3号検査）（予定）

■

：使用前事業者検査（第3号検査）（実績）

○

：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

設工認の認可番号等：令和4年11月16日付け原規規発第2211164号（第5次申請）

※n（n=1）：n次申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様の箇所又はそれ以外にn次申請から追加で本申請の対象とする箇所の適合性を、第5次申請に基づいて確認する。

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2020年（令和2年）度						2021年（令和3年）度						2022年（令和4年）度						2023年（令和5年）度					
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	保管容器F型 ^{※1} —	{5001}	変更なし																								
	第1加工棟																											
	第2加工棟	保管容器F型（中性子吸収板I型内蔵型） ^{※1} —	{5002}	変更なし																								
	第1～3貯蔵棟																											
	第1加工棟																											
	第2加工棟	ペレット保管ラックB型No.1 ^{※1} —	{5040}	改造																								
	第2加工棟	ペレット保管パレット ^{※1} —	{5040-2}	変更なし																								
	第2加工棟	ペレット搬送設備No.3 ペレットスタッカクレーン ^{※1}	{5041}	変更なし																								
	第2加工棟	保管容器G型 ^{※1} —	{5004}	変更なし																								
	第1加工棟																											

【凡例】

：工事

△：使用前事業者検査（第1号検査）（予定）

▲：使用前事業者検査（第1号検査）（実績）

▽：使用前事業者検査（第2号検査）（予定）

▼：使用前事業者検査（第2号検査）（実績）

□：使用前事業者検査（第3号検査）（予定）

■：使用前事業者検査（第3号検査）（実績）

○：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

設工認の認可番号等：令和4年11月16日付け原規規発第2211164号（第5次申請）

※n（n=1）：n次申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様の箇所又はそれ以外にn次申請から追加で本申請の対象とする箇所の適合性を、第5次申請に基づいて確認する。

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2020年（令和2年）度									2021年（令和3年）度									2022年（令和4年）度									2023年（令和5年）度													
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月					
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	燃料棒保管ラックB型No.1※1	{5049}	改造	【凡例】 —：工事 △：使用前事業者検査（第1号検査）（予定） ▲：使用前事業者検査（第1号検査）（実績） ▽：使用前事業者検査（第2号検査）（予定） ▼：使用前事業者検査（第2号検査）（実績） □：使用前事業者検査（第3号検査）（予定） ■：使用前事業者検査（第3号検査）（実績） ○：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）																																								
	第2加工棟	燃料棒保管ラックB型No.2※1	{5050}	改造																																									
	第2加工棟	燃料棒搬送設備No.7 燃料棒スタッカクレーン※1	{5052}	改造																																									
	第2加工棟	燃料棒搬送設備No.7 燃料棒トレイコンベア※1	{5051}	変更なし																																									
	第2加工棟	保管容器H型※1	{5005}	変更なし																																									

設工認の認可番号等：令和4年11月16日付け原規規発第2211164号（第5次申請）

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2020年（令和2年）度						2021年（令和3年）度						2022年（令和4年）度						2023年（令和5年）度					
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ（部屋排気系統）	{6001}	変更なし																								△□○ ▽
	第2排風機室	排風機（301-F）																										
	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ（部屋排気系統）	{6002}	変更なし																								△□○ ▽
	第2排風機室	排風機（302-F）																										
	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ（部屋排気系統）	{6003}	変更なし																								△□○ ▽
	第2排風機室	排風機（303-F）																										
	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅳ（部屋排気系統）	{6004}	変更なし																								△□○ ▽
	第2排風機室	排風機（304-F）																										
	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅴ（局所排気系統）	{6005}	変更なし																								△□○ ▽
	第2排風機室	排風機（305-F）																										
	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅵ（局所排気系統）	{6006}	変更なし																								△□○ ▽
	第2排風機室	排風機（306-F）																										
	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ（部屋排気系統）	{6007}	変更なし																								△□○ ▽
	第2排風機室	排風機（307-F）																										
	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ（局所排気系統）	{6008}	変更なし																								△□○ ▽
	第2排風機室	排風機（308-F）																										
	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ（部屋排気系統）	{6009}	変更なし																								△□○ ▽
	第2フィルタ室	フィルタユニット（FU-401）																										
	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ（部屋排気系統）	{6010}	変更なし																								△□○ ▽
	第2フィルタ室	フィルタユニット（FU-402）																										
	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ（部屋排気系統）	{6011}	変更なし																								△□○ ▽
	第2フィルタ室	フィルタユニット（FU-403）																										
	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅳ（部屋排気系統）	{6012}	変更なし																								△□○ ▽
	第2フィルタ室	フィルタユニット（FU-404）																										
	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅴ（局所排気系統）	{6013}	変更なし																								△□○ ▽
	第2フィルタ室	フィルタユニット（FU-405）																										
	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅵ（局所排気系統）	{6014}	改造																								△ △ △□○ ▽
	第2フィルタ室	フィルタユニット（FU-406）																										
	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ（部屋排気系統）	{6015}	変更なし																								△□○ ▽
	第2フィルタ室	フィルタユニット（FU-407）																										
	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ（局所排気系統）	{6016}	変更なし																								△□○ ▽
	第2フィルタ室	フィルタユニット（FU-408）																										
	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅴ（局所排気系統）	{6017}	改造																								△ △ △□○ ▽
	系統Ⅴ	フィルタユニット（設備排気用）																										
	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅵ（局所排気系統）	{6018}	改造																								△ △ △□○ ▽
	系統Ⅵ	フィルタユニット（設備排気用）																										
	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ（局所排気系統）	{6019}	改造																								△ △ △□○ ▽
	系統Ⅷ	フィルタユニット（設備排気用）																										

【凡例】

—

：工事

△

：使用前事業者検査（第1号検査）（予定）

▲

▽

▼

□

■

○

設工認の認可番号等：令和4年11月16日付け原規規発第2211164号（第5次申請）

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2020年（令和2年）度						2021年（令和3年）度									2022年（令和4年）度									2023年（令和5年）度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統Ⅰ	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅰ（部屋排気系統） ダクト	{6020}	改造	【凡例】 — ：工事 △ ：使用前事業者検査（第1号検査）（予定） ▲ ：使用前事業者検査（第1号検査）（実績） ▽ ：使用前事業者検査（第2号検査）（予定） ▼ ：使用前事業者検査（第2号検査）（実績） □ ：使用前事業者検査（第3号検査）（予定） ■ ：使用前事業者検査（第3号検査）（実績） ○ ：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											</

【凡例】

■

：工事

△

：使用前事業者検査（第1号検査）（予定）

▲

：使用前事業者検査（第1号検査）（実績）

▽

：使用前事業者検査（第2号検査）（予定）

▼

：使用前事業者検査（第2号検査）（実績）

□

：使用前事業者検査（第3号検査）（予定）

■

：使用前事業者検査（第3号検査）（実績）

○

：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

設工認の認可番号等：令和4年11月16日付け原規規発第2211164号（第5次申請）

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2 0 2 0 年（令和2年）度						2 0 2 1 年（令和3年）度						2 0 2 2 年（令和4年）度												2 0 2 3 年（令和5年）度																	
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月						
放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 系統Ⅰ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ（部屋排気系統） 閉じ込めダンパー	{6037}	改造	【凡例】 ■：工事 △：使用前事業者検査（第1号検査）（予定） ▲：使用前事業者検査（第1号検査）（実績） ▽：使用前事業者検査（第2号検査）（予定） ▼：使用前事業者検査（第2号検査）（実績） □：使用前事業者検査（第3号検査）（予定） ■：使用前事業者検査（第3号検査）（実績） ○：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）																																						■	△	△□○	▽
	第2加工棟 系統Ⅰ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ（部屋排気系統） 閉じ込めダンパー（ワンスルー運転切替用）	{6037-2}	改造	■	△	△□○	▽																																						
	第2加工棟 系統Ⅰ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ（部屋排気系統） 閉じ込めダンパー（リサイクル運転切替用）	{6037-3}	変更なし	△□○	▽																																								
	第2加工棟 系統Ⅱ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ（部屋排気系統） 閉じ込めダンパー	{6038}	改造	■	△	△□○	▽																																						
	第2加工棟 系統Ⅲ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ（部屋排気系統） 閉じ込めダンパー	{6039}	改造																																		■	△	△□○	▽					
	第2加工棟 系統Ⅳ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅳ（部屋排気系統） 閉じ込めダンパー	{6040}	改造																																			■	△	△□○	▽				
	第2加工棟 系統Ⅴ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅴ（局所排気系統） 閉じ込めダンパー	{6041}	改造																																			■	△	△□○	▽				
	第2加工棟 系統Ⅵ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅵ（局所排気系統） 閉じ込めダンパー	{6042}	改造																																			■	△	△□○	▽				
	第2加工棟 系統Ⅶ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ（部屋排気系統） 閉じ込めダンパー	{6043}	改造																																			■	△	△□○	▽				
	第2加工棟 系統Ⅶ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ（部屋排気系統） 閉じ込めダンパー（ワンスルー運転切替用）	{6043-2}	改造																																			■	△	△□○	▽				
	第2加工棟 系統Ⅶ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ（部屋排気系統） 閉じ込めダンパー（リサイクル運転切替用）	{6043-3}	変更なし																																				△□○	▽					
	第2加工棟 系統Ⅷ	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ（局所排気系統） 閉じ込めダンパー	{6044}	改造																																			■	△	△□○	▽				
	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ 系統Ⅱ 系統Ⅴ（給気系統） 閉じ込めダンパー	{6045}	変更なし																																				△□○	▽					
	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ 系統Ⅵ（給気系統） 閉じ込めダンパー	{6045-2}	変更なし																																				△□○	▽					
	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅳ（給気系統） 閉じ込めダンパー	{6045-3}	変更なし																																				△□○	▽					
	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ 系統Ⅷ（給気系統） 閉じ込めダンパー	{6045-4}	変更なし																																				△□○	▽					
	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ 系統Ⅱ 系統Ⅴ（給気系統） 給気ユニット（201AC）	{6046}	変更なし																																				△□○	▽					
	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ 系統Ⅵ（給気系統） 給気ユニット（202AC）	{6046-2}	変更なし																																				△□○	▽					
	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅳ（給気系統） 給気ユニット（203SU）	{6046-3}	変更なし																																				△□○	▽					
	第2加工棟 第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ 系統Ⅷ（給気系統） 給気ユニット（204AC）	{6046-4}	変更なし																																				△□○	▽					

設工認の認可番号等：令和4年11月16日付け原規規発第2211164号（第5次申請）

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2020年（令和2年）度						2021年（令和3年）度						2022年（令和4年）度						2023年（令和5年）度								
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月			
放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ系統Ⅱ系統Ⅴ（給気系統） ダクト	{6047}	改造	【凡例】 — : 工事 △ : 使用前事業者検査（第1号検査）（予定） ▲ : 使用前事業者検査（第1号検査）（実績） ▽ : 使用前事業者検査（第2号検査）（予定） ▼ : 使用前事業者検査（第2号検査）（実績） □ : 使用前事業者検査（第3号検査）（予定） ■ : 使用前事業者検査（第3号検査）（実績） ○ : 使用前事業者検査（加工施設の性能検査）																										
	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ系統Ⅵ（給気系統） ダクト	{6047-2}	改造																											
	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅳ（給気系統） ダクト	{6047-3}	改造																											
	第2加工棟 給気系統	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ系統Ⅷ（給気系統） ダクト	{6047-4}	改造																											
	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ系統Ⅱ系統Ⅴ 差圧計	{6048}	改造																								— △ △□○ ▽			
	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ系統Ⅵ 差圧計	{6048-2}	改造																								— △ △□○ ▽			
	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅳ 差圧計	{6048-3}	改造																								— △ △□○ ▽			
	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ系統Ⅷ 差圧計	{6048-4}	改造																								— △ △□○ ▽			
	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1（系統Ⅰ、系統Ⅱ、系統Ⅴ、給気系統） —	{6048-5}	改造																								— △ △□○ ▽			
	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1（系統Ⅲ、系統Ⅵ、給気系統） —	{6048-6}	改造																								— △ △□○ ▽			
	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1（系統Ⅳ、給気系統） —	{6048-7}	改造																								— △ △□○ ▽			
	第2加工棟	気体廃棄設備 No.1（系統Ⅶ、系統Ⅷ、給気系統） —	{6048-8}	改造																								— △ △□○ ▽			
	第1廃棄物貯蔵棟	第1廃棄物貯蔵棟 —	{1004}	改造																								— △ △□○ ▽			
	第1廃棄物貯蔵棟 W1－1排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統1（部屋排気系統） No.1 排風機	{6049}	改造																								— △ △□○ ▽			
	第1廃棄物貯蔵棟 W1－1排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統2（局所排気系統） No.2 排風機	{6050}	変更なし																								△□○ ▽			
	第1廃棄物貯蔵棟 W1－2排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統3（局所排気系統） No.3 排風機	{6051}	変更なし																								△□○ ▽			
	第1廃棄物貯蔵棟 W1－2排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統3（局所排気系統） No.4 排風機	{6052}	変更なし																								△□○ ▽			
	第1廃棄物貯蔵棟 W1－2排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統4（局所排気系統） No.5 排風機	{6053}	変更なし																								△□○ ▽			
	第1廃棄物貯蔵棟 W1－2排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統4（局所排気系統） No.6 排風機	{6054}	変更なし																								△□○ ▽			

設工認の認可番号等：令和4年11月16日付け原規規発第2211164号（第5次申請）

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2 0 2 0 年（令和2年）度							2 0 2 1 年（令和3年）度							2 0 2 2 年（令和4年）度							2 0 2 3 年（令和5年）度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
放射性廃棄物の廃棄施設	第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	気体廃棄設備 No.2 系統 1（部屋排気系統） No.1 フィルタユニット	{6055}	変更なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				

【凡例】

：工事

△：使用前事業者検査（第1号検査）（予定）

▲：使用前事業者検査（第1号検査）（実績）

▽：使用前事業者検査（第2号検査）（予定）

▼：使用前事業者検査（第2号検査）（実績）

□：使用前事業者検査（第3号検査）（予定）

■：使用前事業者検査（第3号検査）（実績）

○：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

※n (n=2) : n 次申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様の箇所又はそれ以外に n 次申請から追加で本申請の対象とする箇所の適合性を、第 5 次申請に基づいて確認する。

【凡例】

— : 工事

△ : 使用前事業者検査 (第 1 号検査) (予定)

▲ : 使用前事業者検査 (第 1 号検査) (実績)

▽ : 使用前事業者検査 (第 2 号検査) (予定)

▼ : 使用前事業者検査 (第 2 号検査) (実績)

□ : 使用前事業者検査 (第 3 号検査) (予定)

■ : 使用前事業者検査 (第 3 号検査) (実績)

○ : 使用前事業者検査 (加工施設の性能検査)

設工認の認可番号等：令和4年11月16日付け原規規発第2211164号（第5次申請）

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2020年(令和2年)度						2021年(令和3年)度						2022年(令和4年)度						2023年(令和5年)度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.1	{6081}	改造																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				

設工認の認可番号等：令和4年11月16日付け原規規発第2211164号（第5次申請）

[illegible]

設工認の認可番号等：令和4年11月16日付け原規規発第2211164号（第5次申請）

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2 0 2 0 年（令和2年）度						2 0 2 1 年（令和3年）度												2 0 2 2 年（令和4年）度												2 0 2 3 年（令和5年）度								
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月			
放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟 第2 廃棄物処理室	第2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 1	{6119}	改造	【凡例】 — : 工事 △ : 使用前事業者検査（第1号検査）（予定） ▲ : 使用前事業者検査（第1号検査）（実績） ▽ : 使用前事業者検査（第2号検査）（予定） ▼ : 使用前事業者検査（第2号検査）（実績） □ : 使用前事業者検査（第3号検査）（予定） ■ : 使用前事業者検査（第3号検査）（実績） ○ : 使用前事業者検査（加工施設の性能検査）																																						— △ △□○ ▽
	第2加工棟 第2 廃棄物処理室	第2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 2	{6120}	改造																																							— △ △□○ ▽
	第2加工棟 第2 廃棄物処理室	第2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 3	{6121}	改造																																							— △ △□○ ▽
	第2加工棟 第2 廃棄物処理室	第2 廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 4	{6122}	改造																																							— △ △□○ ▽
	第2加工棟 第2 廃棄物処理室	第2 廃液処理設備貯留設備 配管	{6123}	改造																																							— △ △□○
	第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	W 1 廃液処理設備 蒸発乾固装置	{6124}	変更なし																																							△□○
	第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	W 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽	{6125}	改造	▲ — ▲																																						△□○ ▽
	第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	W 1 廃液処理設備 タンク No. 1	{6126}	変更なし																																							△□○ ▽
	第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	W 1 廃液処理設備 タンク No. 2	{6127}	変更なし																																							△□○ ▽
	第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	W 1 廃液処理設備 タンク No. 3	{6128}	改造	▲ — ▲																																						△□○ ▽
	第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	W 1 廃液処理設備 ろ過機	{6129}	変更なし																																							□○
	第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	W 1 廃液処理設備 圧搾脱水機	{6130}	変更なし																																							△□○
	第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	W 1 廃液処理設備 スラッジ乾燥機	{6131}	改造	▲ — ▲																																						△□○
	第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	W 1 廃液処理設備 受水槽	{6132}	改造	▲ —																																						△□○ ▽
	第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	W 1 廃液処理設備 貯留槽 No. 1	{6133}	改造	▲ —																																						△□○ ▽
	第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	W 1 廃液処理設備 貯留槽 No. 2	{6134}	改造	▲ —																																						△□○ ▽
	第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	W 1 廃液処理設備 貯留槽 No. 3	{6135}	改造	▲ —																																						△□○ ▽
	第1 廃棄物貯蔵棟 W 1 廃棄物処理室	W 1 廃液処理設備 配管	{6136}	改造																																							— △ △□○

設工認の認可番号等：令和4年11月16日付け原規規発第2211164号（第5次申請）

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2020年(令和2年)度			2021年(令和3年)度						2022年(令和4年)度						2023年(令和5年)度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
放射性廃棄物の廃棄施設	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	焼却設備 焼却炉	{6138}	改造	【凡例】 — : 工事 △ : 使用前事業者検査(第1号検査)(予定) ▲ : 使用前事業者検査(第1号検査)(実績) ▽ : 使用前事業者検査(第2号検査)(予定) ▼ : 使用前事業者検査(第2号検査)(実績) □ : 使用前事業者検査(第3号検査)(予定) ■ : 使用前事業者検査(第3号検査)(実績) ○ : 使用前事業者検査(加工施設の性能検査)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	</

設工認の認可番号等：令和4年11月16日付け原規規発第2211164号（第5次申請）

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2020年（令和2年）度						2021年（令和3年）度						2022年（令和4年）度						2023年（令和5年）度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
放射線管理施設	第2加工棟 第2出入管理室、第2－2 燃料棒加工室	ハンドフットクロスモニタ －	{7001}	変更なし	【凡例】 —：工事 △：使用前事業者検査（第1号検査）（予定） ▲：使用前事業者検査（第1号検査）（実績） ▽：使用前事業者検査（第2号検査）（予定） ▼：使用前事業者検査（第2号検査）（実績） □：使用前事業者検査（第3号検査）（予定） ■：使用前事業者検査（第3号検査）（実績） ○：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									

【凡例】

—

：工事

△

：使用前事業者検査（第1号検査）（予定）

▲

▽

▼

□

■

○

設工認の認可番号等：令和4年11月16日付け原規規発第2211164号（第5次申請）

[illegible]

設工認の認可番号等：令和4年11月16日付け原規規発第2211164号（第5次申請）

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2 0 2 0 年（令和2年）度						2 0 2 1 年（令和3年）度						2 0 2 2 年（令和4年）度						2 0 2 3 年（令和5年）度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
その他の加工施設	第1－3貯蔵棟北側屋外	遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2	{1009}	変更なし	【凡例】 —：工事 △：使用前事業者検査（第1号検査）（予定） ▲：使用前事業者検査（第1号検査）（実績） ▽：使用前事業者検査（第2号検査）（予定） ▼：使用前事業者検査（第2号検査）（実績） □：使用前事業者検査（第3号検査）（予定） ■：使用前事業者検査（第3号検査）（実績） ○：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							</

注7：負圧の維持に必要な局所排気設備への電源供給を、加工施設全体としての性能検査で確認する。

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称	管理番号	変更内容	2020年()
------	----	-----------------	------	------	----------

【凡例】

：工事

△：使用前事業者検査（第1号検査）（予定）

▲：使用前事業者検査（第1号検査）（実績）

▽：使用前事業者検査（第2号検査）（予定）

▼：使用前事業者検査（第2号検査）（実績）

□：使用前事業者検査（第3号検査）（予定）

■：使用前事業者検査（第3号検査）（実績）

○：使用前事業者検査（加工施設の性能検査）

★： 第5廃棄物貯蔵棟（第4次申請設備）の完成に伴い一部使用する設備

設工認の認可番号等：令和4年11月16日付け原規規発第2211164号（第5次申請）

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2020年(令和2年)度						2021年(令和3年)度						2022年(令和4年)度									2023年(令和5年)度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
その他の加工施設	事務棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備(無線機)	{8007-17}	変更なし	【凡例】 — : 工事 △ : 使用前事業者検査(第1号検査)(予定) ▲ : 使用前事業者検査(第1号検査)(実績) ▽ : 使用前事業者検査(第2号検査)(予定) ▼ : 使用前事業者検査(第2号検査)(実績) □ : 使用前事業者検査(第3号検査)(予定) ■ : 使用前事業者検査(第3号検査)(実績) ○ : 使用前事業者検査(加工施設の性能検査)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	事務棟、保安棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備(固定電話機)	{8007-19}	変更なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	事務棟、保安棟	通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))	{8007-20}	改造																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	屋外	通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))	{8007-21}	改造																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	事務棟、保安棟、屋外	通信連絡設備 所外通信連絡設備*	{8008}	変更なし																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	屋外	消火設備 屋外消火栓 ⁽⁵⁾	{8012-2}	改造																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				</

(5) 本設備・機器には、第2次申請で仮移設した消火設備 屋外消火栓、第3次申請で仮移設した消火設備 屋外消火栓、消火設備 屋外消火栓配管、第4次申請で仮移設した消火設備 屋外消火栓配管を含む。第5次申請で仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行い、適合性を確認する。

★： 第5廃棄物貯蔵棟（第4次申請設備）の完成に伴い一部使用する設備

設工認の認可番号等：令和４年１１月１６日付け原規規発第2211164号（第５次申請）

施設区分	場所	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	変更内容	2020年（令和2年）度						2021年（令和3年）度						2022年（令和4年）度						2023年（令和5年）度																																								
					10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月																							
その他の加工施設	第2加工棟 第2開発室	自動窒素ガス切替機構（窒素ガス配管含む） —	{8025-2}	改造																									▲						▲						△□○ ▽																						
	第2加工棟 第2開発室	空気混入防止機構 —	{8025-3}	改造																																					△ △□○ ▽																						
	第2加工棟 第2開発室	過加熱防止機構 —	{8025-5}	改造																																					△ △□○ ▽																						
	第2加工棟 第2開発室	圧力逃がし機構 —	{8025-6}	改造																																					△ △□○ ▽																						
	第2加工棟 第2開発室、屋外	可燃性ガス配管 —	{8025-7}	改造																															▲						▲▲▲						△□○																
	第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉	{8026}	改造																									▲						▲						△□○ ▽																						
	第2加工棟 第2開発室	自動窒素ガス切替機構（窒素ガス配管含む） —	{8026-2}	改造																									▲						▲						△□○ ▽																						
	第2加工棟 第2開発室	空気混入防止機構 —	{8026-3}	改造																																					△ △□○ ▽																						
	第2加工棟 第2開発室	過加熱防止機構 —	{8026-4}	改造																																					△ △□○ ▽																						
	第2加工棟 第2開発室	圧力逃がし機構 —	{8026-5}	変更なし																																					△□○ ▽																						
	第2加工棟 第2開発室	可燃性ガス配管 —	{8026-6}	改造																									▲												△□○																						
	第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、屋外（事務棟、保安棟、部品検査設備棟）	緊急設備 可搬型照明*	{8038-4}	変更なし																															▲						■						○																
	屋外	緊急設備 緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）	{8039}	改造																															▲						▲						△□○ ▽																
	屋外（第2加工棟3階屋上）	緊急設備 緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）	{8039-2}	改造																																					△ △□○ ▽																						
	屋外	緊急設備 手動閉止弁（アンモニア分解ガス）	{8039-3}	改造																															▲												△□○ ▽																
	屋外（第2加工棟3階屋上）	緊急設備 緊急遮断弁（水素ガス）	{8040}	改造																																					△ △□○ ▽																						
	屋外	緊急設備 緊急遮断弁（プロパンガス）	{8041}	改造																															▲												△□○ ▽																
	屋外	緊急設備 手動閉止弁（プロパンガス）	{8041-2}	改造																															▲												△□○ ▽																
	屋外	緊急設備 緊急遮断弁（都市ガス）	{8042}	新設																									▲						▲▲▲						▲						▲						▲						△□○ ▽				

★： 第５廃棄物貯蔵棟（第４次申請設備）の完成に伴い一部使用する設備

※n (n=2) : n 次申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様の箇所又はそれ以外に n 次申請から追加で本申請の対象とする箇所の適合性を、第 5 次申請に基づいて確認する。

【凡例】

— : 工事

△ : 使用前事業者検査 (第 1 号検査) (予定)

▲ : 使用前事業者検査 (第 1 号検査) (実績)

▽ : 使用前事業者検査 (第 2 号検査) (予定)

▼ : 使用前事業者検査 (第 2 号検査) (実績)

□ : 使用前事業者検査 (第 3 号検査) (予定)

■ : 使用前事業者検査 (第 3 号検査) (実績)

○ : 使用前事業者検査 (加工施設の性能検査)

保全重要度が高い系統、設備又は機器に関する説明書

加工施設における保全重要度について、「補修及び改造基準（基保-018）」に従い、加工施設の安全上の重要度に応じ、下表に示す「保全区分」に従い管理を行う。

保全重要度	保全区分
系統・設備又は機器において、重要な安全機能 ^(※1) に影響のある構成機器のうち、故障の可能性が大きく、検知修復性がないもの	A
系統・設備又は機器において、重要な安全機能 ^(※1) に影響のある構成機器のうち、故障の可能性が小さいもの、又は故障の可能性は大きいが見知修復性があるもの	B
系統・設備又は機器において、重要な安全機能 ^(※1) に影響のない構成機器のうち、予防保全対象とすることが適切なもの ^(※2)	C
系統・設備又は機器において、重要な安全機能 ^(※1) に影響のない構成機器のうち、予防保全対象とすることが適切なもの ^(※2) 以外のもの	D

※ 1：事業許可で選定・評価した 4 つの設計基準事故のうち周辺環境への影響が比較的大きい事故及び重大事故に至るおそれがある事故である下記事故の発生防止及び影響緩和の機能

- ・ 爆発による閉じ込め機能の不全

※ 2：当該機器の故障が、許容できない下記の状況等を伴う場合

- ・ 運転員の作業負担等を生じる。
- ・ 修理又は機器交換に時間等を要する。

第 3 次申請、第 4 次申請及び第 5 次申請において、使用前確認を受けようとする対象施設には、保全重要度が高い保全区分 A に該当する機器はない。別紙－ 1 に、撤去する物を除き、各機器の保全区分一覧を示す。

なお、設工認との関連において、各機器の耐震重要度分類を併記する。

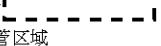
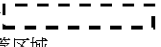
各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	保全区分	耐震重要度 分類
令和2年10月 2日付け原規規 発第2010025号 (第3次申請) (令和3年9月 16日付け熊原第 21-041号にて軽 微な変更の届 出) (令和4年7月 19日付け熊原第 22-012号にて軽 微な変更の届 出) * : 第5次申請 に基づいて、第 3次申請の第1 加工棟に付属設 備として第1加 工棟の建物本体 に設置する当該 の緊急設備を含 むことを示す。	核燃料物質 の貯蔵施設	第1加工棟 —	{1001}	C	第3類
		第1－1貯蔵容器保管設備 第1－1貯蔵容器保管区域	{5064}	— (撤去)	—
		粉末・ペレット貯蔵容器I型 —	{5066}	— (撤去)	—
		第1－1燃料集合体保管設備 第1－1燃料集合体保管区域	{5065}	— (撤去)	—
		第1－1輸送物保管区域 —	{5009}	D	—
	放射性廃棄 物の廃棄施 設	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	{6155}	D	—
		保管廃棄設備 廃棄物保管区域	{6156}	D	—
		保管廃棄設備 廃棄物保管区域	{6157}	D	—
		保管廃棄設備 廃棄物保管区域	{6158}	D	—
		保管廃棄設備 廃棄物保管区域	{6159}	D	—
		保管廃棄設備 廃棄物保管区域	{6160}	D	—
		保管廃棄設備 廃棄物保管区域	{6161}	D	—
		保管廃棄設備 廃棄物保管区域	{6162}	D	—
		保管廃棄設備 廃棄物保管区域	{6163}	D	—
		保管廃棄設備 廃棄物保管区域	{6163}	D	—
	放射線管理 施設	ガンマ線エリアモニタ 検出器	{7008}	C	第3類
	その他の加工 施設	遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1	{1008}	C	第1類
		遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4	{1011}	C	第1類
		防護壁 防護壁 No. 1	{1012}	C	第1類
		緊急設備 非常用照明	{8038}	C	第3類
		緊急設備 誘導灯	{8038-2}	C	第3類
		緊急設備 避難通路	{8035}	D	—
		緊急設備* コンクリート閉止部	{8044}	C	第3類
		緊急設備* 大型外扉	{8063}	C	第3類
		緊急設備* 外扉	{8064}	C	第3類
		通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))	{8007-7}	C	第3類
		通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))	{8007-10}	C	第3類
		通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))	{8007-8}	C	第3類
		火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)	{8009-5}	C	第3類
		火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)	{8009-6}	C	第3類
		消火設備 消火器	{8010-5}	C	—
		消火設備 屋外消火栓 (仮移設)	{8012-3}	C	第3類
		消火設備 屋外消火栓配管 (仮移設)	{8012-5}	C	第3類

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	保全区分	耐震重要度 分類
令和3年5月24 日付け原規規発 第2105241号 (第4次申請) (令和3年11月 8日付け熊原第 21-042号にて軽 微な変更の届 出) (令和4年7月 19日付け熊原第 22-013号にて軽 微な変更の届 出)	成型施設	第2加工棟 —	{1002}	C	第1類
	被覆施設	ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱置台部	{3001}	C	第1類
		ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱搬送部	{3002}	C	第1類
		ペレット編成挿入機 No. 1 波板移載部	{3003}	C	第1類
		ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット編成挿入部	{3004}	C	第1類
		燃料棒解体装置 No. 1 —	{3006}	C	第2類
		燃料棒トレイ置台 —	{3007}	C	第1類
		脱ガス設備 No. 1 真空加熱炉部	{3008}	C	第1類
		燃料棒トレイ —	{3008-2}	C	—
		脱ガス設備 No. 1 運搬台車	{3009}	C	第1類
		第二端栓溶接設備 No. 1 燃料棒搬送 No. 1-1 部	{3010}	C	第1類
		第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-1 部	{3011}	C	第1類
		第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-2 部	{3012}	C	第1類
		第二端栓溶接設備 No. 1 燃料棒搬送 No. 1-2 部	{3013}	C	第1類
		燃料棒搬送設備 No. 1 燃料棒移載 (1) 部	{3014}	C	第1類
		燃料棒搬送設備 No. 1 被覆管コンベア部	{3015}	C	第1類
		燃料棒搬送設備 No. 1 除染コンベア部	{3016}	C	第1類
		燃料棒搬送設備 No. 1 燃料棒トレイ移載部	{3017}	C	第1類
		燃料棒搬送設備 No. 2 燃料棒移送装置 (A) —	{3018}	C	第1類
		燃料棒搬送設備 No. 3 燃料棒移載装置 (2) —	{3019}	C	第1類
		ペレット検査台 No. 2 —	{3020}	C	第2類
		燃料棒搬送設備 No. 8 被覆管コンベア No. 8-1 部	{3021}	C	第1類
		燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-1 部	{3022}	C	第1類
		燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-2 部	{3023}	C	第1類
		ペレット一時保管台 —	{3024}	C	第1類
		ペレット検査装置 No. 5 —	{3025}	C	第1類
		ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット保管箱搬送部	{3026}	C	第1類
		ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット編成挿入部	{3027}	C	第1類
		燃料棒解体装置 No. 2 —	{3028}	C	第2類
		計量設備架台 No. 9 —	{3029}	C	第2類
		計量設備架台 No. 10 —	{3030}	C	第2類

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	保全区分	耐震重要度 分類
令和3年5月24 日付け原規規発 第2105241号 (第4次申請) (令和3年11月 8日付け熊原第 21-042号にて軽 微な変更の届 出) (令和4年7月 19日付け熊原第 22-013号にて軽 微な変更の届 出)	被覆施設	燃料棒搬送設備 No. 9 —	{3031}	C	第2類
	核燃料物質 の貯蔵施設	燃料集合体保管ラック C 型 No. 1 —	{5053}	C	第1類
		燃料集合体保管ラック C 型 No. 2 —	{5054}	C	第1類
		燃料集合体保管ラック D 型 No. 1 —	{5055}	C	第1類
	放射性廃棄 物の廃棄施 設	第2廃棄物貯蔵棟 (撤去) —	{1014}	C	第3類
		保管廃棄設備  (撤去) 廃棄物保管区域	{6137-2}	D	—
		第5廃棄物貯蔵棟 —	{1006}	C	第3類
		保管廃棄設備  廃棄物保管区域	{6137}	D	—
	放射線管理 施設	モニタリングポスト No. 1 —	{7026}	C	第2類
		モニタリングポスト No. 2 —	{7027}	C	第2類
		放射線監視盤 (モニタリングポスト) —	{7027-2}	C	第2類
	その他の加 工施設	通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))	{8007}	C	第3類
		通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))	{8007-12}	C	第3類
		通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))	{8007-11}	C	第3類
		通信連絡設備 所内通信連絡設備 (固定電話機)	{8007-13}	D	—
		火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)	{8009}	C	第3類
		火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)	{8009-11}	C	第3類
		消火設備 消火器	{8010}	C	—
		緊急設備 避難通路	{8027}	D	—
		緊急設備 非常用照明	{8029}	C	第3類
		緊急設備 誘導灯	{8029-4}	C	第3類
		緊急設備 防護壁及び防護柵	{8048}	C	第1類
		緊急設備 防護壁	{8049}	C	第1類
		緊急設備 コンクリート閉止部	{8050}	C	第1類
		緊急設備 堰、密閉構造扉 (設置場所: 第2加工棟)	{8051}	D	第1類
		火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)	{8009-10}	— (撤去)	—
		消火設備 消火器	{8010-8}	— (撤去)	—
		緊急設備 非常用照明	{8038-3}	— (撤去)	—
		通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))	{8007-5}	C	第3類
		通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))	{8007-6}	C	第3類
		火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)	{8009-4}	C	第3類
		消火設備 消火器	{8010-4}	C	—

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	保全区分	耐震重要度 分類
令和3年5月24 日付け原規規発 第2105241号 (第4次申請) (令和3年11月 8日付け熊原第 21-042号にて軽 微な変更の届 出) (令和4年7月 19日付け熊原第 22-013号にて軽 微な変更の届 出)	その他の加 工施設	緊急設備 避難通路	{8034}	D	—
		緊急設備 非常用照明	{8037}	C	第3類
		緊急設備 誘導灯	{8037-2}	C	第3類
		消火設備 屋外消火栓配管（仮移設）	{8012-6}	C	第3類

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	保全区分	耐震重要度 分類
令和4年11月 16日付け原規規 発第2211164号 (第5次申請)	成型施設	粉末缶搬送機 No. 2-1 粉末缶昇降リフト —	{2042}	C	第1類
		粉末缶搬送機 No. 2-1 粉末缶移載機 —	{2043}	C	第1類
		粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機 —	{2044}	C	第1類
		粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機 —	{2045}	C	第1類
		粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器	{2046}	C	—
		粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器昇降リフト	{2047}	C	第1類
		供給瓶 No. 2-1 供給瓶	{2048}	C	第1類
		プレス No. 2-1 —	{2050}	C	第1類
		焙焼炉 No. 2-1 研磨屑乾燥機	{2051}	C	第1類
		焙焼炉 No. 2-1 破碎装置	{2052}	C	第1類
		焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱フード	{2053}	C	第1類
		焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱機	{2054}	C	第1類
		焙焼炉 No. 2-1 焙焼炉	{2055}	C	第1類
		計量設備架台 No. 4 —	{2057}	C	第1類
		焼結炉搬送機 No. 2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット搬送部	{2058}	C	第1類
		焼結炉搬送機 No. 2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット採取部	{2059}	C	第1類
		焼結炉搬送機 No. 2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット移載部	{2060}	C	第1類
		焼結炉搬送機 No. 2-1 ボート搬送装置 ボート搬送装置部	{2061}	C	第1類
		焼結炉搬送機 No. 2-1 ボート搬送装置 段積装置部	{2062}	C	第1類
		有軌道搬送装置 —	{2063}	C	第1類
		連続焼結炉 No. 2-1 —	{2064}	C	第1類
		自動窒素ガス切替機構（窒素ガス配管含む） —	{2064-2}	B	第1類
		空気混入防止機構 —	{2064-3}	B	第1類
		失火検知機構 —	{2064-4}	B	第1類
		過加熱防止機構 —	{2064-5}	B	第1類
		冷却水圧力低下検知機構 —	{2064-6}	C	第1類
		圧力逃がし機構 —	{2064-7}	C	第1類
		可燃性ガス配管 —	{2064-8}	B	第1類
		焼結ボート置台 焼結ボート置台部	{2065}	C	第1類

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	保全区分	耐震重要度 分類
令和4年11月 16日付け原規規 発第2211164号 (第5次申請)	成型施設	焼結ボート置台 焼結ボート解体部	{2066}	C	第1類
		ペレット搬送設備 No. 2-1 ペレット移載部	{2067}	C	第1類
		ペレット搬送設備 No. 2-1 SUSトレイ搬送部	{2068}	C	第1類
		ペレット搬送設備 No. 2-1 SUSトレイ保管台部	{2069}	C	第1類
		センタレス研削装置 No. 2-1 ペレット供給機	{2070}	C	第1類
		センタレス研削装置 No. 2-1 センタレス研削盤	{2071}	C	第1類
		センタレス研削装置 No. 2-1 ペレット乾燥機	{2072}	C	第1類
		ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移載装置 ペレット検査台部	{2073}	C	第1類
		ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移載装置 ペレット移載部	{2074}	C	第1類
		ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移載装置 ペレット採取部	{2075}	C	第1類
		ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット搬送装置 波板搬送コンベア No. 1 部	{2076}	C	第1類
		ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット搬送装置 波板搬送コンベア No. 2 部	{2077}	C	第1類
		ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット搬送装置 目視検査部	{2078}	C	第1類
		ペレット搬送設備 No. 2-2 波板移載装置 入庫前コンベア部	{2079}	C	第1類
		ペレット搬送設備 No. 2-2 波板移載装置 波板移載部	{2080}	C	第1類
		センタレス研削装置 No. 2-1 研磨屑回収装置	{2081}	C	第1類
		センタレス研削装置 No. 2-1 研削液タンク	{2082}	C	第1類
		センタレス研削装置 No. 2-1 配管	{2083}	C	第1類
		計量設備架台 No. 7 —	{2084}	C	第1類
		ペレット検査台 No. 1 —	{2085}	C	第1類
		焙焼炉 No. 2-1 運搬台車 —	{2087}	D	—
		スクラップ保管ラック F 型運搬台車 —	{2089}	D	—
		ペレット運搬台車 No. 3 —	{2090}	D	—
	被覆施設	X線透過試験機 No. 1 —	{3032}	C	第2類
		ヘリウムリーク試験機 No. 1 トレイ挿入部	{3033}	C	第2類
		ヘリウムリーク試験機 No. 1 ヘリウムリーク試験部	{3034}	C	第2類
		燃料棒検査台 No. 1 燃料棒移送 (B) 部	{3035}	C	第2類
		燃料棒検査台 No. 1 石定盤部	{3036}	C	第2類

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	保全区分	耐震重要度 分類
令和4年11月 16日付け原規規 発第2211164号 (第5次申請)	被覆施設	燃料棒検査台 No.1 燃料棒移送 (C) 部	{3037}	C	第2類
		燃料棒搬送設備 No.4 ストックコンベア (1) 部	{3038}	C	第2類
		燃料棒搬送設備 No.4 燃料棒移載 (3) 部	{3039}	C	第2類
		燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒移載 (4) 部	{3040}	C	第2類
		燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒置台 (1) 部	{3041}	C	第2類
		燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒置台 (2) 部	{3042}	C	第2類
		燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒コンベア (1) 部	{3043}	C	第2類
		燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒コンベア (2) 部	{3044}	C	第2類
		燃料棒搬送設備 No.6 燃料棒移載 (5) 部	{3045}	C	第2類
		燃料棒搬送設備 No.6 ストックコンベア (2) 部	{3046}	C	第2類
		燃料棒搬送設備 No.6 燃料棒移載 (6) 部	{3047}	C	第2類
	組立施設	組立機 No.1 燃料棒挿入装置 (1) —	{4001}	C	第2類
		組立機 No.2 燃料棒挿入装置 (1) —	{4002}	C	第2類
		組立機 No.1 組立定盤部	{4003}	C	第2類
		組立機 No.1 スウェーjing部	{4004}	C	第2類
		組立機 No.2 組立定盤部	{4005}	C	第2類
		組立機 No.2 スウェーjing部	{4006}	C	第2類
		燃料集合体取扱機 No.1 —	{4007}	C	第2類
		堅型定盤 No.1 —	{4008}	C	第2類
		燃料集合体外観検査装置 No.1 —	{4009}	C	第2類
		立会検査定盤 No.1 燃料棒移送 (D) 部	{4010}	C	第2類
		立会検査定盤 No.1 石定盤部	{4011}	C	第2類
		立会検査定盤 No.1 燃料棒移送 (E) 部	{4012}	C	第2類
		2 ton 天井クレーン No.1 —	{4013}	C	第1類
		2.8 ton 天井クレーン —	{4014}	C	第1類
		燃料棒運搬台車 No.1 —	{4015}	D	—

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	保全区分	耐震重要度 分類
令和4年11月 16日付け原規規 発第2211164号 (第5次申請)	核燃料物質 の貯蔵施設	スクラップ保管ラック F 型 No. 2-1 —	{5036}	C	第1類
		スクラップ保管ラック D 型 No. 2-1 —	{5037}	C	第1類
		スクラップ保管ラック E 型 No. 2-1 —	{5038}	C	第1類
		ペレット保管ラック D 型 No. 2-1 —	{5039}	C	第1類
		ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車	{5042}	C	第1類
		ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車 No. 1	{5043}	C	第1類
		ペレット搬送設備 No. 3 ペレット保管箱台車 No. 2	{5044}	C	第1類
		ペレット搬送設備 No. 4 ペレットリフター	{5045}	C	第1類
		ペレット搬送設備 No. 4 ペレット保管箱受台	{5046}	C	第1類
		ペレット保管ラック E 型リフター —	{5048}	C	第1類
		第2-2 燃料集合体保管区域 —	{5056}	D	—
		第2-3 燃料集合体保管区域 —	{5057}	D	—
		第2-1 燃料集合体保管区域 —	{5058}	D	—
		第2-4 燃料集合体保管区域 —	{5059}	D	—
		5 ton 天井クレーン —	{5060}	C	第1類
		分析試料保管棚 —	{5061}	C	第1類
		開発試料保管棚 —	{5062}	C	第1類
		ペレット保管ラック E 型 No. 2-1 —	{5047}	C	第1類
		輸送容器搬送コンベア No. 1-1 —	{5011}	C	第1類
		輸送容器搬送コンベア No. 1-2 —	{5012}	C	第1類
		粉末缶移載装置 No. 1-1 —	{5015}	C	第1類
		粉末缶移載装置 No. 1-2 —	{5016}	C	第1類
		粉末缶搬送コンベア No. 1 —	{5019}	C	第1類
		輸送容器搬送コンベア No. 2-1 —	{5013}	C	第1類
		輸送容器搬送コンベア No. 2-2 —	{5014}	C	第1類
		粉末缶移載装置 No. 2-1 —	{5017}	C	第1類
		粉末缶移載装置 No. 2-2 —	{5018}	C	第1類
		粉末缶搬送コンベア No. 2 —	{5020}	C	第1類

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	保全区分	耐震重要度 分類
令和4年11月 16日付け原規規 発第2211164号 (第5次申請)	核燃料物質 の貯蔵施設	原料保管設備D型 No. 1 —	{5030}	C	第1類
		粉末保管パレット —	{5030-2}	C	—
		原料搬送設備 No. 2 粉末スタッカクレーン	{5021}	C	第1類
		原料搬送設備 No. 2 粉末缶コンベア	{5022} {5023}	C	第1類
		原料搬送設備 No. 2 粉末缶受台	{5024}	C	第1類
		原料搬送設備 No. 2 粉末缶台車	{5025}	C	第1類
		原料保管設備E型 No. 1 —	{5031}	C	第1類
		原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No. 1	{5026}	C	第1類
		原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No. 2	{5027}	C	第1類
		原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No. 3	{5028}	C	第1類
		原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No. 4	{5029}	C	第1類
		保管容器F型 —	{5001}	C	なし
		保管容器F型(中性子吸収板I型内蔵型) —	{5002}	C	なし
		ペレット保管ラックB型 No. 1 —	{5040}	C	第1類
		ペレット保管パレット —	{5040-2}	C	第1類
		ペレット搬送設備 No. 3 ペレットスタッカクレーン	{5041}	C	第1類
		保管容器G型 —	{5004}	C	なし
		燃料棒保管ラックB型 No. 1 —	{5049}	C	第1類
		燃料棒保管ラックB型 No. 2 —	{5050}	C	第1類
		燃料棒搬送設備 No. 7 燃料棒スタッカクレーン	{5052}	C	第1類
		燃料棒搬送設備 No. 7 燃料棒トレイコンベア	{5051}	C	第1類
		保管容器H型 —	{5005}	C	なし
	放射性廃棄 物の廃棄施 設	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅰ(部屋排気系統) 排風機(301-F)	{6001}	C	第2類
		気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅱ(部屋排気系統) 排風機(302-F)	{6002}	C	第2類
		気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ(部屋排気系統) 排風機(303-F)	{6003}	C	第2類
		気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅳ(部屋排気系統) 排風機(304-F)	{6004}	C	第2類
		気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅴ(局所排気系統) 排風機(305-F)	{6005}	C	第2類
		気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅵ(局所排気系統) 排風機(306-F)	{6006}	C	第2類

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	保全区分	耐震重要度 分類
令和4年11月 16日付け原規規 発第2211164号 (第5次申請)	放射性廃棄 物の廃棄施 設	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ (部屋排気系統) 排風機 (307-F)	{6007}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) 排風機 (308-F)	{6008}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-401)	{6009}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-402)	{6010}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-403)	{6011}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅳ (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-404)	{6012}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅴ (局所排気系統) フィルタユニット (FU-405)	{6013}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅵ (局所排気系統) フィルタユニット (FU-406)	{6014}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-407)	{6015}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) フィルタユニット (FU-408)	{6016}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅴ (局所排気系統) フィルタユニット (設備排気用)	{6017}	C	第1類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅵ (局所排気系統) フィルタユニット (設備排気用)	{6018}	C	第3類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) フィルタユニット (設備排気用)	{6019}	C	第1類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ (部屋排気系統) ダクト	{6020}	C	第1類 ^{※1} 第2類 ^{※2} 第3類 ^{※3} 第3類 ^{※4}
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ (部屋排気系統) ダクト	{6021}	C	第1類 ^{※1} 第2類 ^{※2} 第3類 ^{※4}
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ (部屋排気系統) ダクト	{6022}	C	第1類 ^{※1} 第2類 ^{※2} 第3類 ^{※4}
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅳ (部屋排気系統) ダクト	{6023}	C	第1類 ^{※1} 第2類 ^{※2} 第3類 ^{※4}
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅴ (局所排気系統) ダクト	{6024}	C	第1類 ^{※1} 第2類 ^{※2} 第3類 ^{※3} 第3類 ^{※4}
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅵ (局所排気系統) ダクト	{6025}	C	第1類 ^{※1} 第2類 ^{※2} 第3類 ^{※4}
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ (部屋排気系統) ダクト	{6026}	C	第1類 ^{※1} 第2類 ^{※2} 第3類 ^{※3} 第3類 ^{※4}
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) ダクト	{6027}	C	第1類 ^{※1} 第2類 ^{※2} 第3類 ^{※3} 第3類 ^{※4}
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ (部屋排気系統) 閉じ込め弁	{6028}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ (部屋排気系統) 閉じ込め弁	{6029}	C	第2類

※1：損傷によって、安全機能を維持すべき第1類設備・機器及び避難経路に影響する区間（防火ダンパーの直近の支持から火災区画境界の支持までの第1類の支持間隔とする区間を含む。）

※2：排風機室側のフィルタユニット（FU-401, FU-402, FU-403, FU-404, FU-405, FU-406, FU-407, FU-408）から排風機（301-F, 302-F, 303-F, 304-F, 305-F, 306-F, 307-F, 308-F）までの区間

※3：損傷によって、安全機能を維持すべき第1類設備・機器に影響する区間以外の第1類設備上にあり、第1類相当の支持構造物の固定を行う区間

※4：※1、※2、※3に該当する区間以外の区間

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	保全区分	耐震重要度 分類
令和4年11月 16日付け原規規 発第2211164号 (第5次申請)	放射性廃棄 物の廃棄施 設	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ (部屋排気系統) 閉じ込め弁	{6030}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅳ (部屋排気系統) 閉じ込め弁	{6031}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅴ (局所排気系統) 閉じ込め弁	{6032}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅵ (局所排気系統) 閉じ込め弁	{6033}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ (部屋排気系統) 閉じ込め弁	{6034}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) 閉じ込め弁	{6035}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ 系統Ⅱ 系統Ⅴ (給気系統) 閉じ込め弁	{6036}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ 系統Ⅵ (給気系統) 閉じ込め弁	{6036-2}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅳ (給気系統) 閉じ込め弁	{6036-3}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ 系統Ⅷ (給気系統) 閉じ込め弁	{6036-4}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	{6037}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替用)	{6037-2}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (リサイクル運転切替用)	{6037-3}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	{6038}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	{6039}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅳ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	{6040}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅴ (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	{6041}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅵ (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	{6042}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	{6043}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替用)	{6043-2}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (リサイクル運転切替用)	{6043-3}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	{6044}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ 系統Ⅱ 系統Ⅴ (給気系統) 閉じ込めダンパー	{6045}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ 系統Ⅵ (給気系統) 閉じ込めダンパー	{6045-2}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅳ (給気系統) 閉じ込めダンパー	{6045-3}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ 系統Ⅷ (給気系統) 閉じ込めダンパー	{6045-4}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ 系統Ⅱ 系統Ⅴ (給気系統) 給気ユニット (201AC)	{6046}	C	第3類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ 系統Ⅵ (給気系統) 給気ユニット (202AC)	{6046-2}	C	第3類

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	保全区分	耐震重要度 分類
令和4年11月 16日付け原規規 発第2211164号 (第5次申請)	放射性廃棄 物の廃棄施 設	気体廃棄設備 No.1 系統IV (給気系統) 給気ユニット (203SU)	{6046-3}	C	第3類
		気体廃棄設備 No.1 系統VII系統VIII (給気系統) 給気ユニット (204AC)	{6046-4}	C	第3類
		気体廃棄設備 No.1 系統I 系統II 系統V (給気系統) ダクト	{6047}	C	第1類 ^{※1} 第3類 ^{※3} 第3類 ^{※4}
		気体廃棄設備 No.1 系統III 系統VI (給気系統) ダクト	{6047-2}	C	第3類 ^{※4}
		気体廃棄設備 No.1 系統IV (給気系統) ダクト	{6047-3}	C	第3類 ^{※4}
		気体廃棄設備 No.1 系統VII系統VIII (給気系統) ダクト	{6047-4}	C	第1類 ^{※1} 第3類 ^{※3} 第3類 ^{※4}
		気体廃棄設備 No.1 系統I 系統II 系統V 差圧計	{6048}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統III 系統VI 差圧計	{6048-2}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統IV 差圧計	{6048-3}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統VII系統VIII 差圧計	{6048-4}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統) —	{6048-5}	C	第1類、 第2類、 第3類 (第1類 ^{※1} 第2類 ^{※2} 第3類 ^{※3} 第3類 ^{※4} を含む。)
		気体廃棄設備 No.1 (系統III、系統VI、給気系統) —	{6048-6}	C	
		気体廃棄設備 No.1 (系統IV、給気系統) —	{6048-7}	C	
		気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) —	{6048-8}	C	
		第1廃棄物貯蔵棟 —	{1004}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統) No.1 排風機	{6049}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統) No.2 排風機	{6050}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.3 排風機	{6051}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.4 排風機	{6052}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) No.5 排風機	{6053}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) No.6 排風機	{6054}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統) No.1 フィルタユニット	{6055}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統) No.2 フィルタユニット	{6056}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.3 フィルタユニット	{6059}	C	第3類 ^{※5}
		気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.4 フィルタユニット	{6060}	C	第3類 ^{※5}

※1：損傷によって、安全機能を維持すべき第1類設備・機器及び避難経路に影響する区間（防火ダンパーの直近の支持から火災区画境界の支持までの第1類の支持間隔とする区間を含む。）

※2：排風機室側のフィルタユニット（FU-401, FU-402, FU-403, FU-404, FU-405, FU-406, FU-407, FU-408）から排風機（301-F, 302-F, 303-F, 304-F, 305-F, 306-F, 307-F, 308-F）までの区間

※3：損傷によって、安全機能を維持すべき第1類設備・機器に影響する区間以外の第1類設備上にあり、第1類相当の支持構造物の固定を行う区間

※4：※1、※2、※3に該当する区間以外の区間

※5：第2類の設備への波及的影響考慮のため、耐震重要度分類第2類相当の耐震評価をしている。

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	保全区分	耐震重要度 分類
令和4年11月 16日付け原規規 発第2211164号 (第5次申請)	放射性廃棄 物の廃棄施 設	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) No. 5 フィルタユニット	{6057}	C	第2類
		気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) No. 6 フィルタユニット	{6061}	C	第3類
		気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) No. 7 フィルタユニット	{6062}	C	第3類
		気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) No. 8 フィルタユニット	{6058}	C	第2類
		気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気系統) ダクト	{6063}	C	第2類 ^{※5} 第3類 ^{※7}
		気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気系統) ダクト	{6064}	C	第2類 ^{※5} 第3類 ^{※7}
		気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) ダクト	{6065}	C	第2類 ^{※5} 第3類 ^{※7}
		気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) ダクト	{6066}	C	第2類 ^{※5} 第3類 ^{※7}
		気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気系統) 閉じ込め弁	{6067}	C	第2類
		気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気系統) 閉じ込め弁	{6068}	C	第2類
		気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) 閉じ込め弁	{6069}	C	第2類
		気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) 閉じ込め弁	{6070}	C	第2類
		気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統) 閉じ込め弁	{6071}	C	第2類
		気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (急冷塔給気) 閉じ込め弁	{6071-2}	C	第2類
		気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (フィルタ冷却給気) 閉じ込め弁	{6071-3}	C	第2類
		気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (自然給気) 閉じ込め弁	{6071-4}	C	第2類
		気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	{6072}	C	第2類
		気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	{6073}	C	第2類
		気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	{6074}	C	第2類
		気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	{6075}	C	第2類
		気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統) 閉じ込めダンパー	{6076}	C	第2類
		気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (急冷塔給気) 閉じ込めダンパー	{6076-2}	C	第2類
		気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (フィルタ冷却給気) 閉じ込めダンパー	{6076-3}	C	第2類
		気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (自然給気) 閉じ込めダンパー	{6076-4}	C	第2類
		気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統) 給気フィルタ	{6077}	C	第3類
		気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (急冷塔給気) 給気フィルタ	{6077-2}	C	第3類 ^{※1}
		気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (フィルタ冷却給気) 給気フィルタ	{6077-3}	C	第3類 ^{※1}

※5：第2類の設備への波及的影響考慮のため、耐震重要度分類第2類相当の耐震評価をしている。

※6：排風機室側のフィルタユニット (No. 1, No. 2, No. 5, No. 8) から排風機 (No. 1, No. 2, No. 3, No. 4, No. 5, No. 6) までの区間

※7：※6に該当する区間以外の区間

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	保全区分	耐震重要度 分類
令和4年11月 16日付け原規規 発第2211164号 (第5次申請)	放射性廃棄 物の廃棄施 設	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (自然給気) 給気フィルタ	{6077-4}	C	第3類 ^{※5}
		気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統) 給気ファン	{6078}	C	第3類
		気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統) ダクト	{6079}	C	第3類
		気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 差圧計	{6080}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) —	{6080-2}	C	第2類 (第2類 ^{※6} を含む。)、第3類 (第3類 ^{※5} 、第3類 ^{※7} を含む。)
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) フィルタユニット (設備排気用)	{6019-2}	— (部分撤去)	—
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) ダクト	{6027-2}	— (部分撤去)	—
		第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.1	{6081}	C	第3類
		第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.2	{6082}	C	第3類
		第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.3	{6083}	C	第3類
		第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.4	{6084}	C	第3類
		第1廃液処理設備 遠心分離機 No.1	{6087}	C	第3類
		第1廃液処理設備 遠心分離機 No.2	{6088}	C	第3類
		第1廃液処理設備 遠心分離機 No.3	{6089}	C	第3類
		第1廃液処理設備 遠心分離機 No.4	{6090}	C	第3類
		第1廃液処理設備 遠心ろ過機 No.1	{6091}	C	第3類
		第1廃液処理設備 遠心ろ過機 No.2	{6092}	C	第3類
		第1廃液処理設備 ろ過水槽 No.1	{6093}	C	第3類
		第1廃液処理設備 ろ過水槽 No.2	{6094}	C	第3類
		第1廃液処理設備 処理水槽 No.1	{6095}	C	第3類
		第1廃液処理設備 処理水槽 No.2	{6096}	C	第3類
		第1廃液処理設備 処理水槽 No.3	{6097}	C	第3類
		第1廃液処理設備 処理水槽 No.4	{6098}	C	第3類
		第1廃液処理設備 配管	{6099}	C	第3類
		分析廃液処理設備 反応槽	{6100}	C	第3類

※5：第2類の設備への波及的影響考慮のため、耐震重要度分類第2類相当の設計とする。

※6：排風機室側のフィルタユニット (No.1、No.2、No.5、No.8) から排風機 (No.1、No.2、No.3、No.4、No.5、No.6) までの区間

※7：※6に該当する区間以外の区間

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	保全区分	耐震重要度 分類
令和4年11月 16日付け原規規 発第2211164号 (第5次申請)	放射性廃棄 物の廃棄施 設	分析廃液処理設備 ろ過水貯槽	{6100-2}	C	第3類
		分析廃液処理設備 スラッジ乾燥機	{6101}	C	第3類
		分析廃液処理設備 配管	{6102}	C	第3類
		開発室廃液処理設備 凝集沈殿槽	{6103}	C	第3類
		開発室廃液処理設備 遠心分離機	{6104}	C	第3類
		開発室廃液処理設備 貯槽	{6105}	C	第3類
		開発室廃液処理設備 配管	{6106}	C	第3類
		第2廃液処理設備 集水槽	{6107}	C	第3類
		第2廃液処理設備 集水槽 No. 2	{6108}	C	第3類
		第2廃液処理設備 凝集槽	{6109}	C	第3類
		第2廃液処理設備 沈殿槽 No. 1	{6110}	C	第3類
		第2廃液処理設備 タンク No. 1	{6110-2}	C	第3類
		第2廃液処理設備 沈殿槽 No. 2	{6111}	C	第3類
		第2廃液処理設備 タンク No. 2	{6111-2}	C	第3類
		第2廃液処理設備 加圧脱水機	{6112}	C	第3類
		第2廃液処理設備 スラッジ乾燥機	{6113}	C	第3類
		第2廃液処理設備 ろ過装置 No. 1	{6114}	C	第3類
		第2廃液処理設備 ろ過装置 No. 2	{6115}	C	第3類
		第2廃液処理設備 受水槽 No. 1	{6117}	C	第3類
		第2廃液処理設備 配管	{6118}	C	第3類
		第2廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 1	{6119}	C	第3類
		第2廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 2	{6120}	C	第3類
		第2廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 3	{6121}	C	第3類
		第2廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 4	{6122}	C	第3類
		第2廃液処理設備貯留設備 配管	{6123}	C	第3類
		W 1 廃液処理設備 蒸発乾固装置	{6124}	C	第3類
		W 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽	{6125}	C	第3類
		W 1 廃液処理設備 タンク No. 1	{6126}	C	第3類

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	保全区分	耐震重要度 分類
令和4年11月 16日付け原規規 発第2211164号 (第5次申請)	放射性廃棄 物の廃棄施 設	W1 廃液処理設備 タンク No. 2	{6127}	C	第3類
		W1 廃液処理設備 タンク No. 3	{6128}	C	第3類
		W1 廃液処理設備 ろ過機	{6129}	C	第3類
		W1 廃液処理設備 圧搾脱水機	{6130}	C	第3類
		W1 廃液処理設備 スラッジ乾燥機	{6131}	C	第3類
		W1 廃液処理設備 受水槽	{6132}	C	第3類
		W1 廃液処理設備 貯留槽 No. 1	{6133}	C	第3類
		W1 廃液処理設備 貯留槽 No. 2	{6134}	C	第3類
		W1 廃液処理設備 貯留槽 No. 3	{6135}	C	第3類
		W1 廃液処理設備 配管	{6136}	C	第3類
		焼却設備 焼却炉	{6138}	B	第2類
		失火検知機構 —	{6138-2}	B	第2類
		過加熱防止機構 —	{6138-3}	B	第2類
		圧力逃がし機構 —	{6138-4}	C	第2類
		可燃性ガス配管 —	{6138-5}	B	第2類
		焼却設備 バグフィルタ	{6139}	C	第2類
		焼却設備 投入プッシャ	{6140}	C	第2類
		焼却設備 前処理フード	{6141}	C	第2類
		焼却設備 フィルタ処理フード	{6142}	C	第2類
		焼却設備 投入リフタ	{6143}	C	第2類
		焼却設備 急冷塔	{6144}	C	第2類
		湿式除染機 湿式除染部	{6145}	C	第3類
		湿式除染機 水洗除染タンク	{6146}	C	第3類 ^{※5}
		乾式除染機 —	{6147}	C	第3類 ^{※5}
		ホイスクレーン 2トンチェンブロック	{6148}	C	第2類
		ホイスクレーン 1トンチェンブロック	{6149}	C	第2類
		保管廃棄設備 [■] 廃棄物保管区域	{6153}	D	—
		第3廃棄物貯蔵棟 —	{1005}	C	第3類

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	保全区分	耐震重要度 分類
令和4年11月 16日付け原規規 発第2211164号 (第5次申請)	放射性廃棄物の廃棄施設	ホイストクレーン 1 トンチェーンブロック	{6151}	C	第3類
		保管廃棄設備 廃棄物保管区域	{6154}	D	—
	放射線管理施設	ハンドフットクロスモニタ —	{7001} {7003}	C	第3類
		エアシニファ (管理区域内) —	{7004} {7005}	C	第3類
		エアシニファ (排気口) —	{7022} {7023}	C	第3類
		ダストモニタ (換気用モニタ) —	{7006}	C	第2類
		ダストモニタ (排気用モニタ) —	{7024} {7025}	C	第2類
		放射線監視盤 (ダストモニタ) —	{7011} {7013}	C	第2類
		ガンマ線エリアモニタ 検出器	{7009}	C	第3類
		放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) —	{7012}	C	第2類
		流し —	{7014}	C	—
		低バックグラウンドカウンタ —	{7016}	C	—
		気象観測装置 —	{7033}	C	—
		警報集中表示盤 —	{7037}	C	—
	その他の加工施設	発電機・ポンプ棟 —	{1007}	C	第2類・ 第3類 ^{※8}
		遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2	{1009}	C	第1類
		遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3	{1010}	C	第1類
		消火設備 自動式の消火設備	{8011}	C	第1類
		消火設備 屋内消火栓	{8012}	C	第3類
		消火設備 屋外消火栓	{8012-2}	C	第3類
		消火設備 消火器	{8010-2} {8010-3} {8010-7}	C	—
		消火設備 可搬消防ポンプ	{8012-8}	C	—
		緊急設備 漏水検知器 (設置場所: 第2加工棟)	{8052}	C	第1類
		緊急設備 漏水検知器 (設置場所: 第1廃棄物貯蔵棟)	{8056}	C	第2類
		緊急設備 遮水板	{8065} {8065-2}	C	(※9)
		緊急設備 避難通路	{8031} {8033} {8035-2}	D	—
		緊急設備 非常用照明	{8032} {8036} {8038-5}	C	第3類

※8: 発電機棟については第2類として設計し、ポンプ棟については、第2類の地震力を作用させても発電機棟に波及的影響を与えないことを確認したうえで、第3類として設計する。

※9: 遮水板の耐震重要度分類は、当該遮水板を設置する配管と同じ耐震重要度分類とする。

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	保全区分	耐震重要度 分類
令和4年11月 16日付け原規規 発第2211164号 (第5次申請)	その他の加 工施設	緊急設備 誘導灯	{8032-2} {8036-2} {8038-6}	C	第3類
		緊急設備 防護壁又は防護柵 (W1防護壁)	{8055}	C	第2類
		緊急設備 防護壁又は防護柵 (W3防護壁)	{8057}	C	第3類
		緊急設備 緊急遮断弁 (冷却水) (設置場所: 第2加工棟 屋外)	{8059}	C	第1類
		緊急設備 緊急遮断弁 (冷却水) (設置場所: 第1廃棄物貯蔵棟 屋外)	{8059-2}	C	第2類
		緊急設備 上水送水用緊急遮断弁	{8060}	C	第3類
		緊急設備 溢水時手動閉止弁	{8060-2} {8061-2}	C	第3類
		緊急設備 送水ポンプ自動停止装置	{8061}	C	第3類
		緊急設備 堰、密閉構造扉 (設置場所: 第1廃棄物貯蔵棟)	{8064-2}	D	第2類
		緊急設備 可搬型照明	{8038-4}	C	—
		緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス)	{8039} {8039-2}	C	第1類
		緊急設備 緊急遮断弁 (水素ガス)	{8040}	C	第1類
		緊急設備 手動閉止弁 (アンモニア分解ガス)	{8039-3}	C	第3類
		緊急設備 緊急遮断弁 (プロパンガス)	{8041}	C	第1類
		緊急設備 緊急遮断弁 (都市ガス)	{8042}	C	第1類
		緊急設備 手動閉止弁 (プロパンガス)	{8041-2}	C	第3類
		緊急設備 感震計	{8042-2}	C	第1類
		緊急設備 防火ダンパー	{8045}	C	第1類
		緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガス)	{8046} {8046-2}	C	第1類
		緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (プロパンガス)	{8047}	C	第1類
		緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (都市ガス)	{8054}	C	第2類
		緊急設備 防水カバー	{8058}	C	第1類 (※10)
		緊急設備 防水カバー	{8058-2}	C	第2類 (※10)
		緊急設備 防護板	{8062}	C	第1類 第3類 (※11)
		緊急設備 防護板	{8062-2}	C	第2類 (※11)

※10: 防水カバーの耐震重要度分類は、防護対象の設備・機器と同じ耐震重要度分類とする。

(「第2加工棟の第1類設備: 粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機、粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器昇降リフトの囲い式フード、連続焼結炉 No. 2-1」、「第1廃棄物貯蔵棟の第2類設備: 焼却設備 焼却炉 灰出フードの給気口」)

※11: 防護板の耐震重要度分類は、当該防護板を設置する設備・機器と同じ耐震重要度分類とする。

(「第2加工棟の第1類設備: プレス No. 2-1、焙焼炉 No. 2-1 破碎装置、連続焼結炉 No. 2-1」、「第2加工棟の第3類設備: 燃料開発設備 プレス」、「第1廃棄物貯蔵棟の第2類設備: 気体廃棄設備 No. 2 系統1 (部屋排気系統) No.1 排風機」)

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	保全区分	耐震重要度 分類
令和4年11月 16日付け原規規 発第2211164号 (第5次申請)	その他の加 工施設	通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））	{8007-3} {8007-4} {8007-15} {8007-21}	C	第3類
		通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））	{8007-14} {8007-20}	C	第3類
		通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）	{8007-16}	C	—
		通信連絡設備 所内通信連絡設備（無線機）	{8007-17}	C	—
		通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）	{8007-19}	D	—
		通信連絡設備 所外通信連絡設備	{8008}	C	—
		火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）	{8009-2} {8009-3} {8009-8}	C	第3類
		火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）	{8009-12} {8009-13}	C	第3類
		非常用電源設備 No. 1 非常用発電機	{8001}	C	第2類
		非常用電源設備 No. 2 非常用発電機	{8003}	C	第2類
		非常用電源設備 A 非常用発電機	{8005}	C	第2類
		分析設備 粉末取扱フード No. 1	{8013}	C	第3類
		分析設備 粉末取扱フード No. 2	{8014}	C	第3類
		分析設備 粉末取扱フード No. 3	{8015}	C	第3類
		分析設備 ドラフトチャンバ No. 1	{8016}	C	第3類
		分析設備 ドラフトチャンバ No. 2	{8017}	C	第3類
		分析設備 ドラフトチャンバ No. 3	{8018}	C	第3類
		燃料開発設備 スクラップ処理装置	{8019}	C	第2類
		燃料開発設備 試料調整用フード	{8020}	C	第2類
		燃料開発設備 試料調整用フード No. 1	{8021}	C	第2類
		燃料開発設備 試料調整用フード No. 2	{8022}	C	第2類
		燃料開発設備 粉末取扱フード	{8023}	C	第2類
		燃料開発設備 プレス	{8024}	C	第3類
		燃料開発設備 加熱炉	{8025}	C	第2類
		自動窒素ガス切替機構（窒素ガス配管含む） —	{8025-2}	B	第2類
		空気混入防止機構 —	{8025-3}	B	第2類
		過加熱防止機構 —	{8025-5}	B	第2類

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	保全区分	耐震重要度 分類
令和4年11月 16日付け原規規 発第2211164号 (第5次申請)	その他の加 工施設	圧力逃がし機構 —	{8025-6}	C	第2類
		可燃性ガス配管 —	{8025-7}	B	第2類
		燃料開発設備 小型雰囲気可変炉	{8026}	C	第2類
		自動窒素ガス切替機構(窒素ガス配管含む) —	{8026-2}	B	第2類
		空気混入防止機構 —	{8026-3}	B	第2類
		過加熱防止機構 —	{8026-4}	B	第2類
		圧力逃がし機構 —	{8026-5}	C	第2類
		可燃性ガス配管 —	{8026-6}	B	第2類
		分析設備 計量設備架台 No.12	{8066-4}	— (撤去)	—
		分析設備 計量設備架台 No.13	{8070-3}	— (撤去)	—
		分析設備 計量設備架台 No.14	{8070-4}	— (撤去)	—
		計量設備 上皿電子天秤	{8068}	C	—
		放射線測定装置 —	{8068-2}	C	—
		試験開発設備 試験設備ベース	{8083-3}	— (撤去)	—

・第5次申請の申請対象のうち、以下については先行申請(第3次申請)の各機器の保全区分一覧表にまとめて整理した。

第1加工棟、通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))、緊急設備 コンクリート閉止部 緊急設備 大型外扉、緊急設備 外扉

・第5次申請の申請対象のうち、以下については先行申請(第4次申請)の各機器の保全区分一覧表にまとめて整理した。

第2加工棟、ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱置台部、ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部、ペレット編成挿入機 No.1 波板移動部、ペレット編成挿入機 No.1 ペレット編成挿入部、燃料棒解体装置 No.1、燃料棒トレイ置台、脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部、脱ガス設備 No.1 運搬台車、第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-1 部、第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-1 部、}第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-2 部、第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-2 部、燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移動(1)部、燃料棒搬送設備 No.1 被覆管コンベア部、燃料棒搬送設備 No.1 除染コンベア部、燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒トレイ移動部、燃料棒搬送設備 No.2 燃料棒移送装置(A)、燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒移送装置(2)、ペレット検査台 No.2、{3021}燃料棒搬送設備 No.8 被覆管コンベア No.8-1 部、燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移動 No.8-1 部、{3023}燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移動 No.8-2 部、ペレット一時保管台、ペレット検査装置 No.5、ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット保管箱搬送部、ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット編成挿入部、燃料棒解体装置 No.2、計量設備架台 No.9、計量設備架台 No.10、燃料棒搬送設備 No.9、燃料棒集合体保管ラック C 型 No.1、燃料棒集合体保管ラック D 型 No.1、第5廃棄物貯蔵棟、通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))

保全重要度が高い系統、設備又は機器に関する説明書

加工施設における保全重要度について、「補修及び改造基準（基保-018）」に従い、加工施設の安全上の重要度に応じ、下表に示す「保全区分」に従い管理を行う。

保全重要度	保全区分
系統・設備又は機器において、重要な安全機能 ^(※1) に影響のある構成機器のうち、故障の可能性が大きく、検知修復性がないもの	A
系統・設備又は機器において、重要な安全機能 ^(※1) に影響のある構成機器のうち、故障の可能性が小さいもの、又は故障の可能性は大きいが見知修復性があるもの	B
系統・設備又は機器において、重要な安全機能 ^(※1) に影響のない構成機器のうち、予防保全対象とすることが適切なもの ^(※2)	C
系統・設備又は機器において、重要な安全機能 ^(※1) に影響のない構成機器のうち、予防保全対象とすることが適切なもの ^(※2) 以外のもの	D

※ 1：事業許可で選定・評価した 4 つの設計基準事故のうち周辺環境への影響が比較的大きい事故及び重大事故に至るおそれがある事故である下記事故の発生防止及び影響緩和の機能

- ・ 爆発による閉じ込め機能の不全

※ 2：当該機器の故障が、許容できない下記の状況等を伴う場合

- ・ 運転員の作業負担等を生じる。
- ・ 修理又は機器交換に時間等を要する。

第 3 次申請、第 4 次申請及び第 5 次申請において、使用前確認を受けようとする対象施設には、保全重要度が高い保全区分 A に該当する機器はない。別紙－ 1 に、撤去する物を除き、各機器の保全区分一覧を示す。

なお、設工認との関連において、各機器の耐震重要度分類を併記する。

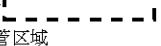
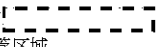
各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	保全区分	耐震重要度 分類
令和2年10月 2日付け原規規 発第2010025号 (第3次申請) (令和3年9月 16日付け熊原第 21-041号にて軽 微な変更の届 出) (令和4年7月 19日付け熊原第 22-012号にて軽 微な変更の届 出) * : 第5次申請 に基づいて、第 3次申請の第1 加工棟に付属設 備として第1加 工棟の建物本体 に設置する当該 の緊急設備を含 むことを示す。	核燃料物質 の貯蔵施設	第1加工棟 —	{1001}	C	第3類
		第1－1貯蔵容器保管設備 第1－1貯蔵容器保管区域	{5064}	— (撤去)	—
		粉末・ペレット貯蔵容器I型 —	{5066}	— (撤去)	—
		第1－1燃料集合体保管設備 第1－1燃料集合体保管区域	{5065}	— (撤去)	—
		第1－1輸送物保管区域 —	{5009}	D	—
	放射性廃棄 物の廃棄施 設	保管廃棄設備 廃棄物保管区域	{6155}	D	—
		保管廃棄設備 廃棄物保管区域	{6156}	D	—
		保管廃棄設備 廃棄物保管区域	{6157}	D	—
		保管廃棄設備 廃棄物保管区域	{6158}	D	—
		保管廃棄設備 廃棄物保管区域	{6159}	D	—
		保管廃棄設備 廃棄物保管区域	{6160}	D	—
		保管廃棄設備 廃棄物保管区域	{6161}	D	—
		保管廃棄設備 廃棄物保管区域	{6162}	D	—
		保管廃棄設備 廃棄物保管区域	{6163}	D	—
		保管廃棄設備 廃棄物保管区域			
	放射線管理 施設	ガンマ線エリアモニタ 検出器	{7008}	C	第3類
	その他の加工 施設	遮蔽壁 遮蔽壁 No. 1	{1008}	C	第1類
		遮蔽壁 遮蔽壁 No. 4	{1011}	C	第1類
		防護壁 防護壁 No. 1	{1012}	C	第1類
		緊急設備 非常用照明	{8038}	C	第3類
		緊急設備 誘導灯	{8038-2}	C	第3類
		緊急設備 避難通路	{8035}	D	—
		緊急設備* コンクリート閉止部	{8044}	C	第3類
		緊急設備* 大型外扉	{8063}	C	第3類
		緊急設備* 外扉	{8064}	C	第3類
		通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))	{8007-7}	C	第3類
		通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))	{8007-10}	C	第3類
		通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))	{8007-8}	C	第3類
		火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)	{8009-5}	C	第3類
		火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)	{8009-6}	C	第3類
		消火設備 消火器	{8010-5}	C	—
		消火設備 屋外消火栓 (仮移設)	{8012-3}	C	第3類
		消火設備 屋外消火栓配管 (仮移設)	{8012-5}	C	第3類

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	保全区分	耐震重要度 分類
令和3年5月24 日付け原規規発 第2105241号 (第4次申請) (令和3年11月 8日付け熊原第 21-042号にて軽 微な変更の届 出) (令和4年7月 19日付け熊原第 22-013号にて軽 微な変更の届 出)	成型施設	第2加工棟 —	{1002}	C	第1類
	被覆施設	ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱置台部	{3001}	C	第1類
		ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱搬送部	{3002}	C	第1類
		ペレット編成挿入機 No. 1 波板移載部	{3003}	C	第1類
		ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット編成挿入部	{3004}	C	第1類
		燃料棒解体装置 No. 1 —	{3006}	C	第2類
		燃料棒トレイ置台 —	{3007}	C	第1類
		脱ガス設備 No. 1 真空加熱炉部	{3008}	C	第1類
		燃料棒トレイ —	{3008-2}	C	—
		脱ガス設備 No. 1 運搬台車	{3009}	C	第1類
		第二端栓溶接設備 No. 1 燃料棒搬送 No. 1-1 部	{3010}	C	第1類
		第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-1 部	{3011}	C	第1類
		第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-2 部	{3012}	C	第1類
		第二端栓溶接設備 No. 1 燃料棒搬送 No. 1-2 部	{3013}	C	第1類
		燃料棒搬送設備 No. 1 燃料棒移載 (1) 部	{3014}	C	第1類
		燃料棒搬送設備 No. 1 被覆管コンベア部	{3015}	C	第1類
		燃料棒搬送設備 No. 1 除染コンベア部	{3016}	C	第1類
		燃料棒搬送設備 No. 1 燃料棒トレイ移載部	{3017}	C	第1類
		燃料棒搬送設備 No. 2 燃料棒移送装置 (A) —	{3018}	C	第1類
		燃料棒搬送設備 No. 3 燃料棒移載装置 (2) —	{3019}	C	第1類
		ペレット検査台 No. 2 —	{3020}	C	第2類
		燃料棒搬送設備 No. 8 被覆管コンベア No. 8-1 部	{3021}	C	第1類
		燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-1 部	{3022}	C	第1類
		燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-2 部	{3023}	C	第1類
		ペレット一時保管台 —	{3024}	C	第1類
		ペレット検査装置 No. 5 —	{3025}	C	第1類
		ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット保管箱搬送部	{3026}	C	第1類
		ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット編成挿入部	{3027}	C	第1類
		燃料棒解体装置 No. 2 —	{3028}	C	第2類
		計量設備架台 No. 9 —	{3029}	C	第2類
		計量設備架台 No. 10 —	{3030}	C	第2類

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	保全区分	耐震重要度 分類
令和3年5月24 日付け原規規発 第2105241号 (第4次申請) (令和3年11月 8日付け熊原第 21-042号にて軽 微な変更の届 出) (令和4年7月 19日付け熊原第 22-013号にて軽 微な変更の届 出)	被覆施設	燃料棒搬送設備 No. 9 —	{3031}	C	第2類
	核燃料物質 の貯蔵施設	燃料集合体保管ラック C 型 No. 1 —	{5053}	C	第1類
		燃料集合体保管ラック C 型 No. 2 —	{5054}	C	第1類
		燃料集合体保管ラック D 型 No. 1 —	{5055}	C	第1類
	放射性廃棄 物の廃棄施 設	第2廃棄物貯蔵棟 (撤去) —	{1014}	C	第3類
		保管廃棄設備  (撤去) 廃棄物保管区域	{6137-2}	D	—
		第5廃棄物貯蔵棟 —	{1006}	C	第3類
		保管廃棄設備  (撤去) 廃棄物保管区域	{6137}	D	—
	放射線管理 施設	モニタリングポスト No. 1 —	{7026}	C	第2類
		モニタリングポスト No. 2 —	{7027}	C	第2類
		放射線監視盤 (モニタリングポスト) —	{7027-2}	C	第2類
	その他の加 工施設	通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))	{8007}	C	第3類
		通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ))	{8007-12}	C	第3類
		通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))	{8007-11}	C	第3類
		通信連絡設備 所内通信連絡設備 (固定電話機)	{8007-13}	D	—
		火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)	{8009}	C	第3類
		火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)	{8009-11}	C	第3類
		消火設備 消火器	{8010}	C	—
		緊急設備 避難通路	{8027}	D	—
		緊急設備 非常用照明	{8029}	C	第3類
		緊急設備 誘導灯	{8029-4}	C	第3類
		緊急設備 防護壁及び防護柵	{8048}	C	第1類
		緊急設備 防護壁	{8049}	C	第1類
		緊急設備 コンクリート閉止部	{8050}	C	第1類
		緊急設備 堰、密閉構造扉 (設置場所: 第2加工棟)	{8051}	D	第1類
		火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)	{8009-10}	— (撤去)	—
		消火設備 消火器	{8010-8}	— (撤去)	—
		緊急設備 非常用照明	{8038-3}	— (撤去)	—
		通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ))	{8007-5}	C	第3類
		通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))	{8007-6}	C	第3類
		火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)	{8009-4}	C	第3類
		消火設備 消火器	{8010-4}	C	—

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	保全区分	耐震重要度 分類
令和3年5月24 日付け原規規発 第2105241号 (第4次申請) (令和3年11月 8日付け熊原第 21-042号にて軽 微な変更の届 出) (令和4年7月 19日付け熊原第 22-013号にて軽 微な変更の届 出)	その他の加 工施設	緊急設備 避難通路	{8034}	D	—
		緊急設備 非常用照明	{8037}	C	第3類
		緊急設備 誘導灯	{8037-2}	C	第3類
		消火設備 屋外消火栓配管（仮移設）	{8012-6}	C	第3類

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	保全区分	耐震重要度 分類
令和4年11月 16日付け原規規 発第2211164号 (第5次申請)	成型施設	粉末缶搬送機 No. 2-1 粉末缶昇降リフト —	{2042}	C	第1類
		粉末缶搬送機 No. 2-1 粉末缶移載機 —	{2043}	C	第1類
		粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機 —	{2044}	C	第1類
		粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機 —	{2045}	C	第1類
		粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器	{2046}	C	—
		粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器昇降リフト	{2047}	C	第1類
		供給瓶 No. 2-1 供給瓶	{2048}	C	第1類
		プレス No. 2-1 —	{2050}	C	第1類
		焙焼炉 No. 2-1 研磨屑乾燥機	{2051}	C	第1類
		焙焼炉 No. 2-1 破碎装置	{2052}	C	第1類
		焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱フード	{2053}	C	第1類
		焙焼炉 No. 2-1 粉末取扱機	{2054}	C	第1類
		焙焼炉 No. 2-1 焙焼炉	{2055}	C	第1類
		計量設備架台 No. 4 —	{2057}	C	第1類
		焼結炉搬送機 No. 2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット搬送部	{2058}	C	第1類
		焼結炉搬送機 No. 2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット採取部	{2059}	C	第1類
		焼結炉搬送機 No. 2-1 圧粉ペレット搬送装置 圧粉ペレット移載部	{2060}	C	第1類
		焼結炉搬送機 No. 2-1 ボート搬送装置 ボート搬送装置部	{2061}	C	第1類
		焼結炉搬送機 No. 2-1 ボート搬送装置 段積装置部	{2062}	C	第1類
		有軌道搬送装置 —	{2063}	C	第1類
		連続焼結炉 No. 2-1 —	{2064}	C	第1類
		自動窒素ガス切替機構（窒素ガス配管含む） —	{2064-2}	B	第1類
		空気混入防止機構 —	{2064-3}	B	第1類
		失火検知機構 —	{2064-4}	B	第1類
		過加熱防止機構 —	{2064-5}	B	第1類
		冷却水圧力低下検知機構 —	{2064-6}	C	第1類
		圧力逃がし機構 —	{2064-7}	C	第1類
		可燃性ガス配管 —	{2064-8}	B	第1類
		焼結ボート置台 焼結ボート置台部	{2065}	C	第1類

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	保全区分	耐震重要度 分類
令和4年11月 16日付け原規規 発第2211164号 (第5次申請)	成型施設	焼結ボート置台 焼結ボート解体部	{2066}	C	第1類
		ペレット搬送設備 No. 2-1 ペレット移載部	{2067}	C	第1類
		ペレット搬送設備 No. 2-1 SUSトレイ搬送部	{2068}	C	第1類
		ペレット搬送設備 No. 2-1 SUSトレイ保管台部	{2069}	C	第1類
		センタレス研削装置 No. 2-1 ペレット供給機	{2070}	C	第1類
		センタレス研削装置 No. 2-1 センタレス研削盤	{2071}	C	第1類
		センタレス研削装置 No. 2-1 ペレット乾燥機	{2072}	C	第1類
		ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移載装置 ペレット検査台部	{2073}	C	第1類
		ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移載装置 ペレット移載部	{2074}	C	第1類
		ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット移載装置 ペレット採取部	{2075}	C	第1類
		ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット搬送装置 波板搬送コンベア No. 1 部	{2076}	C	第1類
		ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット搬送装置 波板搬送コンベア No. 2 部	{2077}	C	第1類
		ペレット搬送設備 No. 2-2 ペレット搬送装置 目視検査部	{2078}	C	第1類
		ペレット搬送設備 No. 2-2 波板移載装置 入庫前コンベア部	{2079}	C	第1類
		ペレット搬送設備 No. 2-2 波板移載装置 波板移載部	{2080}	C	第1類
		センタレス研削装置 No. 2-1 研磨屑回収装置	{2081}	C	第1類
		センタレス研削装置 No. 2-1 研削液タンク	{2082}	C	第1類
		センタレス研削装置 No. 2-1 配管	{2083}	C	第1類
		計量設備架台 No. 7 —	{2084}	C	第1類
		ペレット検査台 No. 1 —	{2085}	C	第1類
		焙焼炉 No. 2-1 運搬台車 —	{2087}	D	—
		スクラップ保管ラック F 型運搬台車 —	{2089}	D	—
		ペレット運搬台車 No. 3 —	{2090}	D	—
	被覆施設	X線透過試験機 No. 1 —	{3032}	C	第2類
		ヘリウムリーク試験機 No. 1 トレイ挿入部	{3033}	C	第2類
		ヘリウムリーク試験機 No. 1 ヘリウムリーク試験部	{3034}	C	第2類
		燃料棒検査台 No. 1 燃料棒移送 (B) 部	{3035}	C	第2類
		燃料棒検査台 No. 1 石定盤部	{3036}	C	第2類

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	保全区分	耐震重要度 分類
令和4年11月 16日付け原規規 発第2211164号 (第5次申請)	被覆施設	燃料棒検査台 No.1 燃料棒移送 (C) 部	{3037}	C	第2類
		燃料棒搬送設備 No.4 ストックコンベア (1) 部	{3038}	C	第2類
		燃料棒搬送設備 No.4 燃料棒移載 (3) 部	{3039}	C	第2類
		燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒移載 (4) 部	{3040}	C	第2類
		燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒置台 (1) 部	{3041}	C	第2類
		燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒置台 (2) 部	{3042}	C	第2類
		燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒コンベア (1) 部	{3043}	C	第2類
		燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒コンベア (2) 部	{3044}	C	第2類
		燃料棒搬送設備 No.6 燃料棒移載 (5) 部	{3045}	C	第2類
		燃料棒搬送設備 No.6 ストックコンベア (2) 部	{3046}	C	第2類
		燃料棒搬送設備 No.6 燃料棒移載 (6) 部	{3047}	C	第2類
	組立施設	組立機 No.1 燃料棒挿入装置 (1) —	{4001}	C	第2類
		組立機 No.2 燃料棒挿入装置 (1) —	{4002}	C	第2類
		組立機 No.1 組立定盤部	{4003}	C	第2類
		組立機 No.1 スウェーjing部	{4004}	C	第2類
		組立機 No.2 組立定盤部	{4005}	C	第2類
		組立機 No.2 スウェーjing部	{4006}	C	第2類
		燃料集合体取扱機 No.1 —	{4007}	C	第2類
		堅型定盤 No.1 —	{4008}	C	第2類
		燃料集合体外観検査装置 No.1 —	{4009}	C	第2類
		立会検査定盤 No.1 燃料棒移送 (D) 部	{4010}	C	第2類
		立会検査定盤 No.1 石定盤部	{4011}	C	第2類
		立会検査定盤 No.1 燃料棒移送 (E) 部	{4012}	C	第2類
		2 ton 天井クレーン No.1 —	{4013}	C	第1類
		2.8 ton 天井クレーン —	{4014}	C	第1類
		燃料棒運搬台車 No.1 —	{4015}	D	—

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	保全区分	耐震重要度 分類
令和4年11月 16日付け原規規 発第2211164号 (第5次申請)	核燃料物質 の貯蔵施設	スクラップ保管ラックF型No.2-1 —	{5036}	C	第1類
		スクラップ保管ラックD型No.2-1 —	{5037}	C	第1類
		スクラップ保管ラックE型No.2-1 —	{5038}	C	第1類
		ペレット保管ラックD型No.2-1 —	{5039}	C	第1類
		ペレット搬送設備No.3 ペレット保管箱台車	{5042}	C	第1類
		ペレット搬送設備No.3 ペレット保管箱台車No.1	{5043}	C	第1類
		ペレット搬送設備No.3 ペレット保管箱台車No.2	{5044}	C	第1類
		ペレット搬送設備No.4 ペレットリフター	{5045}	C	第1類
		ペレット搬送設備No.4 ペレット保管箱受台	{5046}	C	第1類
		ペレット保管ラックE型リフター —	{5048}	C	第1類
		第2-2燃料集合体保管区域 —	{5056}	D	—
		第2-3燃料集合体保管区域 —	{5057}	D	—
		第2-1燃料集合体保管区域 —	{5058}	D	—
		第2-4燃料集合体保管区域 —	{5059}	D	—
		5ton天井クレーン —	{5060}	C	第1類
		分析試料保管棚 —	{5061}	C	第1類
		開発試料保管棚 —	{5062}	C	第1類
		ペレット保管ラックE型No.2-1 —	{5047}	C	第1類
		輸送容器搬送コンベアNo.1-1 —	{5011}	C	第1類
		輸送容器搬送コンベアNo.1-2 —	{5012}	C	第1類
		粉末缶移載装置No.1-1 —	{5015}	C	第1類
		粉末缶移載装置No.1-2 —	{5016}	C	第1類
		粉末缶搬送コンベアNo.1 —	{5019}	C	第1類
		輸送容器搬送コンベアNo.2-1 —	{5013}	C	第1類
		輸送容器搬送コンベアNo.2-2 —	{5014}	C	第1類
		粉末缶移載装置No.2-1 —	{5017}	C	第1類
		粉末缶移載装置No.2-2 —	{5018}	C	第1類
		粉末缶搬送コンベアNo.2 —	{5020}	C	第1類

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	保全区分	耐震重要度 分類
令和4年11月 16日付け原規規 発第2211164号 (第5次申請)	核燃料物質 の貯蔵施設	原料保管設備D型 No. 1 —	{5030}	C	第1類
		粉末保管パレット —	{5030-2}	C	—
		原料搬送設備 No. 2 粉末スタッカクレーン	{5021}	C	第1類
		原料搬送設備 No. 2 粉末缶コンベア	{5022} {5023}	C	第1類
		原料搬送設備 No. 2 粉末缶受台	{5024}	C	第1類
		原料搬送設備 No. 2 粉末缶台車	{5025}	C	第1類
		原料保管設備E型 No. 1 —	{5031}	C	第1類
		原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No. 1	{5026}	C	第1類
		原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No. 2	{5027}	C	第1類
		原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No. 3	{5028}	C	第1類
		原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機 No. 4	{5029}	C	第1類
		保管容器F型 —	{5001}	C	なし
		保管容器F型(中性子吸収板I型内蔵型) —	{5002}	C	なし
		ペレット保管ラックB型 No. 1 —	{5040}	C	第1類
		ペレット保管パレット —	{5040-2}	C	第1類
		ペレット搬送設備 No. 3 ペレットスタッカクレーン	{5041}	C	第1類
		保管容器G型 —	{5004}	C	なし
		燃料棒保管ラックB型 No. 1 —	{5049}	C	第1類
		燃料棒保管ラックB型 No. 2 —	{5050}	C	第1類
		燃料棒搬送設備 No. 7 燃料棒スタッカクレーン	{5052}	C	第2類
		燃料棒搬送設備 No. 7 燃料棒トレイコンベア	{5051}	C	第2類
		保管容器H型 —	{5005}	C	なし
	放射性廃棄 物の廃棄施 設	気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅰ(部屋排気系統) 排風機(301-F)	{6001}	C	第2類
		気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅱ(部屋排気系統) 排風機(302-F)	{6002}	C	第2類
		気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅲ(部屋排気系統) 排風機(303-F)	{6003}	C	第2類
		気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅳ(部屋排気系統) 排風機(304-F)	{6004}	C	第2類
		気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅴ(局所排気系統) 排風機(305-F)	{6005}	C	第2類
		気体廃棄設備 No. 1 系統Ⅵ(局所排気系統) 排風機(306-F)	{6006}	C	第2類

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	保全区分	耐震重要度 分類
令和4年11月 16日付け原規規 発第2211164号 (第5次申請)	放射性廃棄 物の廃棄施 設	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ (部屋排気系統) 排風機 (307-F)	{6007}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) 排風機 (308-F)	{6008}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-401)	{6009}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-402)	{6010}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-403)	{6011}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅳ (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-404)	{6012}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅴ (局所排気系統) フィルタユニット (FU-405)	{6013}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅵ (局所排気系統) フィルタユニット (FU-406)	{6014}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ (部屋排気系統) フィルタユニット (FU-407)	{6015}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) フィルタユニット (FU-408)	{6016}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅴ (局所排気系統) フィルタユニット (設備排気用)	{6017}	C	第1類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅵ (局所排気系統) フィルタユニット (設備排気用)	{6018}	C	第3類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) フィルタユニット (設備排気用)	{6019}	C	第1類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ (部屋排気系統) ダクト	{6020}	C	第1類 ^{※1} 第2類 ^{※2} 第3類 ^{※3} 第3類 ^{※4}
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ (部屋排気系統) ダクト	{6021}	C	第1類 ^{※1} 第2類 ^{※2} 第3類 ^{※4}
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ (部屋排気系統) ダクト	{6022}	C	第1類 ^{※1} 第2類 ^{※2} 第3類 ^{※4}
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅳ (部屋排気系統) ダクト	{6023}	C	第1類 ^{※1} 第2類 ^{※2} 第3類 ^{※4}
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅴ (局所排気系統) ダクト	{6024}	C	第1類 ^{※1} 第2類 ^{※2} 第3類 ^{※3} 第3類 ^{※4}
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅵ (局所排気系統) ダクト	{6025}	C	第1類 ^{※1} 第2類 ^{※2} 第3類 ^{※4}
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ (部屋排気系統) ダクト	{6026}	C	第1類 ^{※1} 第2類 ^{※2} 第3類 ^{※3} 第3類 ^{※4}
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) ダクト	{6027}	C	第1類 ^{※1} 第2類 ^{※2} 第3類 ^{※3} 第3類 ^{※4}
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ (部屋排気系統) 閉じ込め弁	{6028}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ (部屋排気系統) 閉じ込め弁	{6029}	C	第2類

※1：損傷によって、安全機能を維持すべき第1類設備・機器及び避難経路に影響する区間（防火ダンパーの直近の支持から火災区画境界の支持までの第1類の支持間隔とする区間を含む。）

※2：排風機室側のフィルタユニット（FU-401, FU-402, FU-403, FU-404, FU-405, FU-406, FU-407, FU-408）から排風機（301-F, 302-F, 303-F, 304-F, 305-F, 306-F, 307-F, 308-F）までの区間

※3：損傷によって、安全機能を維持すべき第1類設備・機器に影響する区間以外の第1類設備上にあり、第1類相当の支持構造物の固定を行う区間

※4：※1、※2、※3に該当する区間以外の区間

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	保全区分	耐震重要度 分類
令和4年11月 16日付け原規規 発第2211164号 (第5次申請)	放射性廃棄 物の廃棄施 設	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ (部屋排気系統) 閉じ込め弁	{6030}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅳ (部屋排気系統) 閉じ込め弁	{6031}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅴ (局所排気系統) 閉じ込め弁	{6032}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅵ (局所排気系統) 閉じ込め弁	{6033}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ (部屋排気系統) 閉じ込め弁	{6034}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) 閉じ込め弁	{6035}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ 系統Ⅱ 系統Ⅴ (給気系統) 閉じ込め弁	{6036}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ 系統Ⅵ (給気系統) 閉じ込め弁	{6036-2}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅳ (給気系統) 閉じ込め弁	{6036-3}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ 系統Ⅷ (給気系統) 閉じ込め弁	{6036-4}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	{6037}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替用)	{6037-2}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (リサイクル運転切替用)	{6037-3}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	{6038}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	{6039}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅳ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	{6040}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅴ (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	{6041}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅵ (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	{6042}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	{6043}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (ワンスルー運転切替用)	{6043-2}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー (リサイクル運転切替用)	{6043-3}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	{6044}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ 系統Ⅱ 系統Ⅴ (給気系統) 閉じ込めダンパー	{6045}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ 系統Ⅵ (給気系統) 閉じ込めダンパー	{6045-2}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅳ (給気系統) 閉じ込めダンパー	{6045-3}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ 系統Ⅷ (給気系統) 閉じ込めダンパー	{6045-4}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ 系統Ⅱ 系統Ⅴ (給気系統) 給気ユニット (201AC)	{6046}	C	第3類
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ 系統Ⅵ (給気系統) 給気ユニット (202AC)	{6046-2}	C	第3類

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	保全区分	耐震重要度 分類
令和4年11月 16日付け原規規 発第2211164号 (第5次申請)	放射性廃棄 物の廃棄施 設	気体廃棄設備 No.1 系統IV (給気系統) 給気ユニット (203SU)	{6046-3}	C	第3類
		気体廃棄設備 No.1 系統VII系統VIII (給気系統) 給気ユニット (204AC)	{6046-4}	C	第3類
		気体廃棄設備 No.1 系統I 系統II 系統V (給気系統) ダクト	{6047}	C	第1類 ^{※1} 第3類 ^{※3} 第3類 ^{※4}
		気体廃棄設備 No.1 系統III 系統VI (給気系統) ダクト	{6047-2}	C	第3類 ^{※4}
		気体廃棄設備 No.1 系統IV (給気系統) ダクト	{6047-3}	C	第3類 ^{※4}
		気体廃棄設備 No.1 系統VII系統VIII (給気系統) ダクト	{6047-4}	C	第1類 ^{※1} 第3類 ^{※3} 第3類 ^{※4}
		気体廃棄設備 No.1 系統I 系統II 系統V 差圧計	{6048}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統III 系統VI 差圧計	{6048-2}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統IV 差圧計	{6048-3}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 系統VII系統VIII 差圧計	{6048-4}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.1 (系統I、系統II、系統V、給気系統) —	{6048-5}	C	第1類、 第2類、 第3類 (第1類 ^{※1} 第2類 ^{※2} 第3類 ^{※3} 第3類 ^{※4} を含む。)
		気体廃棄設備 No.1 (系統III、系統VI、給気系統) —	{6048-6}	C	
		気体廃棄設備 No.1 (系統IV、給気系統) —	{6048-7}	C	
		気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系統VIII、給気系統) —	{6048-8}	C	
		第1廃棄物貯蔵棟 —	{1004}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統) No.1 排風機	{6049}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統) No.2 排風機	{6050}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.3 排風機	{6051}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.4 排風機	{6052}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) No.5 排風機	{6053}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.2 系統4 (局所排気系統) No.6 排風機	{6054}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋排気系統) No.1 フィルタユニット	{6055}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.2 系統2 (局所排気系統) No.2 フィルタユニット	{6056}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.3 フィルタユニット	{6059}	C	第3類 ^{※5}
		気体廃棄設備 No.2 系統3 (局所排気系統) No.4 フィルタユニット	{6060}	C	第3類 ^{※5}

※1：損傷によって、安全機能を維持すべき第1類設備・機器及び避難経路に影響する区間（防火ダンパーの直近の支持から火災区画境界の支持までの第1類の支持間隔とする区間を含む。）

※2：排風機室側のフィルタユニット（FU-401, FU-402, FU-403, FU-404, FU-405, FU-406, FU-407, FU-408）から排風機（301-F, 302-F, 303-F, 304-F, 305-F, 306-F, 307-F, 308-F）までの区間

※3：損傷によって、安全機能を維持すべき第1類設備・機器に影響する区間以外の第1類設備上にあり、第1類相当の支持構造物の固定を行う区間

※4：※1、※2、※3に該当する区間以外の区間

※5：第2類の設備への波及的影響考慮のため、耐震重要度分類第2類相当の設計とする。

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	保全区分	耐震重要度 分類
令和4年11月 16日付け原規規 発第2211164号 (第5次申請)	放射性廃棄 物の廃棄施 設	気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) No. 5 フィルタユニット	{6057}	C	第2類
		気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) No. 6 フィルタユニット	{6061}	C	第3類
		気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) No. 7 フィルタユニット	{6062}	C	第3類
		気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) No. 8 フィルタユニット	{6058}	C	第2類
		気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気系統) ダクト	{6063}	C	第2類 ^{※6} 第3類 ^{※7}
		気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気系統) ダクト	{6064}	C	第2類 ^{※6} 第3類 ^{※7}
		気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) ダクト	{6065}	C	第2類 ^{※6} 第3類 ^{※7}
		気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) ダクト	{6066}	C	第2類 ^{※6} 第3類 ^{※7}
		気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気系統) 閉じ込め弁	{6067}	C	第2類
		気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気系統) 閉じ込め弁	{6068}	C	第2類
		気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) 閉じ込め弁	{6069}	C	第2類
		気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) 閉じ込め弁	{6070}	C	第2類
		気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統) 閉じ込め弁	{6071}	C	第2類
		気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (急冷塔給気) 閉じ込め弁	{6071-2}	C	第2類
		気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (フィルタ冷却給気) 閉じ込め弁	{6071-3}	C	第2類
		気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (自然給気) 閉じ込め弁	{6071-4}	C	第2類
		気体廃棄設備 No. 2 系統 1 (部屋排気系統) 閉じ込めダンパー	{6072}	C	第2類
		気体廃棄設備 No. 2 系統 2 (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	{6073}	C	第2類
		気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	{6074}	C	第2類
		気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (局所排気系統) 閉じ込めダンパー	{6075}	C	第2類
		気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統) 閉じ込めダンパー	{6076}	C	第2類
		気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (急冷塔給気) 閉じ込めダンパー	{6076-2}	C	第2類
		気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (フィルタ冷却給気) 閉じ込めダンパー	{6076-3}	C	第2類
		気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (自然給気) 閉じ込めダンパー	{6076-4}	C	第2類
		気体廃棄設備 No. 2 系統 1 系統 2 系統 3 系統 4 (給気系統) 給気フィルタ	{6077}	C	第3類
		気体廃棄設備 No. 2 系統 4 (急冷塔給気) 給気フィルタ	{6077-2}	C	第3類 ^{※8}
		気体廃棄設備 No. 2 系統 3 (フィルタ冷却給気) 給気フィルタ	{6077-3}	C	第3類 ^{※8}

※6：排風機室側のフィルタユニット (No. 1, No. 2, No. 5, No. 8) から排風機 (No. 1, No. 2, No. 3, No. 4, No. 5, No. 6) までの区間

※7：※6に該当する区間以外の区間

※8：耐震重要度分類第3類の設備であるが、耐震重要度分類第2類の設備と構造的に一体となっているため、耐震重要度分類第2類に相当する水平震度による耐震評価としている。

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	保全区分	耐震重要度 分類
令和4年11月 16日付け原規規 発第2211164号 (第5次申請)	放射性廃棄 物の廃棄施設	気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (自然給気) 給気フィルタ	{6077-4}	C	第3類 ^{※2}
		気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統) 給気ファン	{6078}	C	第3類
		気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 (給気系統) ダクト	{6079}	C	第3類
		気体廃棄設備 No.2 系統1 系統2 系統3 系統4 差圧計	{6080}	C	第2類
		気体廃棄設備 No.2 (系統1、系統2、系統3、系統4、給気系統) —	{6080-2}	C	第2類 (第2類 ^{※6} を含む。)、第3類 (第3類 ^{※1} 、第3類 ^{※2} を含む。)
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) フィルタユニット (設備排気用)	{6019-2}	— (部分撤去)	—
		気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ (局所排気系統) ダクト	{6027-2}	— (部分撤去)	—
		第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.1	{6081}	C	第3類
		第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.2	{6082}	C	第3類
		第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.3	{6083}	C	第3類
		第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.4	{6084}	C	第3類
		第1廃液処理設備 遠心分離機 No.1	{6087}	C	第3類
		第1廃液処理設備 遠心分離機 No.2	{6088}	C	第3類
		第1廃液処理設備 遠心分離機 No.3	{6089}	C	第3類
		第1廃液処理設備 遠心分離機 No.4	{6090}	C	第3類
		第1廃液処理設備 遠心ろ過機 No.1	{6091}	C	第3類
		第1廃液処理設備 遠心ろ過機 No.2	{6092}	C	第3類
		第1廃液処理設備 ろ過水槽 No.1	{6093}	C	第3類
		第1廃液処理設備 ろ過水槽 No.2	{6094}	C	第3類
		第1廃液処理設備 処理水槽 No.1	{6095}	C	第3類
		第1廃液処理設備 処理水槽 No.2	{6096}	C	第3類
		第1廃液処理設備 処理水槽 No.3	{6097}	C	第3類
		第1廃液処理設備 処理水槽 No.4	{6098}	C	第3類
		第1廃液処理設備 配管	{6099}	C	第3類
		分析廃液処理設備 反応槽	{6100}	C	第3類

※6：排風機室側のフィルタユニット (No.1, No.2, No.5, No.8) から排風機 (No.1, No.2, No.3, No.4, No.5, No.6) までの区間

※7：※6に該当する区間以外の区間

※8：耐震重要度分類第3類の設備であるが、耐震重要度分類第2類の設備と構造的に一体となっているため、耐震重要度分類第2類に相当する水平震度による耐震評価としている。

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	保全区分	耐震重要度 分類
令和4年11月 16日付け原規規 発第2211164号 (第5次申請)	放射性廃棄 物の廃棄施 設	分析廃液処理設備 ろ過水貯槽	{6100-2}	C	第3類
		分析廃液処理設備 スラッジ乾燥機	{6101}	C	第3類
		分析廃液処理設備 配管	{6102}	C	第3類
		開発室廃液処理設備 凝集沈殿槽	{6103}	C	第3類
		開発室廃液処理設備 遠心分離機	{6104}	C	第3類
		開発室廃液処理設備 貯槽	{6105}	C	第3類
		開発室廃液処理設備 配管	{6106}	C	第3類
		第2廃液処理設備 集水槽	{6107}	C	第3類
		第2廃液処理設備 集水槽 No. 2	{6108}	C	第3類
		第2廃液処理設備 凝集槽	{6109}	C	第3類
		第2廃液処理設備 沈殿槽 No. 1	{6110}	C	第3類
		第2廃液処理設備 タンク No. 1	{6110-2}	C	第3類
		第2廃液処理設備 沈殿槽 No. 2	{6111}	C	第3類
		第2廃液処理設備 タンク No. 2	{6111-2}	C	第3類
		第2廃液処理設備 加圧脱水機	{6112}	C	第3類
		第2廃液処理設備 スラッジ乾燥機	{6113}	C	第3類
		第2廃液処理設備 ろ過装置 No. 1	{6114}	C	第3類
		第2廃液処理設備 ろ過装置 No. 2	{6115}	C	第3類
		第2廃液処理設備 受水槽 No. 1	{6117}	C	第3類
		第2廃液処理設備 配管	{6118}	C	第3類
		第2廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 1	{6119}	C	第3類
		第2廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 2	{6120}	C	第3類
		第2廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 3	{6121}	C	第3類
		第2廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 4	{6122}	C	第3類
		第2廃液処理設備貯留設備 配管	{6123}	C	第3類
		W1廃液処理設備 蒸発乾固装置	{6124}	C	第3類
		W1廃液処理設備 凝集沈殿槽	{6125}	C	第3類
		W1廃液処理設備 タンク No. 1	{6126}	C	第3類

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	保全区分	耐震重要度 分類
令和4年11月 16日付け原規規 発第2211164号 (第5次申請)	放射性廃棄 物の廃棄施 設	W1廃液処理設備 タンク No. 2	{6127}	C	第3類
		W1廃液処理設備 タンク No. 3	{6128}	C	第3類
		W1廃液処理設備 ろ過機	{6129}	C	第3類
		W1廃液処理設備 圧搾脱水機	{6130}	C	第3類
		W1廃液処理設備 スラッジ乾燥機	{6131}	C	第3類
		W1廃液処理設備 受水槽	{6132}	C	第3類
		W1廃液処理設備 貯留槽 No. 1	{6133}	C	第3類
		W1廃液処理設備 貯留槽 No. 2	{6134}	C	第3類
		W1廃液処理設備 貯留槽 No. 3	{6135}	C	第3類
		W1廃液処理設備 配管	{6136}	C	第3類
		焼却設備 焼却炉	{6138}	B	第2類
		失火検知機構 —	{6138-2}	B	第2類
		過加熱防止機構 —	{6138-3}	B	第2類
		圧力逃がし機構 —	{6138-4}	C	第2類
		可燃性ガス配管 —	{6138-5}	B	第2類
		焼却設備 バグフィルタ	{6139}	C	第2類
		焼却設備 投入プッシャ	{6140}	C	第2類
		焼却設備 前処理フード	{6141}	C	第2類
		焼却設備 フィルタ処理フード	{6142}	C	第2類
		焼却設備 投入リフタ	{6143}	C	第2類
		焼却設備 急冷塔	{6144}	C	第2類
		湿式除染機 湿式除染部	{6145}	C	第3類
		湿式除染機 水洗除染タンク	{6146}	C	第3類 ^{※5}
		乾式除染機 —	{6147}	C	第3類 ^{※5}
		ホイストクレーン 2トンチェンブロック	{6148}	C	第2類
		ホイストクレーン 1トンチェンブロック	{6149}	C	第2類
		保管廃棄設備 [■] 廃棄物保管区域	{6153}	D	—
		第3廃棄物貯蔵棟 —	{1005}	C	第3類

※5：第2類の設備への波及的影響考慮のため、耐震重要度分類第2類相当の設計とする。

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	保全区分	耐震重要度 分類
令和4年11月 16日付け原規規 発第2211164号 (第5次申請)	放射性廃棄 物の廃棄施 設	ホイストクレーン 1 トンチェーンブロック	{6151}	C	第3類
		保管廃棄設備 廃棄物保管区域	{6154}	D	—
	放射線管理 施設	ハンドフットクロスモニタ —	{7001} {7003}	C	第3類
		エアシニファ (管理区域内) —	{7004} {7005}	C	第3類
		エアシニファ (排気口) —	{7022} {7023}	C	第3類
		ダストモニタ (換気用モニタ) —	{7006}	C	第2類
		ダストモニタ (排気用モニタ) —	{7024} {7025}	C	第2類
		放射線監視盤 (ダストモニタ) —	{7011} {7013}	C	第2類
		ガンマ線エリアモニタ 検出器	{7009}	C	第3類
		放射線監視盤 (ガンマ線エリアモニタ) —	{7012}	C	第2類
		流し —	{7014}	C	—
		低バックグラウンドカウンタ —	{7016}	C	—
		気象観測装置 —	{7033}	C	—
		警報集中表示盤 —	{7037}	C	—
	その他の加 工施設	発電機・ポンプ棟 —	{1007}	C	第2類・ 第3類 ^{※9}
		遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2	{1009}	C	第1類
		遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3	{1010}	C	第1類
		消火設備 自動式の消火設備	{8011}	C	第1類
		消火設備 屋内消火栓	{8012}	C	第3類
		消火設備 屋外消火栓	{8012-2}	C	第3類
		消火設備 消火器	{8010-2} {8010-3} {8010-7}	C	—
		消火設備 可搬消防ポンプ	{8012-8}	C	—
		緊急設備 漏水検知器 (設置場所: 第2加工棟)	{8052}	C	第1類
		緊急設備 漏水検知器 (設置場所: 第1廃棄物貯蔵棟)	{8056}	C	第2類
		緊急設備 遮水板	{8065} {8065-2}	C	(※10)
		緊急設備 避難通路	{8031} {8033} {8035-2}	D	—
		緊急設備 非常用照明	{8032} {8036} {8038-5}	C	第3類

※9: 発電機棟については第2類として設計し、ポンプ棟については、第2類の地震力を作用させても発電機棟に波及的影響を与えないことを確認したうえで、第3類として設計する。

※10: 遮水板の耐震重要度分類は、当該遮水板を設置する配管と同じ耐震重要度分類とする。

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	保全区分	耐震重要度 分類
令和4年11月 16日付け原規規 発第2211164号 (第5次申請)	その他の加 工施設	緊急設備 誘導灯	{8032-2} {8036-2} {8038-6}	C	第3類
		緊急設備 防護壁又は防護柵 (W1防護壁)	{8055}	C	第2類
		緊急設備 防護壁又は防護柵 (W3防護壁)	{8057}	C	第3類
		緊急設備 緊急遮断弁 (冷却水) (設置場所: 第2加工棟 屋外)	{8059}	C	第1類
		緊急設備 緊急遮断弁 (冷却水) (設置場所: 第1廃棄物貯蔵棟 屋外)	{8059-2}	C	第2類
		緊急設備 上水送水用緊急遮断弁	{8060}	C	第3類
		緊急設備 溢水時手動閉止弁	{8060-2} {8061-2}	C	第3類
		緊急設備 送水ポンプ自動停止装置	{8061}	C	第3類
		緊急設備 堰、密閉構造扉 (設置場所: 第1廃棄物貯蔵棟)	{8064-2}	D	第2類
		緊急設備 可搬型照明	{8038-4}	C	—
		緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス)	{8039} {8039-2}	C	第1類
		緊急設備 緊急遮断弁 (水素ガス)	{8040}	C	第1類
		緊急設備 手動閉止弁 (アンモニア分解ガス)	{8039-3}	C	第3類
		緊急設備 緊急遮断弁 (プロパンガス)	{8041}	C	第1類
		緊急設備 緊急遮断弁 (都市ガス)	{8042}	C	第1類
		緊急設備 手動閉止弁 (プロパンガス)	{8041-2}	C	第3類
		緊急設備 感震計	{8042-2}	C	第1類
		緊急設備 防火ダンパー	{8045}	C	第1類
		緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガス)	{8046} {8046-2}	C	第1類
		緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (プロパンガス)	{8047}	C	第1類
		緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (都市ガス)	{8054}	C	第2類
		緊急設備 防水カバー	{8058}	C	第1類 (※11)
		緊急設備 防水カバー	{8058-2}	C	第2類 (※11)
		緊急設備 防護板	{8062}	C	第1類 第3類 (※12)
		緊急設備 防護板	{8062-2}	C	第2類 (※12)

※11: 防水カバーの耐震重要度分類は、防護対象の設備・機器と同じ耐震重要度分類とする。

(「第2加工棟の第1類設備: 粉末混合機 No. 2-1 粉末投入機、粉末搬送機 No. 2-1 粉末搬送容器昇降リフトの囲い式フード、連続焼結炉 No. 2-1」、「第1廃棄物貯蔵棟の第2類設備: 焼却設備 焼却炉 灰出フードの給気口」)

※12: 防護板の耐震重要度分類は、当該防護板を設置する設備・機器と同じ耐震重要度分類とする。

(「第2加工棟の第1類設備: プレス No. 2-1、焙焼炉 No. 2-1 破碎装置、連続焼結炉 No. 2-1」、「第2加工棟の第3類設備: 燃料開発設備 プレス」、「第1廃棄物貯蔵棟の第2類設備: 気体廃棄設備 No. 2 系統1 (部屋排気系統) No.1 排風機」)

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	保全区分	耐震重要度 分類
令和4年11月 16日付け原規規 発第2211164号 (第5次申請)	その他の加 工施設	通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））	{8007-3} {8007-4} {8007-15}	C	第3類
			{8007-21}		—
		通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））	{8007-14}	C	第3類
			{8007-20}		—
		通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）	{8007-16}	C	—
		通信連絡設備 所内通信連絡設備（無線機）	{8007-17}	C	—
		通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）	{8007-19}	D	—
		通信連絡設備 所外通信連絡設備	{8008}	C	—
		火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）	{8009-2} {8009-3} {8009-8}	C	第3類
		火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）	{8009-12} {8009-13}	C	第3類
		非常用電源設備 No. 1 非常用発電機	{8001}	C	第2類
		非常用電源設備 No. 2 非常用発電機	{8003}	C	第2類
		非常用電源設備 A 非常用発電機	{8005}	C	第2類
		分析設備 粉末取扱フード No. 1	{8013}	C	第3類
		分析設備 粉末取扱フード No. 2	{8014}	C	第3類
		分析設備 粉末取扱フード No. 3	{8015}	C	第3類
		分析設備 ドラフトチャンバ No. 1	{8016}	C	第3類
		分析設備 ドラフトチャンバ No. 2	{8017}	C	第3類
		分析設備 ドラフトチャンバ No. 3	{8018}	C	第3類
		燃料開発設備 スクラップ処理装置	{8019}	C	第2類
		燃料開発設備 試料調整用フード	{8020}	C	第2類
		燃料開発設備 試料調整用フード No. 1	{8021}	C	第2類
		燃料開発設備 試料調整用フード No. 2	{8022}	C	第2類
		燃料開発設備 粉末取扱フード	{8023}	C	第2類
		燃料開発設備 プレス	{8024}	C	第3類
		燃料開発設備 加熱炉	{8025}	C	第2類
		自動窒素ガス切替機構（窒素ガス配管含む） —	{8025-2}	B	第2類
		空気混入防止機構 —	{8025-3}	B	第2類
		過加熱防止機構 —	{8025-5}	B	第2類

各機器の保全区分一覧

設工認の 認可番号等	施設区分	建物・構築物又は設備・機器名称 機器名	管理番号	保全区分	耐震重要度 分類
令和4年11月 16日付け原規規 発第2211164号 (第5次申請)	その他の加工 施設	圧力逃がし機構 —	{8025-6}	C	第2類
		可燃性ガス配管 —	{8025-7}	B	第2類
		燃料開発設備 小型雰囲気可変炉	{8026}	C	第2類
		自動窒素ガス切替機構（窒素ガス配管含む） —	{8026-2}	B	第2類
		空気混入防止機構 —	{8026-3}	B	第2類
		過加熱防止機構 —	{8026-4}	B	第2類
		圧力逃がし機構 —	{8026-5}	C	第2類
		可燃性ガス配管 —	{8026-6}	B	第2類
		分析設備 計量設備架台 No. 12	{8066-4}	— (撤去)	—
		分析設備 計量設備架台 No. 13	{8070-3}	— (撤去)	—
		分析設備 計量設備架台 No. 14	{8070-4}	— (撤去)	—
		計量設備 上皿電子天秤	{8068}	C	—
		放射線測定装置 —	{8068-2}	C	—
		試験開発設備 試験設備ベース	{8083-3}	— (撤去)	—

・第5次申請の申請対象のうち、以下については先行申請（第3次申請）の各機器の保全区分一覧表にまとめて整理した。

第1加工棟、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））、緊急設備 コンクリート閉止部 緊急設備 大型外扉、緊急設備 外扉

・第5次申請の申請対象のうち、以下については先行申請（第4次申請）の各機器の保全区分一覧表にまとめて整理した。

第2加工棟、ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱置台部、ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット保管箱搬送部、ペレット編成挿入機 No. 1 波板移載部、ペレット編成挿入機 No. 1 ペレット編成挿入部、燃料棒解体装置 No. 1、燃料棒トレイ置台、脱ガス設備 No. 1 真空加熱炉部、脱ガス設備 No. 1 運搬台車、第二端栓溶接設備 No. 1 燃料棒搬送 No. 1-1 部、第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-1 部、} 第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-2 部、第二端栓溶接設備 No. 1 燃料棒搬送 No. 1-2 部、燃料棒搬送設備 No. 1 燃料棒移載（1）部、燃料棒搬送設備 No. 1 被覆管コンベア部、燃料棒搬送設備 No. 1 除染コンベア部、燃料棒搬送設備 No. 1 燃料棒トレイ移載部、燃料棒搬送設備 No. 2 燃料棒移送装置（A）、燃料棒搬送設備 No. 3 燃料棒移送装置（2）、ペレット検査台 No. 2、{3021} 燃料棒搬送設備 No. 8 被覆管コンベア No. 8-1 部、燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-1 部、{3023} 燃料棒搬送設備 No. 8 燃料棒移載 No. 8-2 部、ペレット一時保管台、ペレット検査装置 No. 5、ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット保管箱搬送部、ペレット編成挿入機 No. 2-1 ペレット編成挿入部、燃料棒解体装置 No. 2、計量設備架台 No. 9、計量設備架台 No. 10、燃料棒搬送設備 No. 9、燃料集集体保管ラック C 型 No. 1、燃料集集体保管ラック D 型 No. 1、第5廃棄物貯蔵棟、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））